

エコアクション21  
地方公共団体向け  
ガイドライン  
2009年版

2012年8月

環境省

# 目次

はじめに .....	1
序 章 地方公共団体向けガイドラインについて .....	3
1. 業種別ガイドラインの位置付け .....	3
2. 地方公共団体向けガイドラインの適用範囲 .....	3
3. 地方公共団体におけるエコアクション21 .....	3
4. 地方公共団体向けガイドラインの策定の経緯 .....	3
5. 地方公共団体向けガイドラインの主な改訂のポイント .....	4
第1章 エコアクション21ガイドライン 2009年版の概要 .....	5
1. エコアクション21とは .....	5
2. エコアクション21の特徴 .....	8
3. エコアクション21の構成 .....	9
4. エコアクション21の取組フロー .....	10
第2章 エコアクション21の認証・登録制度の概要 .....	12
1. エコアクション21認証・登録制度の目的 .....	12
2. 認証・登録の基本的要件 .....	12
3. 認証・登録の手順 .....	13
第3章 環境経営システム .....	16
I. 計画の策定 (Plan) .....	18
1. 取組の対象組織・活動の明確化 .....	18
2. 環境方針の策定 .....	20
3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価 .....	21
4. 環境関連法規等の取りまとめ .....	23
5. 環境目標及び環境活動計画の策定 .....	25
II. 計画の実施 (Do) .....	31
6. 実施体制の構築 .....	31
7. 教育・訓練の実施 .....	34
8. 環境コミュニケーションの実施 .....	35
9. 実施及び運用 .....	36
10. 環境上の緊急事態への準備及び対応 .....	37
11. 環境関連文書及び記録の作成・管理 .....	37
III. 取組状況の確認及び評価 (Check) .....	39
12. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防 .....	39
IV. 全体の評価と見直し (Action) .....	42
13. 代表者による全体の評価と見直し .....	42
第4章 環境活動レポート .....	43
1. 環境活動レポートの作成 .....	43
2. 環境活動レポートの公表 .....	45
第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き .....	46

1.	環境への負荷の自己チェックの目的 .....	46
2.	別表1 環境への負荷の自己チェックシートの使い方等について ..	48
第6章	環境への取組の自己チェックの手引き .....	51
1.	環境への取組の自己チェックの目的 .....	51
2.	別表2 環境への取組の自己チェックリストの構成について .....	51
3.	別表2 環境への取組の自己チェックリストの使い方等について ..	52
別表1	環境への負荷の自己チェックシート .....	55
別表2	環境への取組の自己チェックリスト .....	67
参考1	主な環境関連法規 .....	87
参考2	用語の説明 .....	97

本文中に「\*」を附している用語は、「用語の説明」に取り上げている  
ものです。

(注) 地方公共団体向けガイドライン2009年版は、エコアクション21ガイドライン2009年版(改訂版)に準拠して作成しております。ただし、「序章 エコアクション21の改訂にあたって」及び「第2章 エコアクション21認証・登録制度の概要」の以下の項目に関して掲載を省略しております。

- ・エコアクション21認証・登録制度の実施主体
- ・エコアクション21認証・登録制度の運営
- ・審査人の要件及び業務等
- ・業種別ガイドライン実施要領等
- ・認証・登録料等
- ・エコアクション21の名称使用

# はじめに

## ○環境への取組の勧め

現在の大量生産・大量消費・大量廃棄の社会経済システムは、私たち人類に便利で快適な暮らしを提供しましたが、一方で、自然環境に多大な負荷を与えたために、社会経済システムと自然環境のバランスが崩れ、このままでは人類の生存そのものが脅かされる可能性さえ出てきています。

例えば、大気中の二酸化炭素濃度は、工業化以前と比較すると2007年には約37%も増加しています。この増加率は過去2万年間で前例のないものであり、過去42万年間を通じて最高の濃度であるとされています。

また日本は、この社会を維持するために、日本全体で平均すると1人1日当たり約33.4kgもの資源を利用し（年間約12.2トン）、約12.7kgの廃棄物等を排出しています（年間約4.6トン）<sup>1</sup>。

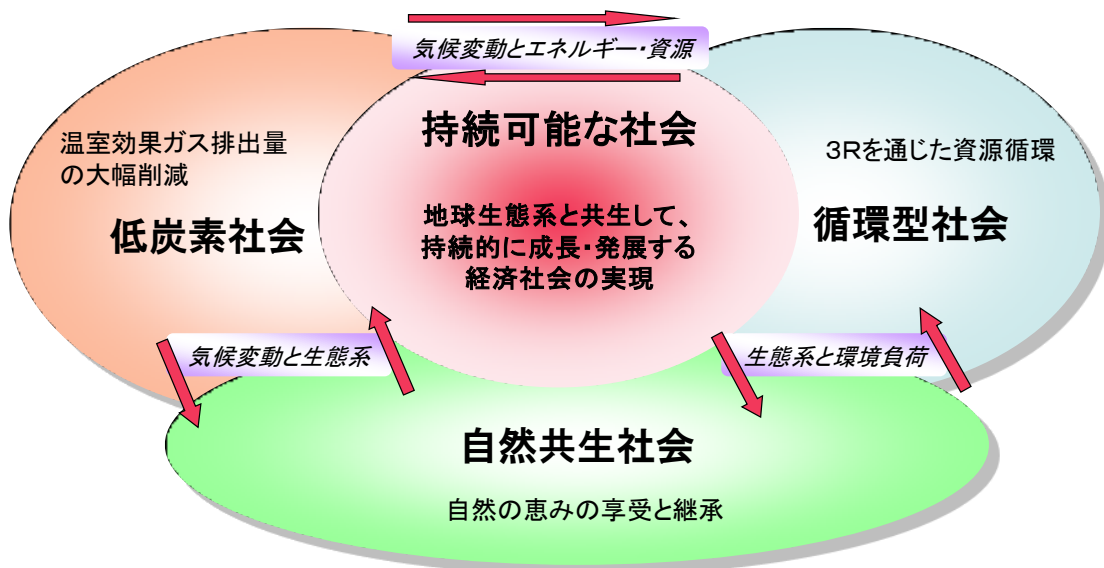
私たちは、このようなエネルギーや資源を多量に消費して大量の二酸化炭素や資源を排出し、大量生産・大量消費・大量廃棄を続ける経済社会システムを、地球生態系と共生して、持続可能な経済社会へと変革していかなければなりません。

そのためには温室効果ガス\*排出量を大幅に削減する「**低炭素社会**」、資源の消費や廃棄物を削減し（Reduce）、再使用し（Reuse）、再資源化（Recycle）する3R（Reduce、Reuse、Recycleの3つのRの総称）を通じた資源循環による「**循環型社会**」、自然の恵みの享受を継承する「**自然共生社会**」の3つを統合した、「**持続可能な社会**」の実現を図っていかなければなりません。

このような持続可能な社会の構築に向けては、事業者・消費者・行政等、全ての主体が自主的、積極的な環境への取組を行っていく必要がありますが、特に経済社会活動の主要な部分を占める事業者は、規模や業種を問わず、積極的な取組を行うことが必要です。

---

<sup>1</sup> 1人当たりの「資源」及び「廃棄物等」については平成22年度の数値として試算（「資源」及び「廃棄物等」資料：平成22年版環境・循環型社会・生物多様性白書、「人口」資料：人口推計年報（平成19年10月1日現在推計人口））



(出典)21世紀環境立国戦略\*(平成19年6月1日閣議決定)

図:持続可能な社会に向けた取組(統合的取組の展開)

# 序章 地方公共団体向けガイドラインについて

## 1. 業種別ガイドラインの位置付け

エコアクション21認証・登録\*制度においては、環境省策定のエコアクション21ガイドラインに準拠して、特定の業種向けガイドライン（業種別ガイドライン）が策定されています。業種別ガイドラインが策定された事業者においては、それぞれの業種別ガイドラインで要求された事項を満たした環境経営\*システムを構築、運用、維持することが必要です。

地方公共団体向けガイドライン2009年版（以下「本ガイドライン」という。）は、エコアクション21ガイドラインに準拠して地方公共団体向けにわかりやすく取りまとめられたものです。エコアクション21の認証取得により、環境基本計画\*や温暖化対策実行計画等の実施、運用と結果の評価及び成果の公表等を効果的かつ効率的に行うために、本ガイドラインをお役立ていただければと思います。

## 2. 地方公共団体向けガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、地方自治法で規定される普通地方公共団体（都道府県及び市町村）及び特別地方公共団体（特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団）が認証・登録するにあたり適用されます。

## 3. 地方公共団体におけるエコアクション21

環境基本法等において、地方公共団体の責務として、基本理念にのっとり、環境の保全に関してその区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定、実施することや、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めることが記載されています。

持続可能な社会を構築するための先導役、推進役、さらには調整役としての地方公共団体の地域における役割は大きく、住民とのコミュニケーションを図り、協働して地域に必要な政策を実施していくことにより、地域の環境を保全・創造する機能を果たしていくことが期待されています。

エコアクション21は、組織的かつ計画的に環境経営システムを構築・運用・維持していく仕組みであり、地方公共団体において、「自らの環境負荷を低減するための取組」や「地域の環境の保全・創造に向けた取組」を総合的に推進していくための経営管理ツールとして寄与するものと考えられます。

## 4. 地方公共団体向けガイドラインの策定の経緯

環境省は、中小事業者等の幅広い事業者に対して、環境経営システムと環境コミュニケーション\*に取り組みやすい方法を提供するため、2004年に「エコアク

ション21 環境経営システム・環境活動レポートガイドライン 2004年版」を策定しました。また、エコアクション21に適切に取り組む事業者を積極的に評価（認証・登録）するために、2004年10月にはエコアクション21中央事務局が設置され、環境省策定のガイドラインに基づく認証・登録制度が開始されました。さらに、環境経営の動向に合わせ、2009年11月に「エコアクション21ガイドライン 2009年版」として、ガイドラインの改訂を行いました。

一方、エコアクション21中央事務局では、業種特性を踏まえた、よりわかりやすいものとして、2007年8月に「エコアクション21 2004年版準拠—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—地方公共団体向けマニュアル（試行版）」を策定し、地方公共団体向けに運用してきました。その後、ガイドラインの2009年版への改訂を受けて、エコアクション21地方公共団体向けガイドラインを暫定版として策定しました。

本ガイドラインは、この暫定版について、環境省が「エコアクション21ガイドライン 2009年版」への準拠性を確認することにより策定されたものです。

## 5. 地方公共団体向けガイドラインの主な改訂のポイント

エコアクション21中央事務局が策定した「エコアクション21 2004年版準拠—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—地方公共団体向けマニュアル（試行版）」から、本ガイドラインへの、主な内容の変更点は次のとおりです。

### (1) 環境経営システムの要求事項について

- ①環境経営システムの項目に「取組の対象組織・活動の明確化」を加え、12項目から13項目としました。
- ②把握すべき環境負荷項目として、「化学物質\*使用量（地方公共団体の業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合）」を必須として追加しました。
- ③環境目標を策定する項目として、「化学物質使用量の削減（地方公共団体の業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合）」、「グリーン購入」及び「政策・施策・事業における環境への取組」の3項目を必須として追加しました。

### (2) 環境活動レポートの要求事項について

環境活動レポートに最低限盛り込むべき内容について、「組織概要」、「対象範囲」、「環境活動計画における次年度の取組内容」、「環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果」、「代表者による全体評価と見直しの結果」を要求事項の中に追加し、5項目から9項目としました。

なお、地方公共団体においては、「地域の環境の保全・創造に向けた取組」の状況についても記載することが必要です。

# 第1章 エコアクション21ガイドライン 2009年版 の概要

## 1. エコアクション21とは

持続可能な社会を構築していくためには、あらゆる主体が積極的に環境への取組を行うことが必要であり、事業者においては製品・サービスを含む全ての事業活動の中に、省エネルギー、省資源、廃棄物削減等の環境配慮を織り込むことが求められています。

エコアクション21ガイドラインは、広範な企業、学校、公共機関等の全ての事業者が環境への取組を効果的、効率的に行うことを目的に、環境への目標を持ち、行動し、結果を取りまとめ、評価する環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、社会との環境コミュニケーションを行うための方法として策定したものです。

そして、エコアクション21ガイドラインに基づき、環境への取組を適切に実施し、環境経営のための仕組みを構築、運用、維持するとともに、環境コミュニケーションを行っている事業者を、認証し登録する制度がエコアクション21の「認証・登録制度」です。

エコアクション21ガイドライン及び認証・登録制度は「事業者の環境への取組を推進し、もって持続可能な経済社会の実現に貢献すること」を目的としています。

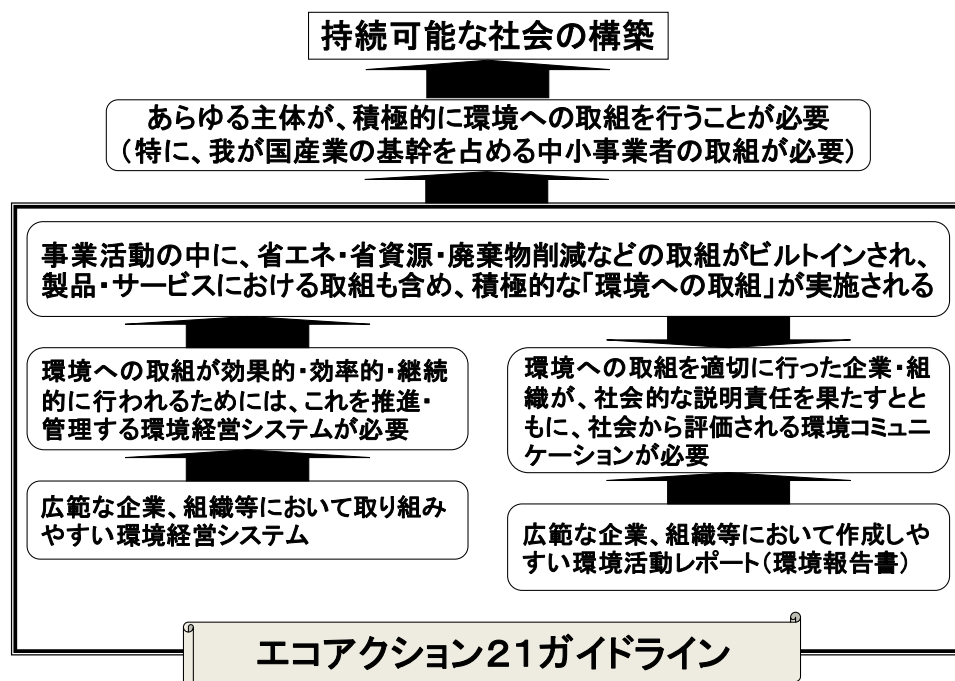


図: エコアクション21の目的と概要



## ◆環境経営（環境マネジメント）システムとは

事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境への取組を実施するために、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組み、その取組結果を確認及び評価し、改善していくことを「環境管理」または「環境マネジメント」といい、このための組織内の体制・手続き等の仕組みを「環境経営（環境マネジメント）システム」(EMS—Environmental Management System)とといいます。

地方公共団体による環境経営（環境マネジメント）システムは、事業活動に伴い発生する環境への負荷（資源・エネルギー使用量、廃棄物排出量等）を減らすとともに、地域の政策・施策・事業における環境への取組を推進するために、地方公共団体が、

- ①自主的に環境への取組方針と目標等を定め（計画=P : Plan）
- ②その目標を達成するための組織体制を整備して必要な取組を行い（実施=D : Do）
- ③システムの運用状況や目標の達成状況を把握・評価し、（確認・評価=C : Check）
- ④改善し、定期的にシステムを見直していく（見直し=A : Action）

PDCA サイクルを基本とし、これによって環境経営システムと環境への取組の**継続的改善\***を図っていくことを目的としています。

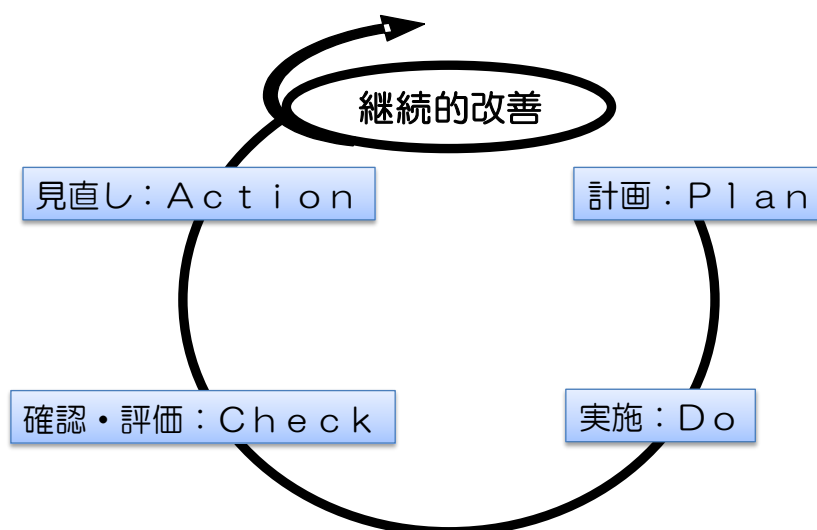


図:PDCA サイクル

## ◆環境経営（環境マネジメント）システムの構築による効果

エコアクション21に取り組むことは、地方公共団体にとって次のような効果があります。

### （1）環境面における効果

#### 1）環境負荷\*削減及び環境保全における効果

##### ①自らの事業活動に伴う環境負荷の削減等

- ・職員の環境意識が向上することにより、施設管理及び公共事業、現業部門の事業活動等に伴う環境負荷（電力・燃料等の消費、水・紙・薬品等の資源の使用、廃棄物の排出等）の低減を進めることができます。
- ・各課・室等の個々の業務において、効率化や合理化の視点から見直し、継続的に改善していくことにより、本来業務に即した環境負荷の低減やオフィス活動における環境負荷の低減、グリーン購入\*等の取組が進みます。

##### ②地域の環境への負荷の削減及び環境保全等

- ・低炭素型まちづくりや資源循環型まちづくり、生物多様性の保全等の自然共生型まちづくり等の、地域の環境への負荷の削減や環境保全に資する政策・施策・事業を計画的、効果的に推進することができます。

#### 2）地域への波及効果

- ①行政が具体的な目標設定に基づいて環境保全や環境負荷低減の取組を行い、目標を達成して成果を公表することにより、地域の住民や事業者に対しても目標を設定し、環境負荷低減の取組を行うよう働きかけることができます。
- ②エコアクション21の構築・運用、認証取得に関するノウハウ等を地域の関係団体や事業者を提供することができます。

### （2）経営システムとしての有効性

- ①地域の温暖化対策等の政策・施策・事業の進行管理に、PDCAサイクルという新しい視点が組み込まれます。
- ②従来の縦型組織運営に、環境という横軸を入れることが可能となります。
- ③適切な目標を設定して行政施策を行うことにより、地域環境の改善、安心・安全の向上等が図られます。
- ④環境負荷の低減にともない、結果的に、水道光熱費や紙類購入費等が削減されることにより、コストの削減につながります。
- ⑤施設・設備の管理を中心にリスクマネジメントが徹底され、将来にわたる環境面のリスク（環境上の事故、法規制違反等）が低減します。それらは結果として、経営的に経費の削減に結びつきます。

なお、これらの効果について、組織内はもとより地域に対してもわかりやすく示していくことが可能となります。

## 2. エコアクション21の特徴

エコアクション21には、次のような特徴があります。

### ➤ 地方公共団体が容易に取り組める環境経営システムです

都道府県や市区町村が、公共施設等も含めて地域の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、比較的規模の小さな組織でも取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。

### ＜環境経営システムの構築、運用、維持について＞

環境経営システムの構築とは仕組みを作ることであり、運用とはその仕組みに基づき実際に取り組むこと、維持とは作った仕組みを継続的に改善していくことによりその仕組みを保つことです。

### ➤ 必要な環境への取組を規定しています

環境経営システムが構築、運用、維持されているといっても、それだけでは環境への取組を十分に実施していることにはなりません。エコアクション21では、必ず把握すべき環境負荷の項目として、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量及び化学物質使用量（地方公共団体における業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合）を規定しています。

さらに、必ず取り組んでいただく行動として、省エネルギー、廃棄物の削減・リサイクル、節水、化学物質使用量の削減、グリーン購入、政策・施策・事業における地域の環境への取組を規定しています。

これらの環境への取組は、環境経営にあたっての必須の要件です。

### ➤ 環境コミュニケーションに取り組めます

事業者等が環境への取組状況等を公表する環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠の要素となっています。

エコアクション21では、**環境活動レポート**の作成と公表を必須の要件として規定しています。地方公共団体にとっても、環境コミュニケーションに対する真摯な姿勢は、社会からの信頼に結びつくとともに、地域社会がより発展していくための重要な方法の一つと言えます。

### ➤ 地方公共団体の自主的・積極的な取組を第三者が評価します

エコアクション21に自主的・積極的に取り組み、ガイドラインで規定している環境経営システム及び環境活動レポートの要求事項（以下「ガイドラインで規定する要求事項」という）を満たす事業者に対し、第三者が一定の評価を与える制度としてエコアクション21の認証・登録制度が実施されています。この制度において認証・登録を受けるためには、地方公共団体は「全

組織・全活動（事業活動及び政策・施策・事業）を対象にエコアクション21に取り組む」ことが必要です。

### 3. エコアクション21の構成

エコアクション21ガイドライン2009年版は、次の4つのパートで構成しています。

エコアクション21では、第3章「環境経営システム」の要求事項に基づき環境経営システムを構築、運用、維持するとともに、それらの取組等の結果について、第4章「環境活動レポート」の要求事項に基づいた内容の環境活動レポートを作成し公表します。そのためには、第5章「環境への負荷の自己チェックの手引き」を参考に、事業活動に伴う環境への負荷を把握するとともに、第6章「環境への取組の自己チェックの手引き」を参考に、環境への取組状況を把握し、環境への負荷を削減するための取組のあり方を検討します。

#### 第3章 環境経営システム

エコアクション21では、事業者の環境への取組を促進するとともに、その取組を効果的・効率的に実施するため、比較的規模の小さな組織でも取り組みやすい環境経営システムのあり方を規定しています。環境経営システムは、全体で13の要求事項で構成しています。

#### 第4章 環境活動レポート

エコアクション21では、環境経営システムの要求事項に基づいて取り組んだ結果等について、環境活動レポートに取りまとめて公表することを規定しています。環境への取組の成果を取りまとめて公表することは、環境コミュニケーションの第一歩となります。

#### 第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

この手引きは、事業活動に伴う環境への負荷の容易な把握方法を提示しています。環境経営システムを構築し、環境への取組を適切に実施するためには、まずどのような環境負荷が発生し、それがどの程度の量なのか等、自己の環境負荷の状況を正しく把握することが必要不可欠です。

#### 第6章 環境への取組の自己チェックの手引き

この手引きは、環境のために事業者に期待される具体的な取組のチェックリストとなっています。この自己チェックにより、環境への取組状況を認識し、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにすることができます。特

に、エコアクション21にはじめて取り組む場合は、現状調査（初期調査）として環境への負荷並びに環境への取組状況を把握することからはじめます。

#### 4. エコアクション21の取組フロー

エコアクション21に取り組む場合、一般的には次のような手順が考えられます。実際の取組の手順は、第3章「環境経営システム」の要求事項13項目の並びとは異なることもあります。特にエコアクション21にはじめて取り組む場合は、最初に実施体制を決める他、環境に関する現状調査（初期調査）を実施する等、2年目以降と手順が異なります。

はじめに取り組む場合の手順としては、まず代表者（首長）が、エコアクション21に組織全体で取り組むことを決定し、取組の対象となる組織と活動の範囲を明確にします。エコアクション21の取組にあたっては、代表者（首長）のリーダーシップが何よりも重要です。

次に、エコアクション21に取り組むための、実施体制を決定します。

そのうえで、環境に関する現状調査（初期調査）として、第5章「環境への負荷の自己チェックの手引き」及び第6章「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに、事業活動に伴う環境負荷の把握と環境への取組状況、組織に適用される環境関連法規等を把握します。そして、その結果を踏まえて、第3章「環境経営システム」の要求事項に基づき環境経営システムを構築します。

環境経営システムの構築においては、計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルを基本とし、この結果を環境活動レポートとして作成・公表します。

以後、このサイクルを繰り返すことにより**継続的改善**を図っていきます。

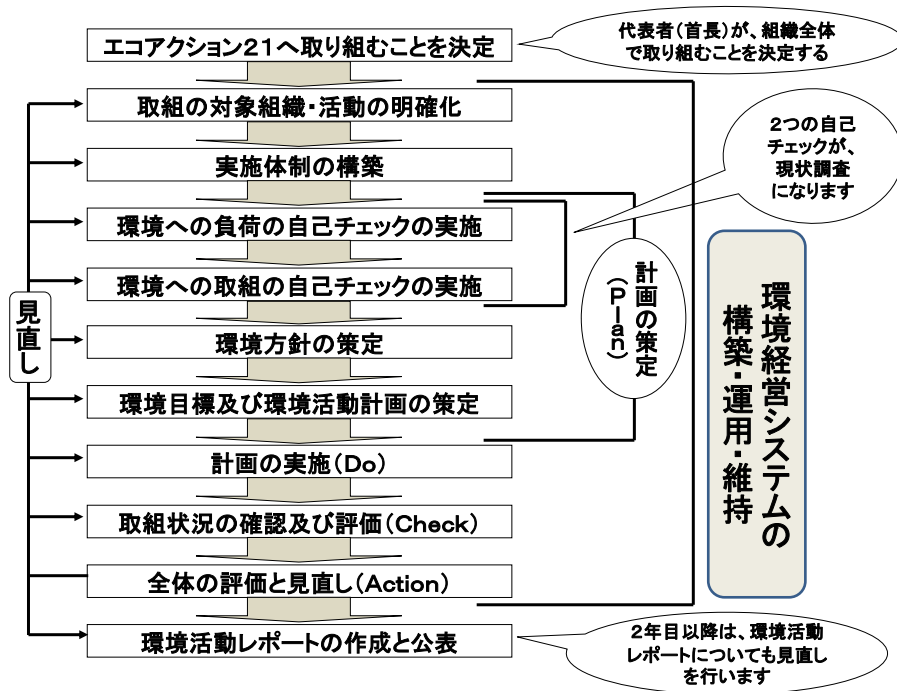


図: エコアクション21の取組フロー

## 第2章 エコアクション21認証・登録制度の概要

### 1. エコアクション21認証・登録制度の目的

エコアクション21認証・登録制度（以下、本制度）は、企業、学校、公共機関等の全ての事業者による環境への取組を推進し、その取組をより良いものとしていくため、環境経営を実施する事業者に対し、第三者が適切な指導・助言を行うとともに、環境省が策定したエコアクション21ガイドラインへの適合性を認めることにより、社会的な評価や信用を得られるようにする仕組みです。

また、この制度を通じて、認証・登録された事業者の環境活動レポートを公開することにより、事業者が自らの事業活動に伴う環境負荷の情報や環境経営の状況を開示するとともに、事業者を取り巻く利害関係者\*とのコミュニケーションを促進することも目的としています。

さらに、本制度を通じて、事業者による環境経営が広く浸透することにより、社会全体としての環境負荷の低減に貢献することや、地方公共団体などとの連携により地域に密着した協力体制の構築を図っていくことも、本制度を普及促進する目的です。

### 2. 認証・登録の基本的要件

エコアクション21の認証・登録を受ける地方公共団体は、本ガイドラインで規定する要求事項に基づき、以下の基本的な取組を適切に実施したうえで、審査人による所定の審査を受審し、判定委員会\*等の審議を経て、これらの要求事項に適合していると認められることが必要です。

- ①計画の策定（Plan）、計画の実施（Do）、取組状況の確認及び評価（Check）及び全体の評価と見直し（Action）のPDCAサイクルによる環境経営システムを適切に構築していること
- ②構築された環境経営システムを適切に運用し、維持していること
- ③環境負荷（二酸化炭素排出量・廃棄物排出量・総排水量等）を把握し、必要な環境への取組（二酸化炭素・廃棄物の排出量の削減、水使用量・化学物質使用量の削減、グリーン購入、政策・施策・事業における地域の環境への取組等）を適切に実施していること
- ④代表者による全体の評価と見直しを行っていること
- ⑤環境活動レポートを定期的に作成し、公表していること
- ⑥環境への負荷・取組の自己チェックの内容、環境方針・環境目標・環境活動計画の内容、環境活動レポートの内容が整合していること

### 3. 認証・登録の手順

エコアクション21の登録審査を受審するためには、本章第2項の認証・登録の基本的要件に掲げる事項を満たしたうえで、環境経営システムに基づく取組を3ヶ月以上実施し、必要な環境関連法規等を遵守していることが必要です。

以下において、認証・登録の手順の概要を示します。なお、実際の手続きは実施主体である中央事務局へご確認ください。

#### <認証・登録の手順>

- ①認証・登録を希望する事業者は、審査申込書を環境活動レポートとともに、最寄りの地域事務局に郵送し、審査の申込みをします。  
(最寄りの地域事務局は、中央事務局のホームページ等にてご確認ください。)
- ②地域事務局は、審査を担当する審査人を選任し、受審事業者に通知します。
- ③審査人は、地域事務局及び受審事業者より、審査に必要な書類を受領します。
- ④審査人は、登録審査（書類審査、現地審査）を実施します。
- ⑤審査人は、審査の結果を、審査結果報告書に取りまとめ、地域事務局に提出します。
- ⑥地域事務局の判定委員会は、審査人の報告に基づき、受審事業者の認証・登録の可否を判定し、中央事務局に報告します。
- ⑦中央事務局は、受審事業者の認証・登録の可否を判定委員会の報告に基づき判断し（必要に応じて中央事務局の判定委員会で審議）、受審事業者に通知します。
- ⑧受審事業者は、中央事務局に認証・登録料を納付します。
- ⑨中央事務局は、受審事業者と認証・登録契約を締結します。
- ⑩中央事務局は、受審事業者に認証・登録証を送付するとともに、エコアクション21ロゴマークの使用を認め、事業者の環境活動レポートをホームページで公開します。
- ⑪認証・登録は、2年ごとの更新となります。認証・登録事業者は、認証・登録の1年後に中間審査、中間審査の1年後に更新審査をそれぞれ受審し、適合と認められた場合は、登録時と同様の手続きを経て、登録の更新を行います。



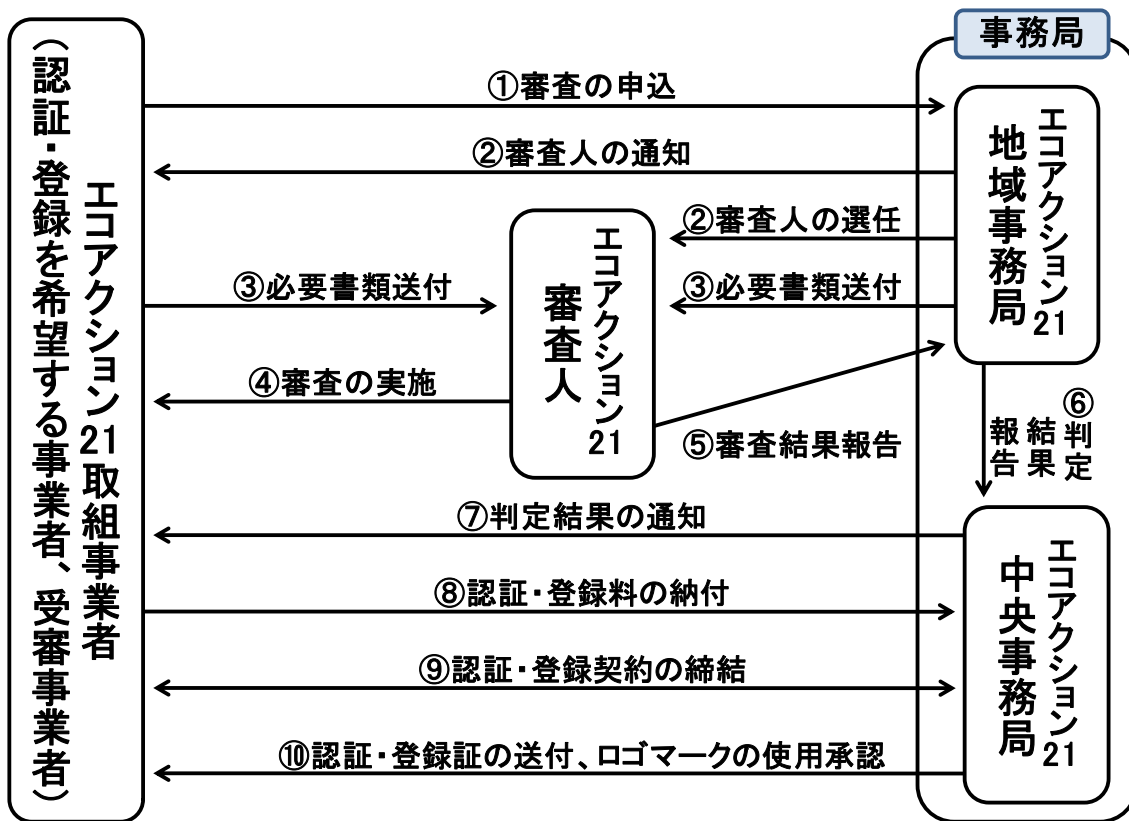
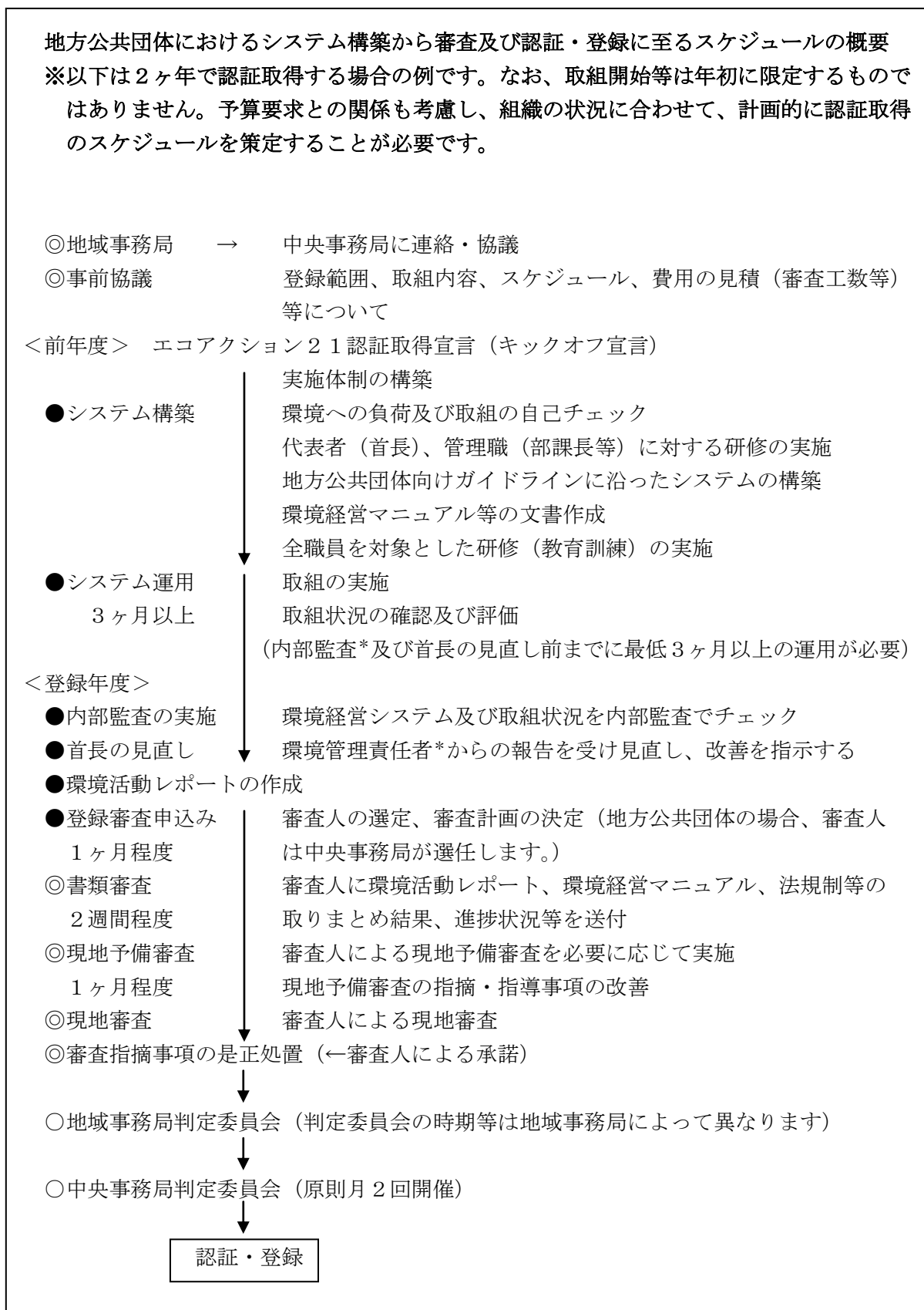


図: エコアクション21 認証・登録の手順

**表：地方公共団体における認証取得までのスケジュールの例**



## 第3章 環境経営システム

本章では、エコアクション21における環境経営システムの要求事項を定めています。


エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける地方公共団体は、この環境経営システムの要求事項に適合した環境経営システムを構築、運用、維持することが必要です。

### ポイント1：環境経営システムは13項目から構成しています

環境経営システムは、計画の策定 (Plan)、計画の実施 (Do)、取組状況の確認及び評価 (Check) 及び全体の評価と見直し (Action) のPDCAサイクルを基本とし、全体では13の項目から構成されています。

このPDCAサイクルを繰り返すことによって、環境経営システムを改善していくとともに、環境への取組の効果を高めていくことができます。このような積み重ねにより環境への取組及び環境経営システムの「継続的な改善」を図っていきます。

### ポイント2：項目毎に要求事項を規定しています

各項目の中で  中の「〇〇する。」または「〇〇を行う。」と規定している事項は、環境経営システムの具体的な要求事項となっています。認証・登録を受けるためには、この全ての要求事項に適合した環境経営システムを構築、運用、維持することが必要です。

➤ 要求事項の「〇〇する。」は「〇〇しなければならない。」と同じ意味です。

### ポイント3：項目毎に要求事項の解説をしています

項目毎に要求事項の内容について解説しており、具体的にどのような取組を行う必要があるのかを説明しています。解説を理解して、環境経営システムを構築、運用、維持してください。

### ポイント4：より積極的な取組を進めるための推奨事項を記載しています

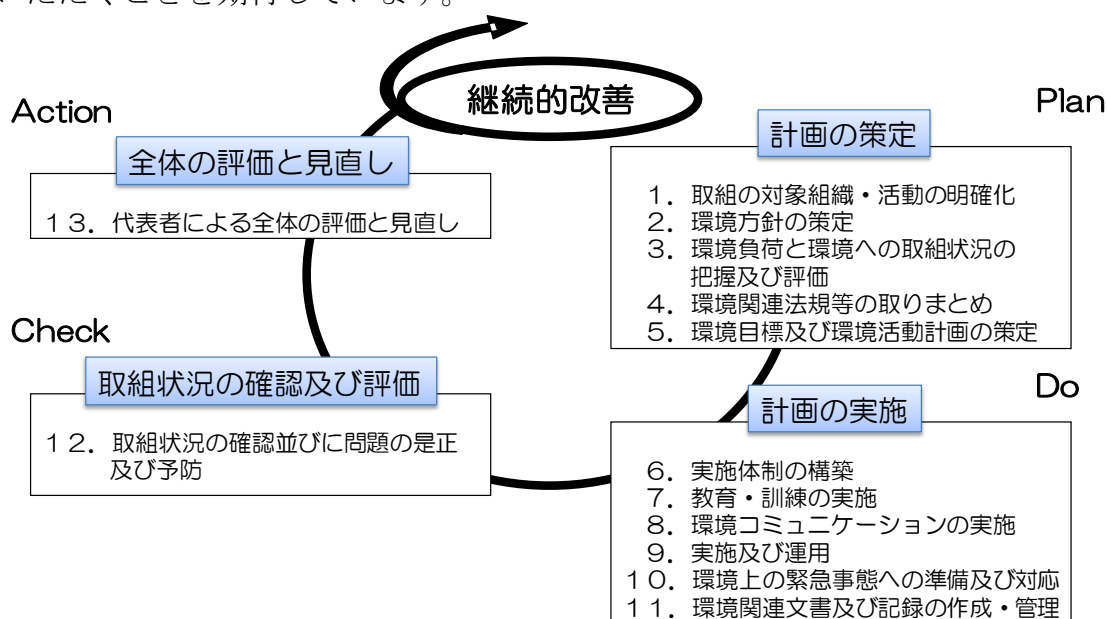
推奨事項は、要求事項ではありませんが、地方公共団体において、可能であれば取り組むことが望ましい内容を記載しています。

## ◆環境経営システムの要求事項と実際の取組

### どのように取り組むかは、皆さんの創意工夫で

環境経営システムの要求事項は、取り組まなければならない項目を規定していますが、どのような方法及び内容であればその要求事項に適合するかは、組織の規模、業態等により異なると考えられます。どのような取組を、どのように実施すれば効果的・効率的かは、組織の創意工夫に委ねられていると言えます。

各項目の解説において具体的な方法や内容を示していますので、これを踏まえて環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を積極的に行っていただくことを期待しています。



図：環境経営システムとPDCA サイクル

## I. 計画の策定 (Plan)

環境負荷の削減、環境への取組の推進等をどのように行っていくかを具体的に計画するのが「I. 計画の策定 (Plan)」の段階です。計画が適切に策定されていなければ、その結果の評価や見直しを適切に行うことができません。まず取組の対象組織・活動を明確にし、現状調査でもある環境への負荷の自己チェック及び環境への取組の自己チェックを行い、その結果を踏まえて、適切な環境目標、環境活動計画を策定することが必要です。

### 1. 取組の対象組織・活動の明確化

組織は、全組織・全活動（事業活動及び政策・施策・事業）を対象としてエコアクション21に取り組み、環境経営システムを構築、運用、維持する。  
認証・登録にあたっては、対象とする組織及び活動を明確にする。

#### [解説]

環境問題への対応のあり方を考えたとき、一部の組織や活動だけを対象として、環境への取組を行うことは好ましくありません。そのためエコアクション21に取り組むにあたっては、全組織・全活動・全従業員\*を対象とし、全組織的に取り組むことが必要です。

ただし、組織が複数存在する場合については、本庁及び環境負荷の比較的大きい単独施設（清掃工場、浄水場、下水処理場等）などから取組を始め、その後、段階的に対象組織を拡大していくことも可能です。その場合も、活動に関しては対象とした組織における全ての活動を対象とすること、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを明確にすること、このことを環境活動レポートに記載することが必要です。

一部組織から段階的に取組を行う場合、対象組織の本業に関わる活動については、必ず対象に含めることとし、一部の比較的環境負荷が小さい組織やサイトのみを対象としたり、環境負荷の大きな組織を対象範囲\*から外したりすることがないようにします。

なお、地方公共団体においては、所管する組織が広範囲に渡ることから、環境負荷が小さくかつ職員の所属が異なっている等の合理的な理由がある場合には、対象範囲に関する方針にその旨を明記することで、対象組織に含めないことも可能です。

※全従業員とは、対象組織で働く全ての者を意味し、臨時職員、アルバイト、常駐の委託業者等を含みます。

※エコアクション21に取り組むにあたり、対象とする組織及び対象とする活動の両方を総称して取組の「対象範囲」と言います。

対象範囲について、既に組織の一部において ISO14001\*あるいは他の環境マネジメントシステムの認証を取得している場合は、これらの対象範囲を合わせて、全組織がいずれかのマネジメントシステムの範囲に含まれるよう対象範囲を設定してください。

### ＜対象となる組織及びサイト＞

地方公共団体の対象となる組織やサイトとしては、下表「対象となる庁舎及び施設等」に示した組織やサイトが考えられます。

なお、指定管理者制度の適用施設に関しては、環境負荷の大きな施設を委託している場合や委託契約書等に環境への取組が明記されている場合もあることから、対象外とすることの合理的な理由がある場合を除き、対象範囲に含めることとします。

また、環境負荷が大きいと考えられる清掃工場・下水処理場や、経営機能が独立している病院等の施設においては、本庁等の一括認証ではなく、個別に認証を取得することも有効です。

#### 【参考 対象となる庁舎及び施設等】

区 分	主 な 庁 舎 ・ 施 設 例
オフィス系	本庁舎、分庁舎、支所、出張所 等
市民等利用施設系	学校、幼稚園、保育園 等
	コミュニティセンター、ホール・会館、図書館、美術館、運動施設 等
	動物園、植物園 等
事業系	事業等：病院（診療所）、交通事業所、消防署、福祉施設、給食センター 等
	工場等：清掃工場、リサイクル施設、浄水場、下水処理場 等

### ＜対象とする活動＞

地方公共団体の対象組織における活動について、全ての事務事業を取組の対象とします。「自らの環境負荷を低減させるための取組」及び「地域の環境の保全・創造に向けた取組」となります。

#### ➤ 地域の事業者としての「自らの環境負荷を低減させるための取組」

地方公共団体による自らの事業活動に伴う環境負荷の低減のための取組が、該当します。地方公共団体にも一事業者として、環境影響を適切に捉え、自らの環境負荷の低減や、環境リスクの低減等の管理責任を果たしていくことが求められます。

#### ➤ 行政としての「地域の環境の保全・創造に向けた取組」

地方公共団体が、行政として実施している地域環境の保全・創造に向けた各種

の政策・施策・事業が該当します。地域における温暖化防止対策や、一般廃棄物のリサイクル、適正処理、水、大気、土壌、生態系、生物多様性の保全等、総合計画や環境基本計画等で掲げている「地域の環境に関する目標・指標」の達成を目指す取組となります。

## 2. 環境方針の策定

代表者（首長）は、環境経営に関する方針（環境方針）を定め、誓約する。  
環境方針は、次の内容を満たすものとする。

- ・ 組織の事業活動に見合ったものとする
- ・ 環境への取組の基本的方向を明示する
- ・ 組織に適用される環境に関する法規等の遵守<sup>じゆんしゆ</sup>を誓約する

環境方針には、制定日（または改定日）を記載し、代表者が署名する。  
環境方針は、全ての職員等に周知する。

### [解説]

環境方針は、組織が自主的、積極的に環境経営に取り組み、環境負荷の継続的な削減に取り組んでいくことについての社会的な誓約（約束）であるとともに、組織の環境への取組の基本方針を示すものです。

**「事業活動に見合ったものとする」「環境への取組の基本的方向を明示する」**とは、環境への取組を進めるにあたって定めた、自らの事業活動、特に本業を踏まえた基本的な方針（重点的に取り組むべき分野）のことであり、取組の方向性のことです。

地方公共団体においては、事業者として「自らの環境負荷を低減させる取組」、いわゆるエコオフィス活動と言われる「紙・ごみ・電気」等の削減だけでなく、庁舎管理や公共事業、イベント等における適切な運営・管理、環境負荷の削減、グリーン購入の積極的推進等を盛り込むことが必要です。

また、「地域の環境保全・創造に向けた取組」として、地域の温暖化防止対策や循環型社会の構築に向けた廃棄物の発生抑制等の政策・施策・事業の推進に取り組む必要があります。

環境基本条例や環境基本計画を策定している地方公共団体にあつては、環境基本計画の基本方針及び目標等と整合させて環境方針を策定します。また、環境基本計画を策定していない組織にあつては、地方自治法第2条第4項において地方公共団体が定めることを義務付けられている基本構想と整合させて環境方針を策定します。

環境方針の策定にあつては、代表者（首長）が、住民や職員に向けて、自らの言葉で、地域の環境への思いや考えについて、将来に向けて地域の環境をどのように保全・創造していくのか、地球環境問題にどのように対応していくのか等、具体的に表明することが必要です。

全職員等への周知については、職員がその内容を具体的に理解し、取り組むことができるよう、掲示や会議、朝礼等を活用して行います。

推奨事項

- ・ 全庁的な環境方針とともに、部門毎の環境方針を策定する

### 3. 環境への負荷と環境への取組状況の把握及び評価

対象範囲における事業活動に伴う環境負荷を「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに把握し、その結果を踏まえ、事業活動の中で環境に大きな影響を与えている環境負荷及びそのもとになる活動を特定する。  
環境負荷のうち、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）、化学物質使用量（地方公共団体の業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合）は必ず把握する。  
事業活動における環境への取組状況を「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに把握する。

[解説]

地方公共団体における環境への負荷の把握や取組状況の把握及び評価については、「自らの環境負荷を低減させるための取組」と「地域の環境の保全・創造に向けた取組」という二つの面で捉えていく必要があります。

#### <環境への負荷の把握>

##### 「自らの環境負荷を低減させるための取組」

庁舎等の施設・設備の管理やオフィス活動における環境負荷及び、公共事業や現業部門等の活動における環境負荷等、自らの事業活動に伴う環境負荷について把握します。また、各課・室等の個々の業務についても、環境にどのような影響を与えているか把握します。

自らの事業活動に伴う環境負荷については、第5章の「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、別表1の「環境への負荷の自己チェックシート」を用いて把握します。

各課・室等においては、個々の業務の特性を踏まえて、「業務のフロー（仕事の流れ）」から環境との関わりを考えます。具体的にどのような業務において、エネルギーや資源を多く消費しているか等について把握します。

なお、地球温暖化対策法において地方公共団体に策定を義務付けている「地球温暖化対策実行計画」の取組については、地方公共団体の事業活動に伴う全ての温室効果ガスを対象としていることから、全庁で二酸化炭素排出量を把握することが必要となります。



把握した結果については、環境への影響の大きさや取組の優先順位等を判断(評価)し、環境に大きな影響を及ぼしている活動、施設、設備、物質等について、それらの環境負荷を低減するため環境目標の策定、取組等へつなげていきます。

なお、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量及び総排水量の把握を必須としているのは、現在の環境問題の中でも、地球温暖化対策と循環型社会の構築が、特に重要な課題となっているためです。化学物質使用量については、庁舎・施設の管理、公共事業や現業部門等の活動における適正な使用及び管理の重要性から、把握を必須とします。把握する化学物質については、原則として、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(化管法、参考1の主な環境関連法規を参照)」のPRTR制度\*対象物質とし、把握方法等の詳細については、別表1「環境への負荷の自己チェックシート」の④化学物質使用量に記載してあります。

環境負荷データの把握にあたっては、エネルギー使用量、温室効果ガス排出量は、省エネ法又は地球温暖化対策実行計画において把握したデータを活用する等、効率的にデータを把握するようにしてください。

#### **「地域の環境の保全・創造に向けた取組」**

地域における環境負荷の状況を示す、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、再生資源量、大気汚染及び水質汚濁の状況等を、環境基本計画等で掲げている「地域の環境に関する目標・指標」に関連させて把握します。

#### **<環境への取組状況の把握及び評価>**

地方公共団体における取組状況の把握については、「自らの環境負荷を低減させるための取組」と「地域の環境の保全・創造に向けた取組」について、第6章の「環境への取組の自己チェックの手引き」をもとに別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いて取組状況を把握します。把握した結果を、環境目標や環境活動計画の策定に反映させます。

別表2の「環境への取組の自己チェックリスト」を用いた取組状況の把握は、エコアクション21にはじめて取り組む地方公共団体は現状調査(初期調査)として必ず実施します。2年目以降については、初年度の現状調査のように全ての項目についてチェックする必要はありません。初年度の把握結果及び取組実施による改善効果等を踏まえて、次年度以降はチェックリストにある取組項目を参考に環境活動計画を策定する等、環境への取組を継続的に改善するために、実状に合わせて活用してください。

#### **推奨事項**

- ・「環境への負荷の自己チェックの手引き」をもとに、二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量(あるいは水使用量)、化学物質使用量(地方公共団体の業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合)以外の環境への負荷に関するデータを収集し把握する

- ・環境影響の大きな活動等の特定にあたっては、使用量（排出量）の多寡、使用や発生の頻度、有害性等を考慮し、評価の基準を定める

#### 4. 環境関連法規等の取りまとめ

事業を行うにあたって<sup>じゆんしゆ</sup>遵守しなければならない環境関連法規及びその他の環境関連要求事項を整理し、表等に取りまとめる。  
環境関連法規等は常に最新のものとなるよう管理する。

##### [解説]

自らの組織に適用される環境関連法規等及びその内容について、正しく理解し把握しておくことが必要です。また、環境関連法規等は最低でも年に1回、例えば年度末または年度はじめに見直しを行い、常に最新のものとする必要があります。

環境関連法規等には、国や府省が定めた法令、省令、自治体等が定めた条例、規則、その他の環境関連要求事項としては、地域の協定等があります。

どのような法規等が該当するかについては、他の地方公共団体における事例を参考に、環境省ホームページ、都道府県のホームページ等で情報収集したり、所管する部署に問い合わせたりします。

また、取りまとめにあたっては、庁舎又は施設毎、あるいは法規等に関連する部門毎に、該当する条項、遵守すべき項目等を明確にする必要があります。環境関連法規等については、環境汚染物質等の排出濃度の規制だけでなく、公害を発生させる設備等の届出、地球温暖化防止や廃棄物の減量・リサイクル等に関する計画の策定、責任者や有資格者の選任と届出等を規定している場合があります。それらについて、何を遵守し、そのために具体的にどのような取組をする必要があるのかを明確にすることにより、遵守を確実なものとしします。

さらに、地方公共団体は、住民・事業者に率先して環境への取組を行う、環境への取組の様々な主体に働きかけるという重要な役割があることから、地方公共団体が事業者、消費者として遵守しなければならない法規制の他に、地方公共団体が環境の保全・創造を推進していくために必要な基本的法令も取りまとめることが必要です。

具体的な環境関連法規等の例及び取りまとめ方については、「参考1 主な環境関連法規」を参照してください。

##### 推奨事項

- ・規制遵守のために自主的な目標値等を定めて管理する
- ・環境関連法規を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の頻度、方法、責任者等を定めた手順書を作成する

## ◆地方公共団体が関係する主な環境関連法規

### 【オフィス活動及び庁舎管理関連法規】

#### ① 循環関係法規

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）、特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）、使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）、関係都道府県条例 等

#### ② 公害対策関係法規

大気汚染防止法（大防法）、騒音規制法、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律、水質汚濁防止法（水濁法）、悪臭防止法、振動規制法、関係都道府県条例 等

#### ③ 化学物質・危険物関係法規

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）、毒物及び劇物取締法（毒劇法）、ダイオキシン類対策特別措置法（ダイオキシン対策法）、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（PCB 特別措置法）、労働安全衛生法、高圧ガス保安法、関係都道府県条例 等

#### ④ 温暖化防止・省エネルギー関係

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）、エネルギー使用の合理化に関する法律（省エネ法） 等

#### ⑤ その他

消防法、下水道法、浄化槽法 等

### 【公共事業関連法規】

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

### 【環境保全・創造関連法規】

環境基本法（第7条、第36条）、地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法、第4条、第21条）、循環型社会形成推進基本法（第10条、第25条、第32条）、生物多様性基本法（第27条）、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法、第4条、第10条）、環境情報の提供等の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法、第3条、第7条）、国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法、第4条、第11条）、環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境活動・環境教育推進法、第6条、第8条、第9条）都道府県環境基本条例 等

## 5. 環境目標及び環境活動計画の策定

環境方針、環境負荷及び環境への取組状況の把握・評価結果を踏まえて、具体的な環境目標及び環境活動計画を策定する。

環境目標は、可能な限り数値化し、二酸化炭素排出量削減、廃棄物排出量削減、総排水量削減、化学物質使用量削減（地方公共団体の業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合）、グリーン購入、政策・施策・事業における環境への取組に関する項目について、中長期の目標と単年度の目標を策定する。

環境活動計画においては、環境目標を達成するための具体的な手段、日程及び計画の責任者を定める。

環境目標と環境活動計画は、関係する職員等に周知する。

### [解説]

環境目標は、「何を、どこまで、いつまでに行うか」を、環境活動計画は、環境目標達成のために「どのような手段で、いつまでに、誰が責任をもって行うか」を策定します。

策定にあたっては、環境への負荷及び環境への取組状況の把握等の結果を踏まえるとともに、環境目標は、環境方針で明示した環境への取組の基本方針と整合させます。

具体的には、環境への負荷の把握で特定された、取組の対象とすべき環境負荷及び活動等について環境目標を策定するとともに、原則として二酸化炭素排出量削減（省エネルギー）、廃棄物排出量削減（あるいはリサイクル推進）、総排水量削減（節水）、化学物質使用量削減（地方公共団体の業務や清掃工場、水処理施設等で化学物質を取り扱う場合）、グリーン購入、政策・施策・事業における環境への取組に関する目標を策定する必要があります。

### 「自らの環境負荷を低減させるための取組」

3～5年程度を目処とした中長期の目標と、単年度の短期目標を策定します。各部門（施設毎や各課・室等）においても策定が可能な項目（公用車の燃料使用量、コピー用紙の使用量等）について、具体的な環境目標を策定します。また、公共事業や現業部門等の活動における環境負荷についても、環境目標を設定します。

各課・室等の個々の業務については、「業務のフロー（仕事の流れ）」の分析による環境影響の把握結果を踏まえて、どのような業務改善を行うか、本来業務に即した環境目標を策定し、具体的な環境活動計画を策定します。

環境目標の策定にあたっては、可能な限り数値化し、数値化が難しい場合は、取組の進捗管理ができるような目安、到達点等を設定します。

環境活動計画については、環境への取組状況の自己チェックの結果及びチェッ

クリストに例示された取組内容を踏まえて、単年度の環境目標に対応した具体的な取組の内容（達成手段）、スケジュール及びそれぞれの計画の責任者と担当者を決めます。

環境目標と環境活動計画は、毎年度見直すとともに、事業活動に大きな変更があった場合は、速やかに改定します。

なお、環境負荷の状況によっては、技術的、経済的にこれ以上の削減が難しい場合もあります。また賃貸オフィス等で水道料や廃棄物処理費等が共益費に含まれていて使用量の把握ができない場合もあります。そのような場合は、定量的な環境目標の策定は行わず、定性的な環境目標を策定するか、あるいは環境配慮の取組を手順化し、その取組状況を定期的に確認する等監視・測定を適切に行います。

化学物質使用量削減についても、使用量が極めて少ない、また現状では技術的に削減することが困難である場合等は、環境目標の策定は行わず、化学物質を適正に管理していることを定期的に確認します。

#### 「地域の環境の保全・創造に向けた取組」

総合計画や環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画等の行政計画に位置付けられた環境目標のうち、環境への負荷及び取組状況の把握と評価結果等を踏まえて、重点的に管理するものを検討し、エコアクション21の環境経営システムで管理する環境目標、環境活動計画を設定します。

また、環境目標の策定としては、可能な限り数値化された目標・指標（成果指標や活動指標等）を設定し、目標としての数値化が難しい場合は、水準値、期待値等を取組の目安として極力設定します。また、施策・事業における、実施計画書、予算書等を環境活動計画として位置付け、スケジュールによる実施状況の進捗管理等を行うことも可能です。

また、実行計画等の行政計画に位置付けられた環境目標については、計画の見直しの時期に合わせて環境目標を見直す等、効率的な管理を行います。

環境目標と環境活動計画は、関係する職員等に周知します。

#### 推奨事項

- ・総合計画、環境基本計画等において、「エコアクション21の推進」、又は「環境配慮の推進」を主要事項として位置付け、継続的に推進する
- ・地域の事業者に対してエコアクション21の普及・促進を図り、地域全体での取組を推進する目標を設定する
- ・環境活動計画について、単年度のみならず、中長期の環境目標と対応した中長期の環境活動計画を策定する
- ・事業活動を生物多様性の観点から見直す
- ・生物多様性の保全と持続可能な利用のため、具体的取組\*の実施に努め

る

※生物多様性に関する具体的取組については、別表2の「Ⅱ. 5. ①多様な自然環境の保全（生物多様性の保全）」を参照してください。

#### ◆環境目標及び環境活動計画の例

##### ➤ 「自らの環境負荷を低減させるための取組」

具体的な取組としては、①オフィスにおける環境への取組、いわゆるエコオフィス活動と言われる紙、ごみ、電気等の削減、グリーン購入等に関する基本的な取組から、②庁舎や施設の適正管理、③公共事業の実施における環境配慮、④イベントの実施等における環境配慮等があります。また、④自らの業務について、事務事業の効率化、合理化の視点から見直し、本来業務に即した環境に配慮した取組等も考えられます。その他、⑤一般廃棄物処理場や下水処理場、公共交通等の現業部門等における施設等の適正管理や環境負荷低減の取組も行われます。

目標としては、例えば、オフィス活動に関して「平成21年度を基準として、平成24年度末までに、本庁舎の廃棄物排出量を10%削減する、そのために平成22年度は、3%（100トン）削減する」等が考えられます。

達成手段としては、廃棄物の削減について「分別を徹底する」、「新たにリサイクルルートを確立し業者に引き渡す」、「詰め替え商品に切り替える」等が考えられます。また、スケジュールとしては、「リサイクル業者の選定にあたり、調査を〇月、現地見学を〇月、見積もりを〇月、委託を〇月から開始」等、実行性を加味して適切なスケジュールを設定する必要があります。

##### ➤ 「地域の環境の保全・創造に向けた取組」

具体的な取組としては、①地域における温暖化防止対策、②循環型社会の構築に向けた廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進、③水環境では、公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及、事業者による水質汚濁物質排出の抑制、④大気環境では、都市計画・道路交通網の整備、⑤自然環境では、生物多様性の保全、多自然型工法、ビオトープによる自然環境の復元、創造、⑥土壌汚染、騒音、振動、悪臭の防止、有害物質への対応等があります。また、⑦環境教育の推進、住民等との協働による美化活動、公園管理等、住民、事業者への啓発、協働による事業があります。

こうした取組については、地域環境の状況（二酸化炭素の排出量、廃棄物の排出量、水質汚濁や大気汚染の状況等）の測定値等と併せて、資源利用率等の指標を目標に設定することが考えられます。

#### ☆生物多様性とは

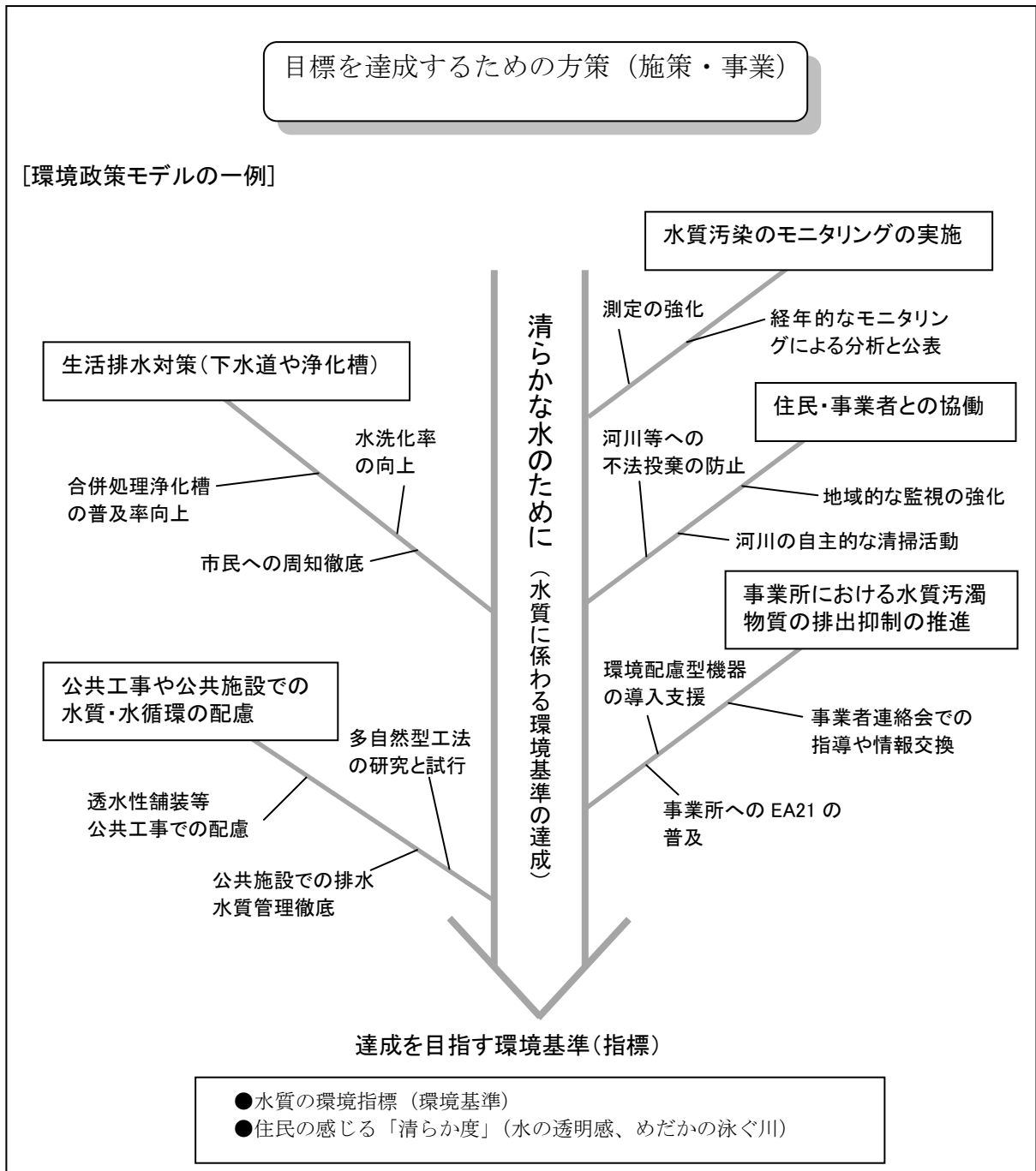
生物多様性条約では、全ての生物の間の変異性と定義し、生態系の多様性、種間（種）の多様性、種内（遺伝子）の多様性という3つのレベルがあるとされています。分かりやすく言えば、地域に固有の自然があり、それぞれに特有の生き物がいること、そして、それぞれがつながっていることとも言えます。

私たちの豊かで安全な暮らしは、水、酸素、食料、繊維、木材、燃料、医薬品、安定した気候、自然災害防止等、様々な自然の恵み（＝生態系サービス）によって成り立っています。一方で、近年、日本の国土面積の5分の1にも相当する森林が毎年世界から失われており、生物種の絶滅速度はここ数百年で約1,000倍に加速する等、生物多様性を取り巻く状況はきわめて深刻です。

我が国では、生物多様性基本法において生物多様性に対する事業者の責務が定められ、第三次生物多様性国家戦略\*では、事業活動と生物多様性の関わりが示されると共に、生物多様性の保全と持続可能な利用を社会経済的な仕組みの中に組み込んでいくことが期待されています。そして、事業者の生物多様性に関する活動への参画を促すことを目的に、「生物多様性民間参画ガイドライン\*（2009年8月）」が策定されました。

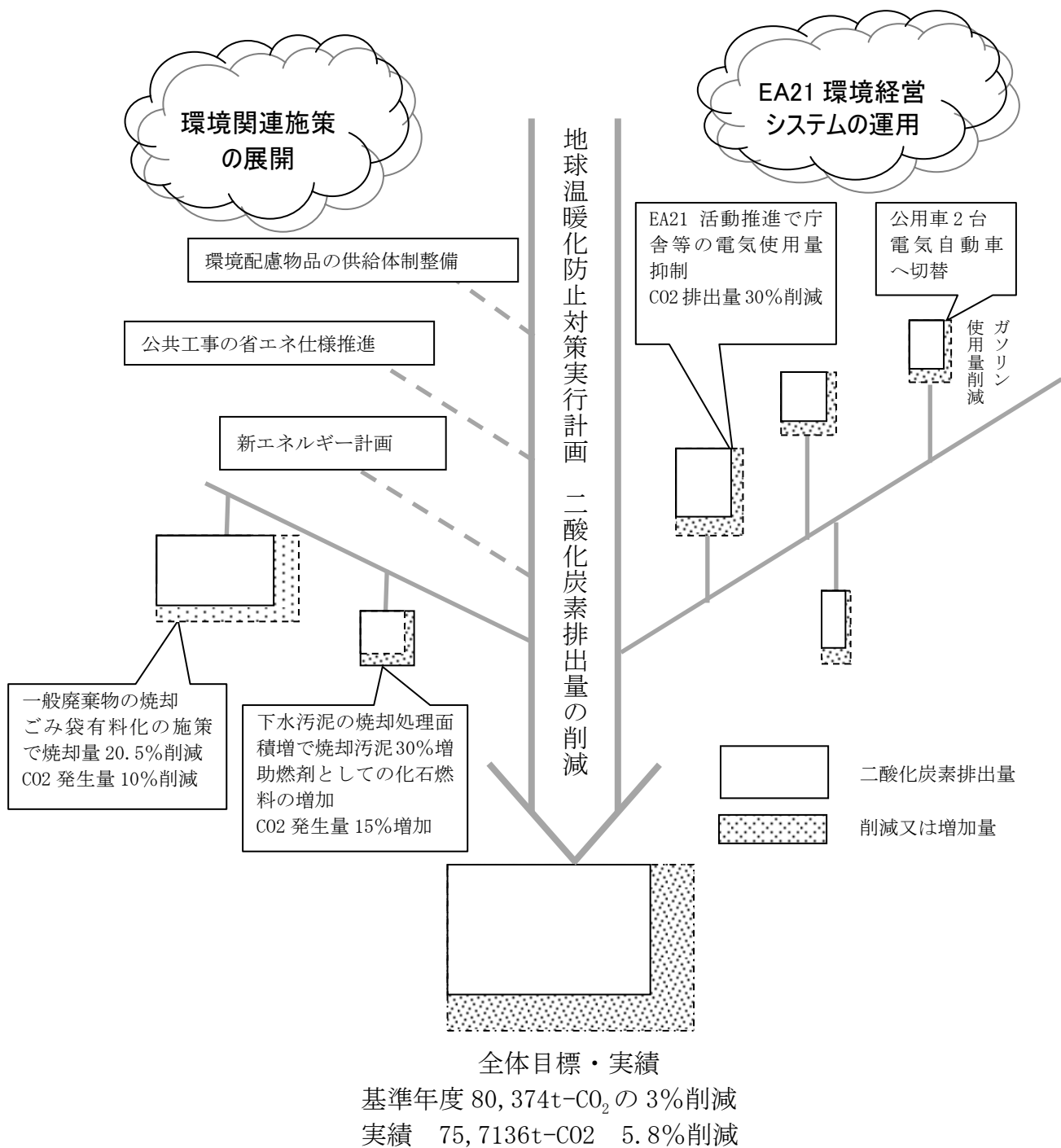
将来に渡り、その「生物多様性」の恵みを享受し続けるためには、事業活動が直接的、間接的に及ぼす影響を意識し、その恵みを保全するまたは持続可能な利用を行っていく必要があります。

＜地域の環境の保全・創造に向けた取組のモデル＞



\* 上図は、概念図です。エコアクション21の環境経営システムの運用により、地域の環境改善への取組（施策・事業）を、体系的に展開する例として参考にしてください。こうした取組一つひとつをより具体的に実施していくことでエコアクション21による取組の成果を把握しやすくなります。





\* 上図は、概念図です。エコアクション21の環境経営システムの運用により、地方公共団体における環境への取組を、体系的に展開する例として参考にしてください。こうした取組の一つひとつを実施していくことでエコアクション21による取組の成果を把握しやすくなります。

図：地球温暖化防止実行計画における目標達成のための施策・事業等の展開(例)

## Ⅱ. 計画の実施 (Do)

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するための仕組みを整備するとともに、これを実行するのが「Ⅱ. 計画の実施 (Do)」の段階です。計画を適切に実施するための具体的なルールを定めることも含まれます。

### 6. 実施体制の構築

エコアクション2.1 環境経営システムを構築、運用、維持し、環境への取組を実施するために効果的な実施体制を構築する。  
実施体制においては、各自の役割、責任及び権限を定め、全従業員に周知する。

[解説]

環境経営システムを構築し、効果的な運用を図るためには、組織の代表者（首長）\*をトップとする全員参加の実施体制を整備することが必要です。代表者（首長）や各部門の責任者、各部門の実行責任者または担当者等の役割、責任及び権限を明確に定めるとともに、組織の一人ひとりが、環境経営システムの中で自らがどのような役割を担っているのかを理解することが必要です。そのために、構築した実施体制を図等に取りまとめ全職員等に周知します。

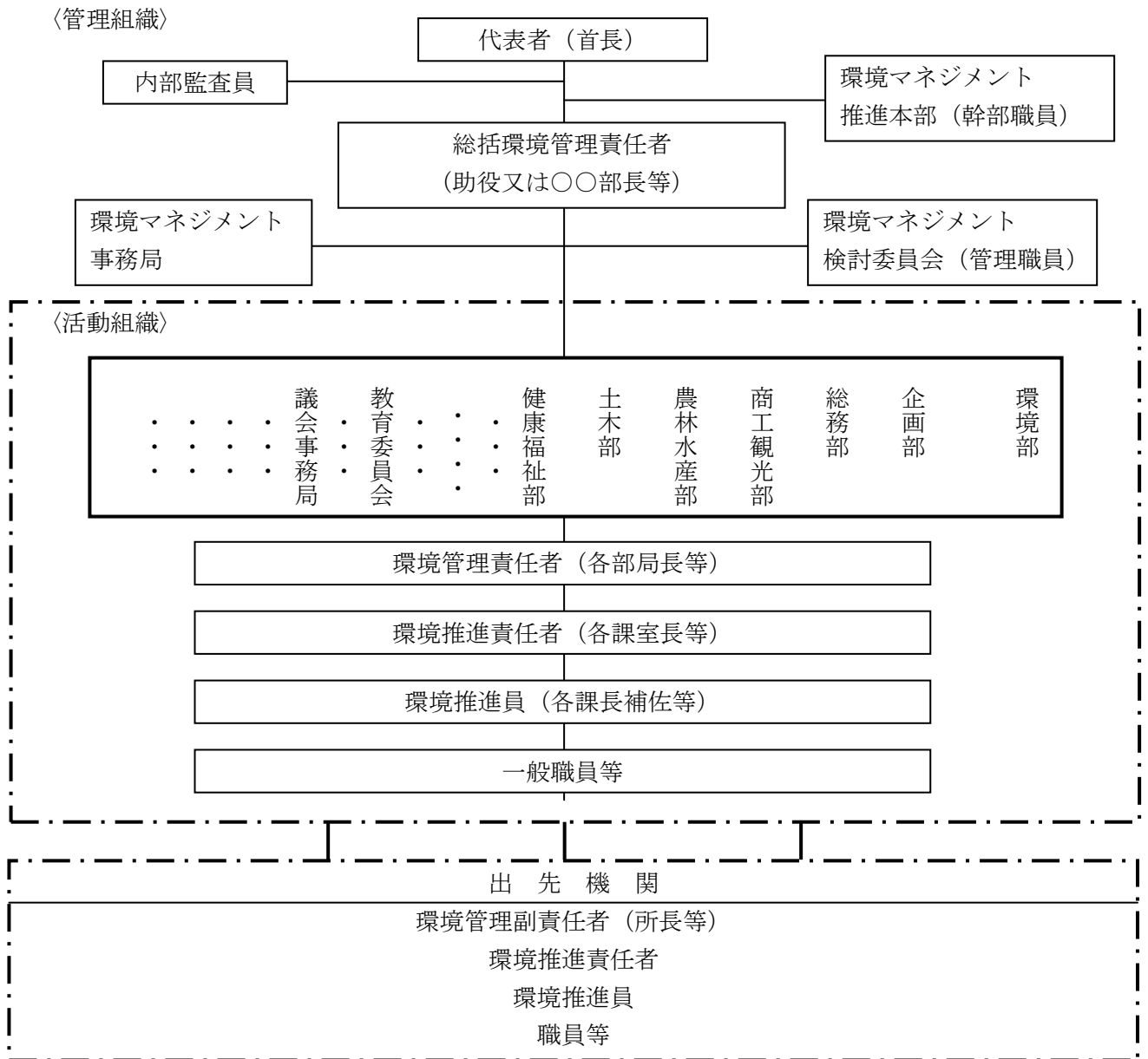
また、代表者（首長）は、組織の規模等の必要性に応じて、環境管理責任者を任命します。環境管理責任者は、環境経営システム全体の構築、運用、維持に関する実務上の権限を代表者（首長）から委任され、責任を持つとともに、その状況を代表者（首長）に報告します。

※地方公共団体の全組織における代表者は首長ですが、清掃工場、浄水場等の施設においては、工場長が代表者となる場合もあります。また、地方公共団体における環境管理責任者は、団体の規模により異なりますが、副市町村長、環境担当部局長・課長等が想定されます。

#### 推奨事項

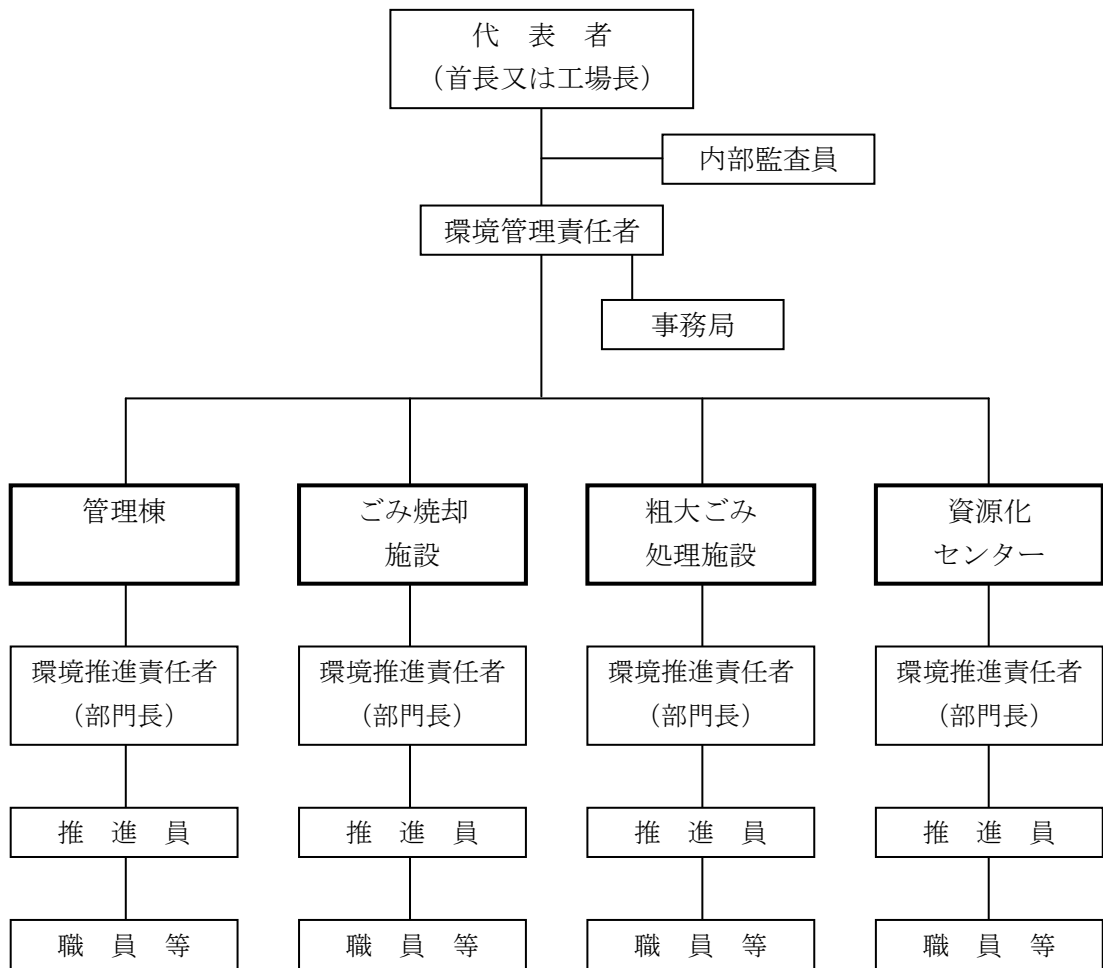
- ・組織の代表者（首長）は、単に「かけ声」をかけるだけでなく、環境への取組を適切に実行するための資源\*を用意する
- ・認証・登録の対象範囲が、本庁舎の他に  
出先機関や単独の施設を含み、  
複数のサイトにまたがる場合等は、  
サイト毎に管理責任者を置く  
※資源とは、いわゆる「人・もの・金」のことで、  
環境への取組を実施するための  
必要な人員、設備、費用等を適切に準備することです

◆地方自治体における組織体制の例



※組織、役割等の呼称はあくまでも例示です。

図：地方公共団体における組織体制(例)



※組織、役割等の呼称はあくまでも例示です。

※対象範囲が、本庁及び清掃工場等複数のサイトにまたがる場合又は規模が大きい組織の場合は、全体を統括する環境管理責任者とともに、部門又はサイト毎に責任者を置くことが必要です。同様に、事務局も全体を統括する事務局と、部門又はサイト毎に事務局又は担当者を置くことが効率的なシステム運用のためには必要です。

図：清掃工場単体を対象範囲とした場合の組織体制(例)

## 7. 教育・訓練の実施

エコアクション21の取組を適切に実行するため、必要な教育・訓練を実施する。

教育・訓練の実施結果を記録に残す。

### [解説]

教育・訓練は、全職員等を対象としたものと、特定の業務に従事する者を対象としたものがあります。特定の業務に従事する者とは、組織に適用される環境法規等に関わる業務や、事業活動の中で特に環境に大きな影響を及ぼす活動、想定される緊急事態に対応する役割がある者等のことで、業務を行うために必要な資格や能力を確実に身につけることが求められます。

全職員等は、環境への取組を適切に実施するために、組織の環境方針を理解するとともに、組織が計画した環境目標や環境活動計画等における自らの役割や実施しなければならない取組について、十分に認識することが必要です。特に管理職においては、部門の責任者としての役割、責任等を認識することが必要です。併せて、環境問題の現状や環境経営の意味を知り、何故、環境への取組をしなければならないかを自覚することが重要です。

また、特定の業務に従事する者については、環境法規等が定める必要な資格等を有すると共に、実際の現場等において適切な訓練を行う必要があります。

そのために一律に教育・訓練を行うのではなく、それぞれの業務や役割等に合った教育・訓練を適切に実施することが必要です。

さらに、実施した教育・訓練の実施結果を記録に残し、必要な教育・訓練の進捗状況の把握や、今後の実施計画の策定等に役立てます。

※なお、職員数100名未満の比較的規模が小さな地方公共団体においても、実施結果を記録することが推奨されます。

教育・訓練の内容の例としては、次のようなものが考えられます。

### ➤ 認識・自覚等を高めるもの

#### ○全職員等

- ・環境問題の現状やエコアクション21における環境への取組の意義、重要性等
- ・組織共通の環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・担当する業務に関連した環境目標及び環境活動計画の内容、手順
- ・自らの役割及び責任

#### ○管理職

- ・環境への取組の意義、重要性等
- ・エコアクション21の基本的な仕組み
- ・部門の環境目標及び環境活動計画の詳細
- ・部門の責任者としての役割、責任及び権限

➤ **特定の業務に従事するために必要なもの**

- 法規制に関連する業務の担当者
  - ・法規制の詳細、遵守手順
  - ・必要な資格、能力等（資格の例：公害防止管理者\*、エネルギー管理士\*、特別管理産業廃棄物管理責任者\*、危険物取扱者\*等）
- 環境に大きな影響を及ぼす活動に従事している者
  - 例：排水処理担当者：排水処理手順、遵守すべき基準等
  - 焼却炉運転担当者：運転手順書、遵守すべき基準等
  - 緊急事態への対応者：緊急事態対応手順等

推奨事項

- ・教育・訓練の年間計画を策定し、階層別、職種別等、適切なプログラムにより実施する

## 8. 環境コミュニケーションの実施

組織内において、エコアクション21に関する内部コミュニケーションを行う。外部からの環境に関する苦情や要望を受け付け、必要な対応を行い、その結果を記録する。  
環境活動レポートを定期的に作成し、公表する。

[解説]

組織における内部コミュニケーション\*は、エコアクション21に効果的に取り組むための重要な手段です。職場会議や掲示板等を通じて、環境目標及び環境活動計画の進捗状況等のエコアクション21に関する情報を職員等に提供するとともに、職員等からの意見を受け付ける等、双方向に情報をやりとりします。

また、地域住民等からの環境に関する苦情や要望を受け付ける窓口（担当者）を設け、これに誠実に対応することが必要です。

環境に関する苦情や要望の受付内容（いつ、誰から、どのような内容、対応者等）、対応した結果（対応部署、対応策、結果等）については、記録しておきます。また、対応の結果によっては、同様の苦情が起きないように、再発防止策を講じます。

組織が環境への取組状況等を公表する等の環境コミュニケーションは、社会のニーズであるとともに、自らの環境への取組を推進し、さらには社会からの信頼を得ていくために必要不可欠な要素となっています。環境活動レポート等により積極的に情報を公開していくことが、社会からの信頼につながります。

推奨事項

- ・内部コミュニケーションを図るため、朝礼や掲示板、庁内メール等を活用して、環境経営システムや環境に関する情報を伝達する
- ・内部における環境コミュニケーションを円滑に行うため、環境経営システムや環境問題に関する情報を伝達し、職員提案制度を活用する等、改善の提案等を収集する手順を策定する。その際に、総務、人事、企画部門との連携を図り、効率的に実施することが望ましい
- ・行政が行う政策・施策・事業等における環境への取組に関する苦情や要望を処理し、地域住民、利害関係者との双方向の環境コミュニケーションを実施する手順を定める

## 9. 実施及び運用

**環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために必要な取組を実施する。環境方針、環境目標を達成するため、必要に応じて、実施にあたっての手順等を定め、文書化し、運用する。**

### [解説]

環境方針、環境目標及び環境活動計画を達成するために、必要な取組を適切に実施します。特に、環境負荷の把握で特定された、取組の対象とすべき環境負荷及び活動については、取組が確実に実施されるようにします。そのために必要な場合は、実施にあたっての手順等を定めた手順書を作成し運用します。

### 推奨事項

- ・手順書には、実施にあたっての要件として、守るべき基準等を定める
- ・規制遵守のために自主管理値等を定めて管理する
- ・環境関連法規等を具体的に遵守するための手続き、例えば測定の種類、方法、担当者等を定める
- ・庁内常駐の業者、取引先等にも、環境活動計画の内容を伝達し、必要な取組を要請する
- ・請負業者や指定管理者については、契約時に、取組にあたって必要な事項を盛り込む
- ・物品調達や委託先の選定等においても、事業者の環境への取組状況を考慮する

## 10. 環境上の緊急事態への準備及び対応

環境上の事故及び緊急事態を想定し、その対応策を定め、定期的に試行するとともに訓練を実施する。  
事故や緊急事態の発生後及び試行の実施後に、対応策の有効性を検証し、必要に応じて改訂する。

### [解説]

事故や天災等により、油の流出、化学物質の流出等の環境上の緊急事態が発生する可能性があります。自らの事業活動において、環境に重大な影響を及ぼすどのような事故及び緊急事態が発生するか、その可能性を想定し、汚染等が最小限の範囲で済むよう、予め緊急事態への対応策を定め、準備をしておくことが必要です。

次に、その対応策が有効であるかどうか、例えば環境への影響が最小限に食い止められるか、準備品はすぐに使用できるか、連絡先の確認等、可能な範囲で定期的に試行するとともに、対応がスムーズに行えるよう訓練を実施します。

さらに、緊急事態の発生後や試行の後、対応策が効果的であったかどうかを検証し、必要に応じて対応策を改訂します。

## 11. 環境関連文書及び記録の作成・管理

エコアクション21の取組を実施するために必要な文書を作成し、適切に管理する。  
エコアクション21で必要な取組の記録を作成し、適切に管理する。

### [解説]

文書は作成責任者（改訂の権限を有する者）及び発行日付、文書の変更及び改訂の識別等を明らかにし、記録は保管期限及び廃棄の手順を明らかにします。また、文書の管理については、その所在を明らかにしておくとともに、必要な場所において使用可能な状態にしておく等、適切に管理する必要があります。なお、文書及び記録は、紙媒体または電子媒体とし、それぞれ独立した形で存在する必要はなく、必要な文書及び記録を適切に管理するために、組織の実状に合わせた形式、形態で整理します。

地方公共団体においては、組織全体の統制のとれた活動を推進するための必須の要素として、環境経営システムを構築・運用するために組織が定めたルールを取りまとめた文書（環境経営マニュアル等）を作成します。

その他、エコアクション21の取組に必要な文書及び記録には以下のものがあります。



## <文書>

- ・環境方針
- ・環境目標
- ・環境活動計画
- ・環境関連法規等の取りまとめ
- ・実施体制（組織図に役割等を記したもので可）
- ・取組に必要な場合の手順書
- ・事故及び緊急事態の想定結果及びその対応策
- ・環境活動レポート

## <記録>

- ・「環境への負荷の自己チェック」の結果
- ・「環境への取組の自己チェック」の結果
- ・環境関連法規等の遵守状況のチェック結果
- ・教育・訓練の実施結果
- ・外部からの苦情等の受付結果
- ・環境上の緊急事態の試行及び訓練の結果
- ・環境目標の達成状況及び環境活動計画の実施状況、その評価結果
- ・問題点の是正処置及び予防処置の結果
- ・内部監査の実施結果
- ・代表者による全体の取組状況の評価及び見直しの結果

### 推奨事項

- 作成することが望ましい文書としては、以下のものがあります。
  - ・教育・訓練年間計画
  - ・施設等の運用で業務を委託している場合は、委託先が作成している運転手順や監視手順等も、その重要度による同様の管理をする
  - ・環境経営マニュアルや手順書等の文書は、改廃の手続きを定め、古いものは破棄するか、誤使用の無いようにし、定期的に見直して最新のものとする
  - ・記録は、保存期間を決め、分かりやすく整理して保管するとともに、その紛失や損傷を防ぐ方法を定める
  - ・全庁的な文書管理体制との整合を図る

### Ⅲ. 取組状況の確認及び評価（Check）

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を適切な頻度で確認（監視・測定）し、これを評価して、問題があれば是正処置を行い、また問題が発生しないように予防処置を実施します。

また、環境目標が達成できない場合（あるいは達成が難しいと想定される場合）は、その原因を調査分析し、環境目標や環境活動計画の見直しを含む、対応策を検討し、実施することが必要です。環境目標が達成できないことよりも、その原因が解明できないこと、問題がある状態を放置したままにしておくことの方が問題であるとの認識を持つことが重要です。

#### 1 2. 取組状況の確認並びに問題の是正及び予防

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況及び環境経営システムの運用状況を、定期的に確認及び評価する。

環境関連法規等の遵守状況を定期的に確認及び評価する。

環境目標の達成、環境活動計画の実施及び環境経営システムの運用状況並びに環境関連法規等の遵守状況に問題がある場合は是正処置を行い、必要に応じて予防処置を実施する。

内部監査を原則として年1回以上実施する。

[解説]

#### <確認（監視・測定）及び評価>

環境目標の達成状況、環境活動計画の実施状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況について、これらを定期的に確認（監視・測定）のうえ、評価します。

環境目標の達成状況の確認及び評価にあたっては、目標期間終了時点での達成を確実にするために、自らが設定した半年または四半期等途中段階における達成状況を適切に判断するための目安（指標）を設定しておく必要があります。目安（指標）は、取組をはじめて半年または四半期が経過した時点で、このまま取組を継続した場合、期間終了時点で環境目標の達成が可能か、未達成かを判断する基準となるものです。そして、確認及び評価の結果、判断基準よりも達成状況が下回った場合は、是正処置（対応策）を実施します。

環境活動計画の実施状況については、計画に沿った取組が、定められた責任・役割のもと、スケジュールどおりに実施しているか、環境経営システムの運用状況については、構築したシステムがガイドラインで規定する要求事項を満たしているか、自らが決めたルールのとおり取組がなされているか、システム自体が有効に機能しているか等について確認及び評価を行います。

環境関連法規等については、届出の有無、測定の実施状況（時期、頻度等）、規

準値の遵守状況等、遵法性について確認を行い、過去の実績等も踏まえて、現状の取組のままで今後も遵法性を保つことができるかどうか等について評価を行います。

また、環境負荷の把握で特定された取組の対象とすべき環境負荷及び活動等のうち、環境目標を策定しなかったものについては、その環境配慮の取組が適切に実施されているか確認及び評価を行います。

確認及び評価は定期的に行い、その頻度は確認する内容により、年に1回、四半期に1回、毎月1回、毎日等、それぞれの内容に応じて適切な頻度で行うようにします。

確認及び評価にあたっては、担当者が確認し、その結果を責任者へ報告し、責任者は評価したうえで必要に応じて適切な対応策を講じます。そのために、結果の報告手順として、作業担当者から、作業責任者、さらに部門の責任者、エコアクション21の実行責任者である環境管理責任者や代表者（首長）への報告というように、誰に、どの頻度で報告し、評価するかを定めておきます。

評価は定性的なものでもよく、行政評価システムの仕組みと連動して評価する等、行政改革の流れと一体として推進できるような仕組みを整備することが有効です。

#### ◆内部監査の実施について

取組状況の確認及び評価を客観的に実施するため、年に1回以上、環境経営システム全体の状況を内部監査します。内部監査では、環境経営システムがガイドラインで規定する要求事項及び組織が定めたルールに適合しているか、環境目標が達成されているか（あるいは達成できるか）、環境活動計画が適切に実施され、環境への取組及びシステムが継続的に改善されているか等を中立的立場から監査の上評価し、その結果を代表者（首長）及び環境管理責任者に報告します。

内部監査の実施にあたっては、法令の順守状況等の重点分野を決めて、取り組むことも可能です。

※なお、職員数100名未満の比較的規模が小さな地方公共団体においても、内部監査を実施することが推奨されます。

#### <問題の是正及び予防>

確認及び評価の結果、環境目標の達成状況、環境活動計画の進捗状況、環境経営システムの運用状況及び環境関連法規等の遵守状況等について問題がある場合は、問題の原因を調査・分析し、その原因を取り除き問題の再発を防止するための是正処置（対応策）を実施する必要があります。また、現状では問題がないが将来的に問題が起きると予測される場合は、問題の発生を未然に防止するための予防処置を実施します。

是正処置及び予防処置の実施にあたっては、起きてしまった問題そのものより

も、問題が起きた原因（起きることが想定される原因）を究明することが重要です。

例えば原因は、作業手順が明確でない（手順書がない）ことによるのか、測定器具の不具合（定期的な校正を行っていない）によるものか、作業員への周知、訓練等がなされていない（教育・訓練がなされていない）ためか、そもそも環境目標や環境活動計画に無理があったためか等、原因を明確にして、作業手順を見直す、教育・訓練を実施するまたは環境目標や計画を見直す等の再発防止策を講ずる必要があります。

是正処置の結果については、その有効性について確認を行い、継続的改善につなげていきます。

また、ある部門で発生した問題の状況等を、関連する他の部門にも伝え、同種の問題が発生しないようにすること（対応策の水平展開）も重要です。

なお、エコアクション21の認証を受けようとする場合、基本的要件として、環境関連法規等の遵守が確認できることが認証・登録の条件となります。そのためにも、確実にチェックを行うことが必要です。

## IV. 全体の評価と見直し (Action)

組織の代表者は、環境経営の視点に立って、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施結果及び環境経営システムの運用結果等、エコアクション21全体の取組結果について評価を行います。さらに、PDCAの次のサイクルに向けて、環境経営システム及び環境への取組の継続的改善を図るため、改善、変更等に関する必要な指示を行います。

### 13. 代表者による全体の評価と見直し

**代表者（首長）は、定期的にエコアクション21全体の取組状況进行评估し、一般的な見直しを実施し、必要な指示を行う。**

[解説]

代表者（首長）は、エコアクション21全体の見直しに必要な情報を収集し、あるいは環境管理責任者に報告を求め、環境経営システムが有効に機能しているか、環境への取組は適切に実施されているかを経営的観点から、定期的（少なくとも毎年1回）に評価し見直しを行います。

見直しに必要な情報とは、環境目標の達成状況、環境活動計画の実施及び運用結果、環境関連法規等の遵守状況、外部からの環境に関する苦情や要望等です。

代表者（首長）は評価結果に基づき、環境方針、環境目標、環境活動計画及び環境経営システム等について、これらを変更する必要性を判断し、変更に必要な具体的な指示を環境管理責任者及び関係者に行います。

見直しの結果は記録します。記録する内容としては、前回の指示への取組結果、今回の評価結果及び指示内容等です。

#### ◆代表者（首長）による評価と見直しとは

評価とは、単に環境目標が「達成できた」あるいは「達成できなかった」という取組の結果を取りまとめることではありません。達成状況や取組についての結果を踏まえて、達成できた場合は目標の設定方法やそのレベルに問題はなかったか、達成できなかった場合はその原因は何かを明らかにします。また、環境経営システムは有効に機能していたか等を分析し、次年度以降の環境目標をどのように策定し、どのような取組を行うべきか、環境経営システムをどのように変更すべきか等について検討し、改善点を明確にすることです。

## 第4章 環境活動レポート

本章では、エコアクション21における環境活動レポートの要求事項を定めています。

エコアクション21に取り組み、認証・登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を作成し、公表することが必要です。

環境活動レポートを作成し公表することは、地方公共団体においても社会的責務であるとともに、組織の環境への取組を推進し、地域住民等の信頼を得ていくために必要不可欠です。

環境活動レポートは、あくまでも社会的な説明責任に基づくものであり、宣伝のためのパンフレットではありません。ですから必要な項目を正確に、包み隠さず記載することが重要であり、情報開示に対する真摯な姿勢は、社会からの信頼に繋がる必要な方策の一つと言えます。特に、虚偽の記載をしたり、自ら都合の悪い情報を隠すことは、かえって信頼を失墜させることにも繋がりがねません。

また、環境活動レポートの作成にあたって必要となる次の9つの項目は必要最小限の記載事項であり、実際の作成にあたっては、理解しやすいように工夫をすること、段階的に記載内容を充実させていくことが重要です。中央事務局のホームページには、認証・登録された地方公共団体の環境活動レポートが掲載されていますので、参考にすることができます。

作成した環境活動レポートは、地域住民、地域の消費者団体や環境NGO、職員等の利害関係者に配布する、またはインターネットホームページに掲載することにより、有効に活用することができます。

### 1. 環境活動レポートの作成

次の項目を盛り込んだ環境活動レポートを定期的（原則毎年度）に作成する。

- ①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
- ②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
- ③環境方針
- ④環境目標
- ⑤環境活動計画
- ⑥環境目標の実績
- ⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
- ⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
- ⑨代表者による全体評価と見直しの結果

[解説]

「①組織の概要」は、認証・登録の対象範囲にかかわらず、本庁、出先機関等の全組織の事業所名、所在地、事業活動の概要、規模等、組織の全容がわかる以下のような情報です。

- ・ 地方公共団体名及び首長氏名
- ・ 所在地
- ・ 環境管理責任者氏名及び担当者連絡先
- ・ 市町村政の概要及び地域における環境特性、環境における課題等
- ・ 事業の規模（予算額、職員数、庁舎の延べ床面積等、組織の規模がわかる情報）

「②対象範囲」は環境経営システムの要求事項「1. 取組の対象組織・活動」の要求事項を満たすものであり、認証・登録の範囲と一致していることが必要です。特に、一部組織から取組を行う場合は、全組織に段階的に拡大する方針とそのスケジュールを記載することが必要です。

「④環境目標」は、レポートの対象期間における単年度の環境目標と中長期の環境目標を記載します。

「⑥環境目標の実績」のうち二酸化炭素排出量削減の実績については、二酸化炭素排出量を把握する際に用いた、購入電力の排出係数（電気事業者ごと）も併せて記載します。

具体的にどのような形式の環境活動レポートを作成するかは、基本的に各地方公共団体の創意工夫に委ねられています。例えば、環境目標の実績については、可能な範囲で過去のデータも記載し、グラフ等を用いて経年での変化が一目で分かるようにする、取組状況の写真を掲載する等の工夫が望まれます。

なお、自らの事業活動に伴う環境負荷及び削減のための取組の他に、「地域の環境の保全・創造に向けた取組」の状況についても記載することが必要です。環境白書を作成している場合は、環境白書の概要を環境活動レポートに記載することも可能です。また、環境白書に環境活動レポートの必要事項を含めた上で、環境白書を環境活動レポートとして取り扱うこともできます。

推奨事項

- ・ 初年度において※、主な環境への負荷について年間のデータを把握して記載する

※初年度は、年度の途中からエコアクション21に取り組む場合が多く、データ把握も年度の途中からになることが多いと思われませんが、データは1年単位で把握することが望まれます。

- ・ 把握することが必須となっている環境負荷項目については、3年間程度の年間実績の推移を記載する。

## 2. 環境活動レポートの公表

環境活動レポートを公表し、地方公共団体の施設等に備え置いて、住民等の一般の閲覧を可能にする。

また、可能な場合は、インターネットのホームページに掲載するまたは冊子を作成して公表する。

### [解説]

作成した環境活動レポートは、庁舎等に備え付け、外部から要請があった場合は、必ず閲覧できるようにしてください。

また、エコアクション21中央事務局では、認証・登録事業者名を登録するとともに、環境活動レポートを業種別、地域別、規模別に検索可能な形式でホームページ上に公開しています。

その他の公表方法については、それぞれの地方公共団体の創意工夫により行ってください。

### 推奨事項

- ・環境活動レポートを地域住民、環境NGO等に広く配布する



## 第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き

### 1. 環境への負荷の自己チェックの目的

環境への取組を行うには、まず、自らの事業活動に伴って環境への負荷がどれだけ発生しているのかを知ることが重要です。「環境への負荷の自己チェック」では、事業活動全体における物質やエネルギー等のインプット、アウトプットを把握するマテリアルバランス\*の考え方にに基づき、事業活動における9項目の環境負荷について把握します。9項目の中でも、温室効果ガスのうち二酸化炭素排出量、廃棄物排出量、総排水量（あるいは水使用量）及び化学物質使用量（化学物質取り扱い事業者の場合）は必ず把握します。

地方公共団体においては、グリーン購入の実施状況、公共事業の建設副産物等についても把握する必要があります。

環境への負荷の把握にあたっては、まず対象範囲における**全ての事務事業について、次の活動に伴い発生する環境負荷についてチェックリストを用いて把握します。**

- オフィス活動等に伴う環境負荷  
（庁舎、公共施設等の建物及び施設の運営・管理を含む）
- 公共事業の実施に伴う環境負荷
- 現業部門等の活動に伴う環境負荷
- その他の活動に伴う環境負荷（イベントの実施 等）

環境負荷の把握にあたっては、次の表に示すような庁舎等の建物、市民が利用する施設又は事業系の施設、工場等、それぞれの建物、施設毎に環境負荷を把握します。

その際に、自らの事業活動を見渡して、「どの事業活動が環境に大きな影響を与えていると考えられるか」を検討し、環境に大きな影響を与えている活動、施設、設備、物質等を特定します。

【表2 対象となる庁舎及び施設等】

区 分	主 な 庁 舎 ・ 施 設 例
オフィス系	本庁舎、分庁舎、支所、出張所 等
市民等利用施設系	学校、幼稚園、保育園 等
	コミュニティセンター、ホール・会館、図書館、美術館、運動施設 等
	動物園、植物園 等
事業系	事業等：病院（診療所）、交通事業所、消防署、福祉施設、給食センター 等
	工場等：清掃工場、リサイクル施設、浄水場、下水処理場 等

特に現業部門等の活動においては、活動の一連の流れを整理し、各段階の活動から生じる環境負荷を洗い出してみることが有効です。各段階で何を投入し、何が大气や水等に排出されているかを整理したうえで、重要と思われる環境負荷項目を把握します。その際に、チェックシートの環境負荷項目以外に固有の環境負荷がある場合は、その環境影響の大きさ、重要度に応じて環境負荷等を把握するようにしてください。

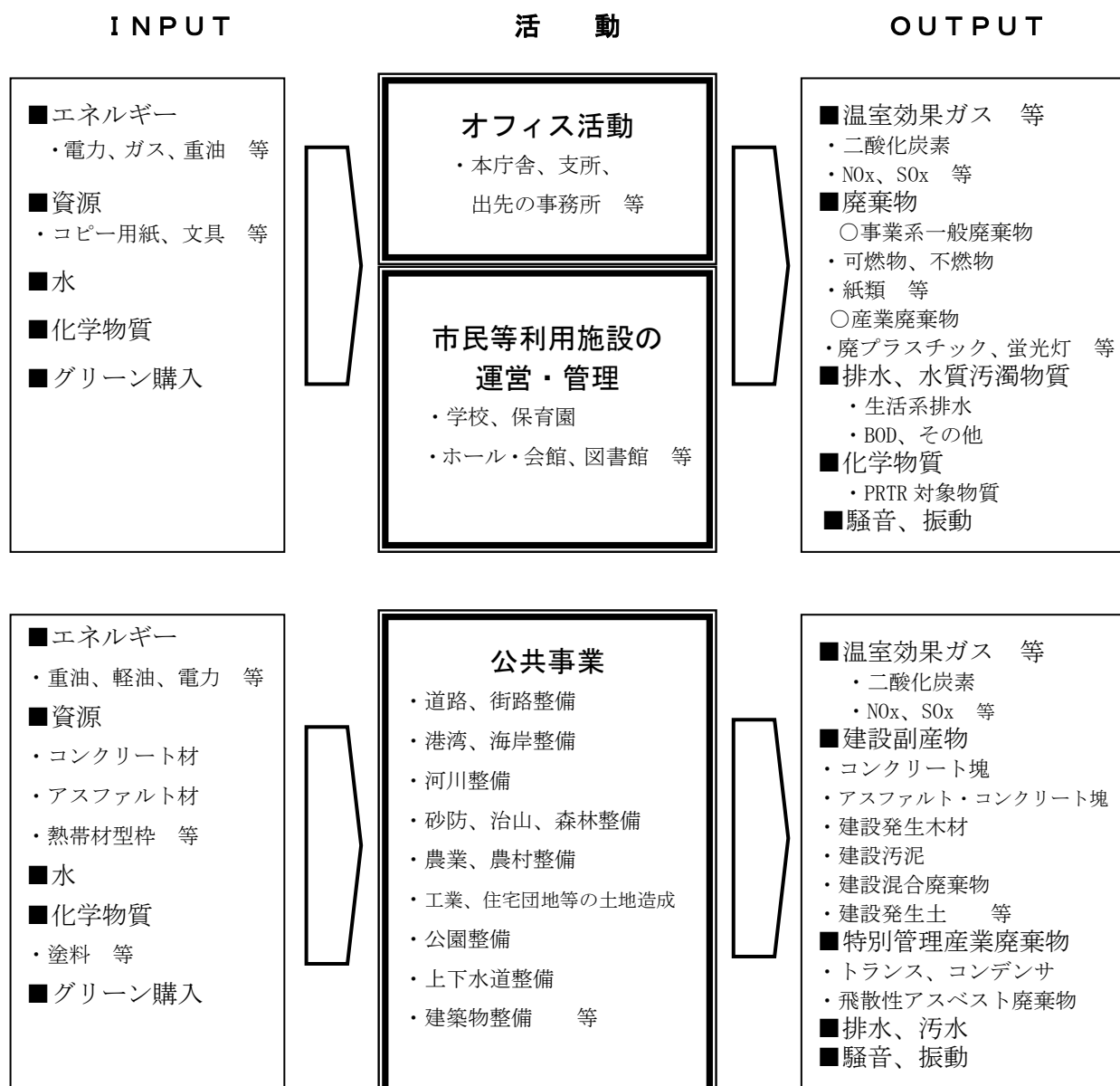
例：清掃工場における固有の環境負荷

薬品の使用量（消石灰、塩酸、苛性ソーダ等）、ダイオキシンの発生量、焼却灰等の焼却残渣の発生量 等

例：公共下水道の終末処理場における固有の環境負荷

薬品の使用量（消臭剤、凝集剤等）、汚泥等の減容化量、再資源化量 等

図：活動と環境影響



## INPUT

## 活動

## OUTPUT



## 2. 別表1 環境への負荷の自己チェックシートの使い方等について

### (1) チェックシートを使用する際の留意事項

- ・ 別表1に示しているチェックシートは、環境への負荷の自己チェックが容易になるように、例として示したものです。個々の事業者の状況に応じて、項目、排出係数、単位等について適宜修正することが可能です。重要なことは、年々の負荷量を同じ規準で容易に比較できるようにすることです。
- ・ 二酸化炭素の排出係数\*については、国が公表する電気事業者ごとの排出係数を用いますが、毎年新たな排出係数を用いるのではなく、原則として

一定期間（中長期の目標設定期間等）固定とし、環境目標の管理や経年比較が可能となるようにします。その際に、採用した排出係数は、実績値とともに明らかにしておきます。

- チェックシートは、単年度の排出量を算定する形になっていますが、可能な項目については、2～3年のデータを整理することにより、前年度比や排出量の推移を把握し、どのように改善されているか等の評価を行って、計画の策定や取組に活かすことが重要です。
- 組織は、環境負荷の総量を削減することが求められていますが、一方、経営の観点から、経済効率性の高い環境への取組も求められています。そのため、組織の環境への取組結果等を把握・評価する場合は、環境負荷の総量を示す指標だけでなく、経済価値を反映しながらその環境への取組の効率性を表す「環境効率指標\*」を把握・管理することが重要になります。代表的な環境効率指標には次のようなものが考えられます。別表のチェックシートには、活動規模を把握する欄を設け、事業活動の規模が変化する場合にも、環境への取組の効果を把握できるようになっています。また指標の設定については、事業の特性に応じて、適切なものを選んでください（全てを計算する必要はありません）。

表：環境効率指標(例)

$\frac{\text{決算額 (円)}}{\text{二酸化炭素排出量 (トン)}}$	(この逆も考えられます)
$\frac{\text{職員数 (人)}}{\text{廃棄物排出量 (トン)}}$	(この逆も考えられます)
$\frac{\text{オフィス床面積 (m}^2\text{)}}{\text{二酸化炭素排出量 (トン)}}$	(この逆も考えられます)

- 地方公共団体においては、上記の指標以外に、次のような値が考えられます。  
維持管理経費／ごみ処理量（清掃工場）・営業収入又は簡易水道収入（浄水場）／流入推量（下水処理場）・医療収入／医療廃棄物排出量（病院）等  
また、これらの値の算出方法は地方公共団体で共通であり、比較が可能なデータであることから有効です。

## (2) データの集め方

- ・ 必要な情報、データの収集・整理にあたっては、経理関係のデータや行政の統計への回答票等、組織内に既にある情報を有効に活用します。
- ・ データに関する資料については、それぞれの担当部署にバラバラに保管されている、伝票ベースでしか保管されていない等のため、はじめは収集・整理に時間がかかるかもしれません。環境関連情報を環境の面から整理して、担当者が管理・把握できる仕組みを整備することが望まれます。
- ・ データは月単位程度の短い周期で把握すると、目標の設定や確認及び評価の際により有効です。
- ・ 少なくとも過去3年程度の実績をチェックできるよう適切なデータ管理を行います。

表:活用できる組織内の情報例

- ・ エネルギー、資源（紙等）の使用量、購入量、金額等の伝票
- ・ 石油等消費構造統計調査票の写し
- ・ マニフェスト伝票
- ・ 廃棄物処理委託会社への支払伝票
- ・ 委託及び請負業者等からの実績報告書
- ・ レンタルコピー機の請求書、支払伝票
- ・ 設備仕様書、使用説明書
- ・ 大気汚染物質排出量総合調査票の写し
- ・ 水質汚濁物質排出量総合調査票の写し
- ・ 計量証明書
- ・ 化学物質保管管理票
- ・ 化学物質等安全データシート

## 第6章 環境への取組の自己チェックの手引き

### 1. 環境への取組の自己チェックの目的

環境への取組を行うにあたっては、まず別表1の「環境への負荷の自己チェックリスト」に基づいて自らの事業活動に伴う環境負荷を把握し、環境に大きな影響を与えている活動等を特定します。そして、現在どのような環境への取組を行っているかを把握したうえで、自らの環境負荷を削減するためにどのような取組を行うかを検討します。

具体的には、別表2「環境への取組の自己チェックリスト」をもとに、現在の環境への取組状況を把握するとともに、リストにある取組の内容を参考に、今後実施していくべき具体的な取組を明らかにします。そして、その取組内容を環境目標及び環境活動計画の策定に反映させることが有効です。

### 2. 別表2 環境への取組の自己チェックリストの構成について

環境への取組の自己チェックリストは、第3章1「取組の対象組織・活動の明確化」の対象とする活動で区分した、「自らの環境負荷を低減させる取組」と「地域の環境保全・創造に向けた取組」の2つの大項目で構成しています。それぞれの項目は、エコオフィス活動、地球環境の保全等の中項目に分かれており、それぞれについて具体的な取組内容を記載しています。

また、「I. 自らの環境負荷を低減させる取組」については、項目毎の具体的な取組内容により、「一般職員等の取組」、「担当部署又は担当者の取組」、「施設・設備管理担当者の取組」と、取組の対象毎に分類してあります。

表: 環境への取組の自己チェックリストの構成

I. 自らの環境負荷を低減させる取組	
1. エコオフィス活動	(1) 省エネルギー (2) 省資源（用紙類の使用量削減） (3) 節水、水の有効利用 (4) 温室効果ガスの排出抑制 (5) 化学物質対策 (6) 廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理 (7) 排水処理 (8) 交通に伴う環境負荷の低減
2. 庁舎、施設の適正管理	施設・設備管理担当者の取組
3. 公共事業の実施における環境配慮	(1) 新規事業をはじめめる際の環境影響評価・環境配慮 (2) 環境整備と周辺の自然環境、生物多様性の保全 (3) 環境負荷の少ない建材等の使用等 (4) 環境に配慮した工法 (5) 建設物、構築物の環境への影響を防止するための方策

	(6) 施設閉鎖、建築物の解体等の際の環境配慮
4. イベント等の実施における環境配慮	(1) 計画段階における取組 (2) 広報案内における取組 (3) 準備段階における取組 (4) 運営・実施段階における取組 (5) 終了段階 (6) 意識啓発
5. グリーン購入の推進	調達方針及び調達基準等に基づく取組 等

<b>II. 地域の環境保全・創造に向けた取組</b>	
1. 地球環境の保全	①地球温暖化の防止 ②オゾン層の保護 等
2. 循環型社会の構築	①ごみの発生抑制 ②リサイクルの推進 ③廃棄物の適正処理の推進 ④排出事業者、処理業者等への指導・監督
3. 水環境の保全	①水環境の保全 ②水循環システムの確保 ③水辺環境の保全
4. 大気環境の保全	①自動車排ガス等の移動発生源対策 ②工場・事業場等の固定発生源対策
5. 自然環境の保全	①生物多様性等の多様な自然環境の保全 ②自然環境の復元・創造
6. その他の環境保全・創造に向けた取組	①土壌汚染の防止 ②生活環境の保全 ③有害化学物質への対応
7. 住民、事業者への啓発、協働（事業として）	①環境と調和した事業活動の促進 ②環境教育・環境学習の推進 ③住民、事業者の参加と協働
◇住民、事業者への啓発（自主的な取組）	窓口業務等における地域住民や事業者への自主的な啓発の取組

### 3. 別表2 環境への取組の自己チェックリストの使い方等について

#### (1) 自らの環境負荷を低減させるための取組のチェックについて

「自らの環境負荷を低減させるための取組」については、5項目（1. エコオフィス活動、2. 庁舎、施設の適正管理、3. 公共事業の実施における環境配慮、4. イベント等の実施における環境配慮、5. グリーン購入の実施）について、取組状況を把握し評価します。

把握にあたっては、「一般職員等の取組」、「担当部署又は担当者の取組」、「施設・設備管理担当者の取組」、「公共事業担当部署又は担当者の取組」、「イベント実施

担当部署又は担当者の取組」等、自らの事業活動において該当する取組項目について、把握を行います。

評価にあたっては、組織の状況等を踏まえ、次の3段階で評価を行う等、適切な方法を用いてください。

ただし、取組内容によっては関連のない項目もあるので、関連がないと判断された場合は「/」を記入してください。

・既に取り組んでいるものには	.....	○
・ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要なものには	.....	△
・取り組んでいないものには	.....	×
※左端のチェック欄に「○」「△」「×」を記入します。		

次に、チェックの結果を踏まえて、第5章で特定した環境に大きな影響を及ぼす活動等について、環境負荷を削減するための取組を検討し、環境目標及び環境活動計画の内容に反映させるようにしてください。その際に、チェックリストにある具体的な取組内容を参考にしてください。

## (2) 地域の環境の保全・創造に向けた取組のチェックについて

「地域の環境保全・創造に向けた取組」については、8項目（1.地球環境の保全、2.循環型社会の構築、3.水環境の保全、4.大気環境の保全、5.自然環境の保全、6.その他の環境保全・創造に向けた取組、7.住民・事業者への啓発、協働（事業として）、及び住民・事業者への啓発（自主的な取組））について、施策及び事業が例示されています。その施策及び事業を参考に、組織が現在実施している施策・事業に置き換えて、取組状況を把握し評価します。

※住民・事業者への啓発（自主的な取組）とは、環境部門等が実施する住民・事業者向けの環境に関するイベントの実施や廃棄物の減量、リサイクル推進の広報活動等予算が付いた事業ではなく、福祉や税務等の窓口業務等において、住民や事業者に対して環境に配慮した行動を呼びかける等の各課・室における自主的な啓発活動のことです。

評価にあたっては、組織の状況等を踏まえ、次の4段階で評価を行う等、適切な方法を用いてください。

・重点取組項目として位置付けて取り組んでいる	.....	☆
・指標又は目安等を設定して取り組んでいる	.....	◎
・指標等は設定していないが、取り組んでいる	.....	○
・取組を検討している	.....	△



### (3) 既にエコアクション21に取り組んでいる地方公共団体及び2年目以降の地方公共団体の取組の自己チェックリストの使い方について

既にエコアクション21に取り組んでいる地方公共団体においては、必要に応じて過去に行った把握及び評価の結果を踏まえて、取組の優先度や重要度を考慮しつつ、今後実施していくべき具体的な環境への取組を検討するうえで参考にしてください。検討した結果については、環境経営システムに組み入れ、環境目標及び環境活動計画に活かしていくことが重要です。そのため、2年目以降については、全ての項目について、チェックをする必要はありません。組織の実状に併せて、チェックを行うようにしてください。

### (4) 取組項目について指標を設定する

チェックリストの取組項目の中で、地方公共団体が特に重要であると考えられる取組がある場合には、その項目について、その取組状況を把握・評価するための指標（環境目標等）を自ら定めて、進捗状況を定量的、継続的に管理していくことが重要です。特に、別表1の「環境への負荷の自己チェックシート」でカバーされていない分野については、こうした指標の設定は有効です。

なお、「地域の環境保全・創造に向けた取組」については、参考として各施策・事業における指標が例示してあります。

表: 指標の設定 例

○ 請負及び委託業者等における環境マネジメントシステムの取組状況 (例: 事業者の ISO14001 又はエコアクション21 認証取得状況等)	← 「請負及び委託業者等への環境配慮」
○ 公用車への低公害型車両の導入 (例: 公用車に占める低公害型車両の割合)	← 「交通に伴う環境負荷の低減」

### (5) その他

- ・チェックリストは環境への取組を全て網羅しているわけではありません。取組に関する記載内容には限界があることから、個別の取組内容について詳しく解説している資料やその他の取組の参考資料となる情報源として、URL 等を記載しました。自らの事業活動に適した取組の参考としてください。

## 別表 1 環境への負荷の自己チェックシート

エコアクション21の取組の対象範囲における全ての事務事業について、次の活動に伴う環境負荷についてチェックシートを用いて把握します。

- オフィス活動等に伴う環境負荷  
(庁舎、公共施設等の建物及び施設の運営・管理を含む)
- 公共事業の実施に伴う環境負荷
- 現業部門等の活動に伴う環境負荷
- その他の活動に伴う環境負荷 (イベントの実施 等)

把握にあたっては、次の表に示すような庁舎等の建物、市民が利用する施設又は事業系の施設、工場等、それぞれの建物、施設毎に該当する環境負荷を把握します。

その際に、現業部門等の活動において、チェックシートの環境負荷項目以外に固有の環境負荷がある場合は、その環境影響の大きさ、重要度に応じて環境負荷量等を把握するようにします。

### 【対象となる庁舎及び施設等】

区 分	主な庁舎・施設 例
オフィス系	本庁舎、分庁舎、支所、出張所 等
市民等利用施設系	学校、幼稚園、保育園 等
	コミュニティセンター、ホール・会館、図書館、美術館、運動施設 等
	動物園、植物園 等
事業系	事業等：病院（診療所）、交通事業所、消防署、福祉施設、給食センター 等
	工場等：清掃工場、リサイクル施設、浄水場、下水処理場 等

## 1. 事業の規模

活動規模	単位	年	年	年
予算額	百万円			
職員数	人			
庁舎の延べ床面積	m <sup>2</sup>			
地域の人口	人			
( )	( )			
( )	( )			
( )	( )			

## 2. 環境への負荷の状況（取りまとめ表）

環境への負荷		単位	年	年	年
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	kg-CO <sub>2</sub>			
	( )	kg-CO <sub>2</sub>			
	( )	kg-CO <sub>2</sub>			
② 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	( )	t		
		( )	t		
		最終処分量	t		
	産業廃棄物	( )	t		
		( )	t		
		最終処分量	t		
③-1 総排水量	公共用水域	m <sup>3</sup>			
	下水道	m <sup>3</sup>			
③-2 水使用量	上水	m <sup>3</sup>			
	工業用水	m <sup>3</sup>			
	地下水	m <sup>3</sup>			
④ 化学物質使用量		kg			
		kg			
		kg			
⑤ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギー*を除く)	MJ			
	化石燃料	MJ			
	新エネルギー	MJ			
	その他	MJ			
⑥ 物質使用量	資源使用量	t			
	循環資源使用量	t			
⑦ サイト内で循環的利用を 行っている物質等	利用された物質	t			
	水の利用量	m <sup>3</sup>			
⑧ グリーン購入の実績	全調達量に占める割合	%			

環境への負荷		単位	年	年	年
⑨-1 再生資材等の 利用状況	コンクリート利用量	t			
	コンクリート再生材利用率	%			
	アスファルト利用量	t			
	アスファルト再生材利用率	%			
	木材利用量	t			
	木材再生材利用率	%			
	土砂利用量	m <sup>3</sup>			
	土砂再生材利用率	%			
	採石利用量	t			
	採石再生材利用率	%			
	その他利用量	t			
	その他再生材利用率	%			
⑨-2 建設副産物の 再資源化状況	コンクリート塊発生量	t			
	コンクリート塊再資源化率	%			
	アスファルト・コンクリート塊発生量	t			
	アスファルト・コンクリート塊再資源化率	%			
	木材発生量	t			
	木材再資源化率	%			
	汚泥発生量	t			
汚泥再資源化率	%				
⑨-3 建設発生土 利用状況	建設発生土発生量	t			
	建設発生土有効利用率	%			
⑩その他(イベントの 実施に伴う環境負荷)					

○①温室効果ガス排出量(二酸化炭素)、②廃棄物排出量、③-1総排水量、④化学物質使用量は必須項目です。なお、総排水量の把握が困難な場合には、③-2水使用量が把握必須項目となります。

○各指標の値については次頁以降の集計結果を記入してください。

### 3. 指標毎の取りまとめ

① 温室効果ガス排出量（必須項目である二酸化炭素排出量のみ掲載）

年( 年 月 ~ 年 月)

		単位	消費量 (A)	排出量 (kg-CO <sub>2</sub> ) (A×B) or (A×B×C)	割合	排出係数 (B)	単位発熱量 (C)	
二酸化炭素排出量	エネルギー消費	購入電力		kWh			※(注) (kg-CO <sub>2</sub> /kWh)	
		化石燃料	灯油	L			0.0679 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	36.7 (MJ/l)
			A重油	L			0.0693 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	39.1 (MJ/l)
			都市ガス	Nm <sup>3</sup>			0.0499 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	44.8 (MJ/Nm <sup>3</sup> )
			液化天然ガス(LNG)	kg			0.0495 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	54.6 (MJ/kg)
			液化石油ガス(LPG)	kg			0.0591 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	50.8 (MJ/kg)
			ガソリン	L			0.0671 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	34.6 (MJ/l)
			軽油	L			0.0686 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	37.7 (MJ/l)
		化石燃料 小計						
		その他	熱供給(蒸気)	MJ			0.057 (kg-CO <sub>2</sub> /MJ)	
	その他 小計							
	エネルギー消費 計							
	産廃	廃油	t			2920 (kg-CO <sub>2</sub> /t)		
		廃プラスチック	t			2550 (kg-CO <sub>2</sub> /t)		
		廃棄物焼却処理 計						
その他	その他 計							
	二酸化炭素排出量合計							

(注) 購入電力の排出係数については、国が公表する電気事業者毎の排出係数を用いて算定してください。

※平成 21 年度の電気事業者別二酸化炭素排出係数：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=13319>

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。

○LPGの消費量を気体(m<sup>3</sup>)として把握している場合については「1m<sup>3</sup>=2.07kg」として換算してください。

○「産廃」については、自らが焼却または製品及び燃料として使用した cases に限ります。

○上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver3.1」（環境省／経済産業省）を参照して、排出量を算出してください。

○「メタン」「一酸化二窒素」「ハイドロフルオロカーボン類」「パーフルオロカーボン類」「六フッ化硫黄」については、「温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル ver3.1」（環境省／経済産業省）を参照し、各々の事業者にあった集計表を作成してください。

※温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル：

<http://www.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/manual/index.html>



③ 総排水量及び水使用量

③-1 総排水量

年( 年 月 ~ 年 月)

		単位	実績(m <sup>3</sup> )	割合(%)
総排水量 (m <sup>3</sup> )	公共用水域	河川	m <sup>3</sup>	
		湖沼	m <sup>3</sup>	
		海域	m <sup>3</sup>	
		各種水路	m <sup>3</sup>	
		公共用水域 計	m <sup>3</sup>	
	下水道	m <sup>3</sup>		
	総排水量合計			

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。

○再利用、処理等を行っていない雨水の排水については、対象外となります。

③-2 水使用量

年( 年 月 ~ 年 月)

		単位	実績(m <sup>3</sup> )	割合(%)
水使用量 (m <sup>3</sup> )	上水	m <sup>3</sup>		
	工業用水	m <sup>3</sup>		
	地下水	m <sup>3</sup>		
	海水、河川水	m <sup>3</sup>		
	雨水	m <sup>3</sup>		
	水使用量合計		m <sup>3</sup>	

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。

○製品の製造において原材料等として投入される水は、⑥物質使用量として把握してください。

○サイト内で循環的に利用している分は、ここに計上せず⑦サイト内で循環的に利用を行っている物質等として把握してください。



④ 化学物質使用量

年(      年   月   ~      年   月)

化学物質の種類		単位	実績	備考(保管量等)
化学物質使用量		kg		
		kg		
		kg		
		kg		
		kg		
		kg		

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。
- 使用量は、年間購入量から期末の保管量を差し引いた量が使用量となりますが、把握が難しい場合は購入量でもかまいません。把握が可能な場合は、備考欄に保管量を記載してください。
- 把握する化学物質は、原則として PRTR 制度対象物質とします。
- 対象となる化学物質使用量の把握方法は、化学物質を含む製品について、容器に記載された成分表をもとに対象となる化学物質の製品中に含まれる量を把握します。成分表が記載されていないまたは情報が不十分な場合は、製造元や卸売業者、小売業者に MSDS\* を請求し、それをもとに製品中の化学物質含有量を把握します。把握した化学物質含有量に製品の年間使用量を掛けると、化学物質の年間使用量が算出できます。
- 地方公共団体においては、清掃工場、下水処理場等の現業部門等の活動において使用している化学物質（塩酸、苛性ソーダ、消臭剤、凝集剤等）について、把握することが必要です。

⑤ エネルギー使用量 (MJ)

年(      年 月 ~      年 月)

		単位	使用量・消費量 (A)	エネルギー量 (MJ) (A×B)	割合 (%)	単位発熱量 (B)	
エネルギー使用量	購入電力(新エネルギー除く)	kWh				9.83 (MJ/kWh)	
	化石燃料	灯油	L				36.7 (MJ/l)
		A 重油	L				39.1 (MJ/l)
		都市ガス	Nm <sup>3</sup>				44.8 (MJ/Nm <sup>3</sup> )
		液化天然ガス(LNG)	kg				54.6 (MJ/kg)
		液化石油ガス(LPG)	kg				50.8 (MJ/kg)
		ガソリン	L				34.6 (MJ/l)
		軽油	L				37.7 (MJ/l)
	<b>化石燃料 計</b>	<b>MJ</b>					
	新エネルギー	太陽光	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		太陽熱	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		風力	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		水力	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		燃料電池	kWh				3.6 (MJ/kWh)
		廃棄物	kWh				3.6 (MJ/kWh)
	<b>新エネルギー 計</b>	<b>MJ</b>					
	その他	熱供給(蒸気)	MJ				
	<b>その他 計</b>	<b>MJ</b>					
<b>エネルギー使用量合計</b>		<b>MJ</b>					

- 網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。
- エネルギー量は、燃料使用量・消費量に単位発熱量を乗じて(燃料使用量・消費量×単位発熱量)求めてください。
- 上記に該当しない項目で多量に投入しているエネルギーがある場合には、単位発熱量を調べて、空欄を設けて記入してください。
- LPGの消費量を気体(m<sup>3</sup>)として把握している場合については1m<sup>3</sup>=2.07kgとして換算してください。

⑥ 物質使用量

年(      年 月 ~      年 月)

		実績(t)	割合(%)
物質使用量	資源の種類		
		<b>資源使用量 計</b>	
	循環資源		
		<b>循環資源使用量 計</b>	
	その他		
		<b>その他 計</b>	
<b>物質使用量合計</b>			

○資源の種類(循環資源も同様)

- ・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)
- ・プラスチック(種類毎)
- ・ゴム
- ・ガラス
- ・木材
- ・紙(用紙も含まれる) 等

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。

○まずは主要な物質から把握してください。物質使用量は、重量(単位はt)で把握してください。

○事業者内部で循環的に利用(再使用、再生利用、熱回収)している物質は対象外となります。

○物質使用量を把握するのが困難な場合には、総製品生産量または総商品販売量と廃棄物排出量を足し合わせて算出する方法もあります。

⑦ サイト内で循環的利用を行っている物質等

年(      年 月 ~      年 月)

		単位	実績	
循環的利用物質	資源の種類		t	
			t	
		<b>利用された物質合計</b>	t	
	水	水の再生使用量	m <sup>3</sup>	
		雨水の利用量	m <sup>3</sup>	
		<b>水の利用量合計</b>	m <sup>3</sup>	

○資源の種類

- ・金属(鉄、アルミ、銅、鉛等)
- ・プラスチック(種類毎)
- ・ゴム
- ・ガラス
- ・木材
- ・紙(用紙も含まれる) 等

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況(取りまとめ表)」に記載された項目になっています。

○サイト外からの物質使用量とは別に、サイト内で事業者が自ら実施する循環的利用型の物質(水資源を含む)等を記載します。

⑧ グリーン購入実績

年(      年    月    ~      年    月)

分 野	調 達 実 績
紙類	
文具類	
機器類(オフィス家具等)	
OA機器	
家電製品	
エアコンディショナー等	
温水器等	
照明器具等	
自動車等	
消火器等	
制服・作業服	
インテリア・寝装寝具	
作業手袋	
その他の繊維製品	
設備	

⑨ 公共事業

⑨-1 再生資材等の利用状況

年( 年 月 ~ 年 月)

建設資材	単位	利用量 (①)	場内再利用量 (②)	再生材利用量 (③)	再生材利用率(%) (②+③)÷①
コンクリート	t				
アスファルト	t				
木材	t				
土砂	m <sup>3</sup>				
採石	t				
その他	t				
( )					
( )					

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。

⑨-2 建設副産物の再資源化状況

年( 年 月 ~ 年 月)

建設副産物の種類	単位	発生量 (①)	場内利用量(②)	減量化量(③)	搬出量 (④)	再資源化量(⑤)	再資源化率(%) (②+③+⑤)÷①
コンクリート塊	t						
アスファルト・ コンクリート塊	t						
木材	t						
汚泥	t						

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。

⑨-3 建設発生土利用状況

年( 年 月 ~ 年 月)

	単位	発生量 (①)	場内利用量 (②)	再利用及び 再資源化量 (③)	最終処分量 (④)	有効利用率(%) (②+③)÷①
建設発生土	t					

○網掛けの項目は「環境への負荷の状況（取りまとめ表）」に記載された項目になっています。

⑩ その他

例: イベントの実施に伴う環境負荷

紙類の使用量(広報用パンフレット、はがき、当日資料等)	kg
廃棄物の排出量	kg

## 別表2 環境への取組の自己チェックリスト

「第6章 環境への取組の自己チェックの手引き」を参考にしつつ、エコアクション21の対象範囲において、チェックを実施してください。

### (1) 自らの環境負荷を低減させるための取組のチェックについて

「自らの環境負荷を低減させる取組」については、5項目（1. エコオフィス活動、2. 庁舎、施設の適正管理、3. 公共事業の実施における環境配慮、4. イベント等の実施における環境配慮、5. グリーン購入の実施）について、「一般職員等の取組」、「担当部署又は担当者の取組」、「施設・設備管理担当者の取組」、「公共事業担当部署又は担当者の取組」、「イベント実施担当部署又は担当者の取組」等、自らの事業活動において該当する項目について、把握・評価を行います。

評価にあたっては、組織の状況等を踏まえ、次の3段階で評価を行う等、適切な方法を用いてください。ただし、取組内容によっては関連のない項目もあるので、関連がないと判断された場合は「/」を記入してください。

・既に取り組んでいるものには	……	○
・ある程度取り組んでいるが、さらに取組が必要なものには	……	△
・取り組んでいないものには	……	×

※左端のチェック欄に「○」「△」「×」を記入します。

チェックの結果については、第5章で特定した環境に大きな影響を及ぼす活動等について、環境負荷を削減するための取組を検討する際に活用し、環境目標及び環境活動計画の内容に反映させるようにしてください。

### (2) 地域の環境の保全・創造に向けた取組のチェックについて

「地域の環境保全・創造に向けた取組」については、8項目（1. 地球環境の保全、2. 循環型社会の構築、3. 水環境の保全、4. 大気環境の保全、5. 自然環境の保全、6. その他の環境保全・創造に向けた取組、7. 住民・事業者への啓発、協働（事業として）、◇住民・事業者への啓発（自主的な取組）について、施策及び事業が例示されています。その施策及び事業を参考に、組織が現在実施している施策・事業に置き換えて、取組状況を把握し評価します。

評価にあたっては、組織の状況等を踏まえ、次の4段階で評価を行う等、適切な方法を用いてください。

・重点取組項目として位置付けて取り組んでいる	……	☆
・指標又は目安等を設定して取り組んでいる	……	◎
・指標等は設定していないが、取り組んでいる	……	○
・取組を検討している	……	△

# I. 自らの環境負荷を低減させるための取組

## 1. エコオフィス活動

### (1) 省エネルギー

#### <一般職員等の取組>

	事務室の照明は、昼休み、残業時には、不必要なものを消灯する。
	自然光を採用して、昼光のみで必要照度が得られる場合は南側の窓際等の照明は、可能な限り消灯するようにする。
	ロッカー室や倉庫、使用頻度が低いトイレ等の照明は、普段は消灯し、使用時にのみ点灯する。
	離席時や着席していても長時間使用しない場合は、必ずノートパソコンのふたを閉じる。
	夜間・休日は、パソコン、プリンター等の主電源を切り、待機時消費電力を削減する。コピー機等のOA機器は、使用後には省電力モードに切り替える。
	電化製品（テレビ、電気ポット、コーヒーマーカー等）は、極力台数を整理し、必要最低限の使用にとどめるように努める。
	エレベーターの使用を控え、階段の使用を励行する。
	定時退庁の日は、取組を徹底し、照明・電気機器等の集約的な使用に努める。
	冷暖房の設定温度は、冷房 28℃以上、暖房 20℃以下とする。
	ブラインドやカーテンの利用等により、熱の出入りを調節する。
	夏季における軽装（クールビス）、冬季における重ね着等服装（ウォームビズ）の工夫をして、冷暖房の使用を抑える。
	使用していない部屋の空調は停止する。

#### <施設・設備管理担当者の取組（日常）>

	照明器具を定期的に清掃・交換する等適正に管理し、照度を確保する。
	照明機器は、極力省エネルギー型のコンパクト蛍光灯等に切り替えるようにする。
	閉庁日、休館日及び夜間のエレベーターの運転台数を調整する。
	自動販売機の新設はできるだけ控え、更新の際はエネルギー消費のより少ない機種への変更を設置業者、メーカー等に依頼する。
	自動販売機は、可能な限り夜間は照明を消し、施設の閉館時は停止する。
	熱源機器（冷凍機、ボイラー等）の冷水・温水出口温度の設定を、運転効率がよくなるよう可能な限り調整する。
	ボイラーや燃焼機器の空気比（空気過剰係数）を低く抑えて運転し、排ガスによる熱損失、送風機の消費電力を削減する。
	ボイラー水質の管理規準値を満たす範囲内で、ボイラーのブロー量を削減する調整を行う。
	熱搬送ポンプを複数台設置している場合は、負荷に応じた運転台数に調整する。
	冷暖房終了時間前に熱源機を停止し装置内の熱を有効利用する。予冷・予熱時には外

	気取り入れをしない。
	室内の CO <sub>2</sub> 濃度が許容値 (1,000ppm) を大幅に下回る場合は、外気取り入れ量の削減を検討する。
	外気温度が概ね 20℃～27℃ の中間期は、全熱交換器 (換気をしながら、冷暖房の熱を回収して再利用する設備) のバイパス運転 (普通換気モード、中間期制御運転、熱交換ローター停止) を行う。または窓の開閉等により外気取り入れ量を調整して室温を調節する。
	冬季以外は給湯を停止する。
	熱源機器 (冷凍機、ボイラー等) の定期点検等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぐ。
	空調機フィルターの定期的な清掃・交換等、適正管理を行い、エネルギーの損失等を防ぐ。

#### <施設・設備管理担当者の取組 (施設等の改修時等)>

	透明性を保ちながら、光や熱の選択的透過機能を発揮し、熱線を遮蔽できる日射調整フィルムを採用する。
	屋根、壁、床等に断熱材を採用する。
	2枚以上の板ガラスの間に乾燥空気を封入し、断熱性能を高めた複層ガラスを採用する。
	熱線吸収ガラス、熱線反射ガラスを採用する。
	都市ガスを用いて需要地で発電を行い、その排熱を冷暖房や給湯等に利用するガスコージェネレーション (熱電併給) システム*を採用する。
	センサーにより昼間の太陽光や人の存在を感知し、必要な時のみ自動制御する設備を採用する。
	あらかじめ設定された時刻・時間帯毎に、照明の箇所、照度等を自動制御する設備を採用する。
	負荷の変動が予想される動力機器において、回転数制御が可能なインバーターを採用する。
	換気の際に屋外に排出される熱を回収して利用することのできる全熱交換器を採用する。
	従来機との比較で COP* の高いヒートポンプエアコンを採用する。
	廃棄熱・潜熱回収システムにより熱効率が 95% 程度となる高効率ガス給湯器を採用する。
	従来の変圧器より電力損失の少ない高効率変圧器 (トップランナー方式) を採用する。

## (2) 省資源 (用紙類の使用量削減)

### <一般職員等の取組>

	庁内向けの資料等は、庁内 LAN に掲載する等して、極力印刷又はコピーによる用紙の使用を少なくする。
	市民又は外部機関等に公表する資料等については、ホームページに掲載する等して、



	冊子等の作成は必要最小限の量となるようにする。
	研修・講習会、説明会等では、スライド、パワーポイントを使用する等、資料をコンパクトにまとめる等して、配付資料を少なくする工夫をする。
	要綱等は、紙面による管理は行わず、庁内 LAN 上に登録し管理するようにする。
	外部の機関等から紙面で入手した資料等については、紙面の情報を電子情報に変換する機能のあるデジタル複合機を活用する等して、電子化して閲覧するようにする。
	庁内 LAN 上の情報や電子化された資料は、パソコンの画面上での閲覧を原則とし、印刷は最小限に止める。
	コピー機は、枚数や拡大・縮小の誤り等のミスコピーを防止するため、使用前に各自設定を確認するとともに、次に使用する人に配慮し、使用後は必ず設定をリセットする。
	プリンターやコピー機で複数頁の印刷をする場合は、原則として両面印刷、可能な限り縮小・集約印刷とする。
	プリンターやコピー機で印刷する際は、トレイを使い分ける等して、可能な限り、裏紙（片面使用済みのコピー用紙）を使用する。
	印刷物を刷る場合は、その頁数や部数が必要最小限の量となるように考慮し、残部がでないように配慮する。
	印刷物等は、可能な限り軽量の紙を使用する。
	資料等は、各人がそれぞれ保有することを控え、共有化を図る。
	ポスター、カレンダー等裏面が活用できる紙は、可能な限り利用するよう工夫する。
	事務手続きの簡素化を推進し、紙による作業を必要とする事務を可能な限り削減するようにする。

### （３）節水、水の有効利用

#### ＜一般職員等の取組＞

	手洗い時、トイレ使用时、洗い物においては、日常的に節水を励行する。
	公用車の洗車を必要最小限に留め、洗車する場合は節水を励行する。

#### ＜施設・設備管理担当者の取組＞

	節水について、トイレ等に掲示する等して、来庁者・施設利用者へ節水への協力を呼びかける。
	バルブ調整により水量・水圧の調節を図る。
	冷温水発生機・クーリングタワーの稼動に伴い使用される水の量が適正に保たれるよう設備の管理を行う。
	水道使用量の定期的点検により、漏水を早期に発見し修繕を行う。
	水道の蛇口への節水こまの取り付けを進める他、給水装置等の末端に感知式の洗浄弁、自動水栓等の器具、必要に応じて流水音発生装置を設置する。
	節水型の家電製品、水洗トイレ等を購入する。
	天水桶等や雨水利用設備等を設置し、雨水を利用する。
	雨水を地下浸透させる設備（浸透升等）を設置する。

	汚排水の再利用（中水利用）を行う。
	地盤沈下が問題となる地域にあつては、地下水汲み上げの削減を行う。

#### （４）温室効果ガスの排出抑制

##### ①温室効果ガスの排出抑制

〈施設・設備管理担当者の取組〉〈担当部署又は担当者の取組〉

	都市ガス、灯油等の環境負荷の少ない燃料を優先的に購入、使用する。
	風力発電、水力発電、地熱発電、燃料電池等の新エネルギーを導入する。
	太陽電池により太陽エネルギーを電気として利用する。
	ごみ焼却熱等の廃熱を利用している
	製品購入の際には、できるだけ HFC、PFC、SF6 等を使用していない製品を選ぶように配慮する。
	特定フロンを含む製品（冷却設備、空調設備、ハロン消化設備等）は極力購入しない。
	特定フロン、HFC を使用している製品を廃棄する際は、適切な回収、適正処理を行う。

##### ②大気汚染物質排出量の削減

〈施設・設備管理担当者の取組〉〈担当部署又は担当者の取組〉

	大気汚染の少ないプロセス・機器（低 NOx 燃焼機器等）を採用する。
	日常の管理における大気汚染防止への配慮（燃焼管理等）を行う。
	大気汚染について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、遵守に努める。
	ばい煙等の測定・監視やばい煙処理設備の点検を定期的に行う等、適正に管理する。
	事故や災害時等の緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練を行う。

##### ③悪臭、騒音、振動等の防止

〈施設・設備管理担当者の取組〉〈担当部署又は担当者の取組〉

	悪臭防止のため排気口の位置等の配慮を行う。
	低騒音型機器の使用、防音・防振設備の設置・管理等により騒音・振動を防止するとともに、日常的な測定・監視を実施する。

#### （５）化学物質対策

〈担当部署又は担当者の取組〉

	有害性の化学物質について、その種類、使用量、保管量、使用方法、使用場所、保管場所等を経時的に把握し、適切に記録・管理する。
	有害性の化学物質の環境への排出量の計測、推定等を行う。
	有害性の化学物質の表示を徹底する。
	化学物質の安全性に関する情報伝達のための MSDS（化学物質安全性データシート）により管理する。
	有害物質のタンク、パイプ類は漏洩、拡散等を防止できる構造とする。
	有害物質のタンク、パイプ等の保守・点検を定期的に行う等適正に管理する。
	使用した有害物質を回収するシステムを確立し、適正に処理する。

	有害物質の保管等にあたり、事故や災害時等の緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練を行う。
	化学物質排出移動量届出制度（PRTR 制度）に基づく取組を行う。
	塩素系有機溶剤等の削減、代替物質への転換を行う。
	燃料油や溶剤等の揮発を防止する。
	屋外での除草剤、殺虫剤の使用を削減する。

## （６）廃棄物の排出抑制、リサイクル、適正処理

### ①廃棄物の発生そのものを抑える取組

#### 〈一般職員等の取組〉

	使い捨て製品（紙コップ、使い捨て容器入りの弁当等）の使用や購入を抑制する。
	リターナブル容器（ビール瓶、一升瓶等）に入った製品を優先的に購入・使用する。
	再使用又はリサイクルしやすい製品を優先的に購入・使用する。
	詰め替え可能な製品の利用や備品の修理等により製品等の長期使用を進める。
	コピー機、パソコン、プリンター等について、リサイクルしやすい素材を使用している製品を購入する。
	包装・梱包（段ボール等）の削減、再使用に取り組む。
	売店等で物を購入する際は、袋を持参する等してレジ袋を受け取らないように努める。

#### 〈担当部署又は担当者の取組〉

	納入業者・委託業者等へ納品の際の梱包、包装資材等の削減を要請する。
	公共施設等の売店において簡易包装の徹底を要請する。

### ②リサイクルの促進

#### 〈施設・設備管理担当者の取組〉

	紙、金属缶、ガラスびん、ペットボトル、プラスチック、電池等のリサイクル可能なものについて、リサイクルルートを確立するとともに、分別回収ボックスを適正に配置する等により、ごみの分別を徹底する。
	来庁舎、施設の利用者等も利用しやすい分別回収ボックスを設置し、掲示等により分別を呼びかける。
	回収した資源ごみが確実にリサイクルされるよう確認する（委託業者等に対して）。
	シュレッダーの使用を機密文書等に限り使用を最小限とし、シュレッダー処理紙のリサイクルルートを確立し、リサイクルに取り組む。
	保存年限を過ぎた機密文書類は、定期的に機密文書等を扱う専門のリサイクル業者に処理を委託する等、機密の保持とリサイクルに取り組む。
	コピー機、プリンターのトナーカートリッジの回収ルート確立し、リサイクルに取り組む。
	庁舎・施設内にある食堂・レストランにおける厨芥類等の分別回収とリサイクルに取り組むよう事業者等に要請する。
	食堂・レストランにおける厨芥類等の有機物質については、可能な限りコンポスト化

	(堆肥化)し、土壌に還元、利用する。
	廃食用油のリサイクルルートを確立し、せっけん等への再利用を行う。

### ③産業廃棄物等の適正処理

〈施設・設備管理担当者の取組〉〈担当部署又は担当者の取組〉

	廃棄物管理票（マニフェスト）をもとに廃棄物の適正な処理を行う。
	廃棄物の最終処分先を定期的に、直接、確認する。
	メタン発生防止のため、生ごみ等の分別・リサイクルや適正な焼却処分を行うことにより、有機物の埋立処分を抑制する。
	有害廃棄物、医療廃棄物の管理（リストの作成、マニフェスト、適正処理のチェック）を行う。

### （７）排水処理

〈施設・設備担当者の取組〉

	水質汚濁の少ないプロセス・機器（油の回収・再利用等）を採用する。
	排水処理装置を適切に設置する。
	排水が閉鎖性水域（湖、内湾等）に流入する場合は、窒素・燐の除去対策を講じる。
	有害物質や有機汚濁物質（生ごみ等）が可能な限り混入しないようにする。
	水質汚濁等について、法令による基準より厳しい自主管理基準を設定し、遵守に努める。
	排水等の測定・監視や排水処理設備の点検を定期的に行い、適正に管理する。
	事故や災害時等の緊急事態を想定して、汚染防止のための対応や訓練を行う。

### （８）交通に伴う環境負荷の低減

〈一般職員等の取組〉

	自動車の購入の際は、排ガスのレベル、燃費、リサイクル素材の使用等を考慮する。
	最新の排ガス規制や騒音規制に適合した車への代替を進める。
	公共交通機関の利用、公用車の相乗り等により、公用車の使用削減に努める。
	共用自転車を導入して、近距離の用務には公用車を使用せず自転車を利用する。
	アイドリングストップ等運転方法の配慮（急発進・急加速や空ぶかしの排除、駐停車中のエンジンの停止等）を励行する。
	タイヤの空気圧を定期的に確認し、適正值（メーカー指定の空気圧）に保つことにより燃費を向上させる。
	排気ガス・騒音のレベルを抑えるため定期的に適正な車両整備を行う。

〈担当部署又は担当者の取組〉

	公有車を、ハイブリッド車や低燃費車、低排出ガス認定車、電気自動車、圧縮天然ガス自動車等の低公害車に切り替えるようにする。
--	--

## 2. 庁舎、施設の適正管理

### 〈施設・設備管理担当者の取組〉

	PCBの保管等	PCBの保管・処理にあたり、法規制等に基づき、年1回報告する等、適切な管理を行い可能な限り早期に適正処分を行う。
	アスベストを含有した吹き付け材等の対策	アスベストを含有した吹き付け材等の使用が確認された施設等については、吹き付け材等の種類・状態、施設の利用形態等を勘案して可能な限り早期に適切な処置を行う。 改修にあたっては、大気汚染防止法、労働安全衛生法、石綿障害予防規則等の法規制等に基づく規制を遵守し、マニュアル等に基づき適切な工事を行う。 また、飛散性アスベスト及び非飛散性アスベストの廃棄物の処理にあたっては、法規制等に基づき、適切な処理を行う。
	業務用エアコン等の冷媒フロン等の管理	業務用エアコン、業務用冷蔵冷凍機器等に用いられている冷媒フロンについて、法規制等に基づき、適切に管理を行い、専門の許可業者に委託する等適正に処分を行う。
	ばい煙発生施設（ボイラー、ガスタービン等）	ばい煙発生施設から排出されるばい煙量又はばい煙濃度について、法規制等に基づき、定期的に測定し、排出基準を遵守する。
	排水処理施設（食堂の厨房施設、駐車場の洗車施設等）	厨房施設又は洗車施設等からの排水水について、法規制等に基づき、排水口において排水基準を遵守するよう、グリストラップの設置、pH調整等により適正に排水処理を行う。
	騒音・振動が発生する施設・設備（送風機、クーリングタワー、冷凍機等）	送風機、クーリングタワー、エアコンの室外機等、騒音・振動を発生させる施設・設備については、法規制等に基づく規制を遵守するよう、適正な管理を行う。
	毒物及び劇物の保管等	事業活動で用いる毒物及び劇物（厨房排水処理で用いる水酸化ナトリウム等）の保管等については、法規制等に基づき、盗難・紛失の防止（保管場所の施錠、在庫量及び使用量の点検等）や、漏洩・流出の防止（貯蔵タンクの周りに防液堤の設置や保管容器等の点検等）を図り、処分の際は適正に処理する。 また、事故や災害時等の緊急事態を想定して、汚染防止のための対応（関係機関等への報告を含む）や訓練を行う。
	危険物及び少量危険物の保管・取扱等 （A重油、軽油、灯油等を貯蔵する地下タンク、屋外タンク等）	A重油、軽油、灯油等の危険物を指定数量以上貯蔵する、地下タンク貯蔵所、屋外タンク貯蔵所については、法規制等に基づき、危険物取扱者を設置し、定期点検等による適正な管理（所蔵庫の施錠、漏洩・流出防止のための防液堤の設置や不燃性の材質からなる保管庫等）を行う。 また、事故や災害時等の緊急事態を想定して、汚染防止のための対応（関係機関等への報告を含む）や訓練を行う。

	<p>事業系廃棄物及び産業廃棄物（医療系廃棄物を含む）の保管及び適正処理</p>	<p>事業系一般廃棄物：          法規制及び地域の条例等に基づき、管理責任者を設置し、廃棄物減量計画を策定する。また、処理等にあたっては許可業者に委託する等、適正な管理及び処理を行う。</p> <p>特別管理一般廃棄物：          感染性一般廃棄物及びばいじん・燃えながら汚泥については、法規制等に基づき、特別管理産業廃棄物と同様に、適正処理を行う。</p> <p>産業廃棄物：          法規制等に基づき、産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管（飛散、流出、漏洩の防止、保管場所の掲示等）し、委託基準を遵守した許可業者に委託し、マニフェストを交付して、適切な処理を行う。</p> <p>特別管理産業廃棄物：          法規制等に基づき、特別管理産業廃棄物管理責任者を設置し、適正に保管（特別管理産業廃棄物の保管基準に基づく）し、委託基準を遵守した許可業者に委託し、マニフェストを交付して、適切な処理を行う。</p>
--	--	--

### 3. 公共事業の実施における環境配慮

〈担当部署又は担当者の取組〉

#### (1) 新規事業をはじめ際の環境影響評価・環境配慮

	<p>新規事業をはじめ際の、企画・計画・設計段階、建設段階、運用段階、改修・解体段階のそれぞれの段階における環境影響を評価し、これに基づいて環境保全のため適切な対策を行う。</p>
	<p>事業実施前に行われた環境影響評価の結果が妥当であったかどうかのフォローアップを、事業中及び事業後に行う。</p>
	<p>発注及び設計段階において、建設副産物のリサイクル、合板型枠の使用合理化等、環境配慮を行う。</p>

#### (2) 環境整備と周辺の自然環境の保全

〈担当部署又は担当者の取組〉

	<p>敷地内、壁面、屋上等の緑化を行う（大気浄化、都市気象の緩和にも資する）。</p>
	<p>地域の自然環境との調和に配慮し、生態系や景観の保全に取り組む。</p>
	<p>環境を改変する代替措置として環境修復（ミティゲーション）を計画・設計に盛り込む。</p>

### (3) 環境負荷の少ない建材等の使用等

〈担当部署又は担当者の取組〉

	建築物の建設・改築にあたり、環境負荷の少ない建築材の使用、建築材の使用合理化に取り組む（合板型枠等の木材の使用合理化、高炉セメント、エコセメント、再生素材の積極的使用等）。
--	--

### (4) 環境に配慮した工法

〈担当部署又は担当者の取組〉

	低騒音型の建設機械の使用等により工事騒音・振動の防止に取り組む。
	アスベストや粉塵の飛散防止等に取り組む。
	工事濁水による水質汚濁の防止等に取り組む。
	出入り車輛の排ガス・騒音・振動の防止に取り組む。
	掘削工事、盛土工事における地盤の変化の防止に取り組む。
	工事中の樹木の保護を行う。
	木材、コンクリート塊、汚泥、残土等の建設副産物の削減、再利用、分別、リサイクルに取り組む。
	フロン、アスベストその他の有害物質の適正処理、代替材の使用等を行う。

### (5) 建設物、構築物の環境への影響を防止するための方策

〈担当部署又は担当者の取組〉

	公共建築の環境面に配慮した管理、メンテナンス等を行う。
	建造物の老朽化や運用の診断を行い、改善や環境保全設備の見直し等を行う。
	建築物の耐久性の向上に取り組む。

### (6) 施設閉鎖、建築物の解体等の際の環境配慮

〈担当部署又は担当者の取組〉

	施設の閉鎖時に、環境影響評価を行う。
	建築物の解体に当たっては、吹き付けアスベストを事前に除去する。
	現状から用途転換をする等の計画プロジェクトの前に環境影響評価を行う。

#### 4. イベント等の実施における環境配慮

〈担当部署又は担当者の取組〉

計画段階	イベントの規模に比べて、大量の資源・エネルギーを使用しないようにする。
	大量の廃棄物が発生しないよう、3Rの考え方に則り、廃棄物の減量・リサイクルを行う。
	会場及び周辺環境（周辺住民、大気や水質、自然環境等）に配慮したものとする。
	公共交通機関の利用に配慮した場所の選定を行う。
	参加者への環境配慮意識の啓発及び普及を行う。
	外部への委託の場合は、環境への配慮が適切に行われるよう仕様書に明記する。
広報案内	イベント等の案内は、インターネット、電子掲示板等の電子情報を活用する。
	ビラ等を配布する場合は、配布数、場所、方法等を考慮し、効果的な配布を行う。
	参加者に公共交通機関の利用を呼びかける。
準備段階	会場等の設営にあたっては、地形の著しい改変を避ける等、自然や生物の環境、景観等に配慮する。
	パンフレットや資料等は、必要部数を考慮して無駄のないように用意する。
	資材、物品等の購入にあたっては、環境に配慮したものを優先的に購入する。
運営・実施段階	適切な冷暖房の設定、照明等により、省エネルギーに努める。
	使い捨ての容器（弁当容器、コップ等）の使用は極力避け、リユースカップ等の容器を使用する。
	資材等の搬入は低公害車を使用する。
	ごみは、イベント等の会場の市町村のルールに従って、分別・処理する。
	余った物品は持ち帰って再利用する等、ごみの減量化に努める。
	原則として、参加者にごみの持ち帰りを求める。
終了段階	会場及び周辺の環境の状況等について点検し、問題があれば速やかに対処する。
	実施した環境配慮の取組について、取組結果を評価し今後の取組に繋げる。
	環境配慮の取組について、参加者の理解と協力が得られたかどうか、アンケート等を実施し把握する。
意識啓発	環境に配慮したイベントであることを積極的にアピールする。
	どのような環境配慮を実施しているかを参加者にわかりやすく伝える。
	イベント終了後に、参加者や関係者と共同で清掃活動を実施する。

#### 5. グリーン購入の推進

①調達方針及び調達基準等に基づく取組 等

〈一般職員等の取組〉

	コピー用紙、コンピューター用紙、伝票・事務用箋等、印刷物・パンフレット等、トイレットペーパー、名刺、その他の紙について、再生紙又は未利用繊維への転換を図る。
	再生パルプの使用率や白色度を考慮した再生紙利用を行う。
	再生パルプ使用率を印刷物等に明記する。



	エコマーク商品を優先的に購入する。
	再生材料*から作られた製品を優先的に購入、使用する。
	間伐材、未利用資源等を利用した製品を積極的に購入、使用する。
	木材の調達にあたり、跡地の緑化・植林・環境修復が適切に行われていることに配慮したり、又は跡地緑化等を考慮する。
	その他、無漂白製品（衣料品等）、水性塗料等の環境への負荷の少ない製品を優先的に購入、使用する。
	修理や部品交換が可能で、部品の再使用、素材の再生利用が容易な設計の製品を優先的に購入、使用する。
	環境に配慮した物品等の調達に係る方針、基準等を作成し、それらに基づき物品リストを作成し、リストに基づく購入を行う。

## ②委託業者等への環境配慮

### 〈担当部署及び担当者の取組〉

	常駐の委託業者、納入業者、請負業者、委託業者等との契約にあたり、環境配慮の項目を組み入れる。
	委託契約等に環境配慮に関する項目を組み入れる。
	入札等の業者登録にあたり、事業者の環境への取組を評価項目として組み入れる。
	委託業者、請負業者、納入業者等の選定にあたり、環境面から評価を行い、選定の際に考慮する。
	常駐の委託業者、納入業者、請負業者、委託業者等へ環境配慮を要請する。

## ◇事業、業務の効率化、合理化による取組

業務の効率化、合理化等、行政改革の視点にたった取組で、結果的に環境にも効果のある取組です。

	総務	各種の申請・届出をインターネットにより、自宅・職場から行えるようにする。
	総務	文書の收受、起案、決裁、保存、廃棄までの流れを電子的に管理する総合的な文書管理システムを導入する。
	総務・ 財政	予算の編成・執行管理及び決算における事務等の効率化のために、財務会計事務を電子化する。
	財政	税金の申告をインターネットでできるよう、電子申告システムを導入する。
	財政	税金等の収納率を上げることにより、滞納者への督促状等による用紙類の使用を削減する。
	財政	入札参加資格審査の申請及び入札参加等の手続きがインターネットでできるよう、電子入札システムを導入する。
	財政	未申告実態調査について、庁舎周辺地域には積極的に自転車・徒歩を利用する。
	財政	口座振替通知書等を封筒から圧着式はがきにすることにより省資源を図る。
	監査	定期監査の監査実施計画の内容に、省エネ、省資源やグリーン購入等環境

	事務局	の視点を導入する。
	保健	保険証の更新時のビニールカバーの配布を紛失や破損等の場合に限定する。
	共通	申請書、通知書等の予備数を見直すことにより、用紙類の使用量を削減する。

## Ⅱ. 地域の環境の保全・創造に向けた取組

### 1. 地球環境の保全

施策・事業の内容	
①地球温暖化の防止	
指標：地域の二酸化炭素排出量／地域の電力使用量／家庭用太陽光発電システムの設置等	
	○市民への温暖化防止に向けた実践活動の推進
	省エネルギー、省資源に関する意識の向上を図る。
	節電、節水等、省エネルギー対策を推進する。
	環境共生型住宅を普及する。
	環境に配慮した消費活動、環境保全型製品の購入（グリーン購入）を推進する。
	太陽光発電や太陽熱利用設備等の新エネルギーの利用を促進する。 →指標：家庭用太陽光発電システムの設置
	○事業者への温暖化防止に向けた実践活動の推進
	事業所のエコオフィス化を推進する。
	ESCO 事業等の省エネルギーシステムの導入を推進する。
	事業者の省エネルギー等の取組による成果を公表する。
	建物の屋上やオフィス周辺における緑化を推進する。
	新エネルギー（太陽光発電、太陽熱利用設備、生ごみによるバイオマスエネルギー等）の利用を促進する。
	規制・指導により温室効果ガスの排出抑制を推進する。
②オゾン層の保護（特定フロンの適正回収・処理の推進）	
	オゾン層破壊物質の適正な回収・処理に関する啓発を行う。
	オゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行う。
	オゾン層破壊物質を使用していない製品の購入を推進する。
	オゾン層破壊物質以外の物質への転換を推進する。

## 2. 循環型社会の構築

<b>施策・事業の内容</b>	
指標：地域のごみの総排出量／住民一人当たりのごみの排出量／リサイクル率／最終処分量／事業所の延べ床面積辺りのごみの排出量 等	
①ごみの発生抑制	
	生ごみ処理機購入費の助成等により、家庭での生ごみ処理の促進を図る。 →指標：助成金の申請数
	家庭ごみ有料化の導入に向けた取組を行う。
	自己処理責任の周知や指導強化により、事業ごみの減量を促進する。
	事業者にごみ減量化計画やサイクル計画、ごみ管理計画等の作成を義務付け、ごみの減量を推進する。
	デポジット制度や不用品の再使用等を促進し、リユースの仕組みをつくる。
	多様な媒体を活用し、ごみ減量・リサイクルに関する情報を提供する。
②リサイクルの推進	
	ごみ出しルールの周知徹底や集団回収の活性化等、分別収集体制を強化する。
	新たな収集品目を追加し、家庭ごみの分別・リサイクルの推進を図る。
	リサイクル可能な物の処理指導等、事業系ごみの分別・リサイクルの推進を図る。
	生ごみ堆肥の使用拡大等、リサイクルシステムを整備する。
	住民、事業者におけるグリーン購入の推進を図る。
③廃棄物の適正処理の推進	
	一般廃棄物処理計画に基づき、廃棄物の適正処理を行う。
	効率的な収集運搬体制を整備する。
	最終処分場の延命化を図る。
	不法投棄対策を推進する。
	住民、事業者に対して適正なごみの排出・処理を啓発する。
④排出事業者、処理業者等への指導・監督	
	多量に排出する事業者に対して産業廃棄物管理計画等を義務付け、産業廃棄物の適正処理を図る。
	産業廃棄物処理に当たり、マニフェストの使用を徹底させる。
	土地所有者に対して不法投棄防止の指導を行う。
	野外における焼却等不適切な処理に対する指導を行う。
	産業廃棄物処理施設周辺の環境を調査し、指導・監督を行う。
	処理業者に対して、適正処理のための情報提供、指導・監督を行う。

### 3. 水環境の保全

施策・事業の内容	
①水環境の保全	
指標：河川等における水質の環境基準の適合状況／公共下水道普及率／合併処理浄化槽整備率／合併処理浄化槽設置数 等	
	公共下水道整備を推進する。 →指標：公共下水道普及率
	合併処理浄化槽の普及を推進する。 →指標：合併処理浄化槽整備率または設置数
	農村集落排水の普及を推進する。
	工場・事業場の排水規制を行う。
	工場・事業場の水質汚濁物質の低減や廃水処理の高度化の指導を行う。
	生活排水に関する指導・監視を行う。
	地下水の汚染対策及び監視を行う。
	農薬、化学肥料の使用を最小限に抑えた環境に優しい農業を推進する。
	河川等の水質の定期的なモニタリングや各種実態調査を行う。
②水循環システムの確保（雨水の貯留、浸透等）	
	水源地域の保全を図る。
	節水意識の普及啓発を図る。
	緑地の保全や緑化、透水性舗装、浸透ますの設置等による雨水の地下浸透を図る。
	雨水貯留施設等への補助等、雨水利用の促進を図る。 →指標：補助の申請数、補助の交付数
	環境保全協定の活用等、事業所の節水促進を図る。
	地盤沈下対策として、地下水の採取に対する規制、指導を行う。
③水辺環境の保全	
	河川等へのごみのポイ捨て、不法投棄を防止する。
	河川清掃等の市民活動を支援する。 →指標：河川清掃等への参加者数
	多自然型工法等、自然浄化機能を重視した整備手法の導入を推進する。

### 4. 大気環境の保全

施策・事業の内容	
指標：大気汚染に関する環境基準の適合状況 等	
①自動車排ガス等の移動発生源対策	
	物流の共同輸配送等による効率化や貨物自動車から鉄道、船舶等への転換を関係機関と連携して推進する。
	パークアンドライドやレンタサイクル、駐輪場の整備等の推進により、環境に配慮した交通機能の向上を図る。
	交通流の円滑化（立体交差化等）を考慮した道路整備を推進する。
	交通管制、交通情報システムの整備を推進する。
	ディーゼル自動車へのDPF等（PM低減装置）の装着や低公害車への転換を推進する。
	公共交通機関の利便性を向上する等利用を促進する。

	事業所等に対して、乗用車の相乗り推進やノーマイカーデー実施の協力を要請する。
	アイドリングストップ等エコドライブ*を推進する。
	環境測定車や測定上による調査により、交差点等の局地的な大気汚染の状況を把握する。
②工場・事業場等の固定発生源対策	
	関係法令等に基づき、工場・事業場に対する規制、指導を行う。
	規制対象外の工場・事業場に対して汚染物質の低減に関する指導を行う。
	発生源監視システムにより大規模工場の排ガス等に関する常時監視を行う。
	事業者との公害防止協定等に基づき、硫黄酸化物や窒素酸化物の総量規制を行う。
	野焼きや基準を満たしていない焼却炉の使用等の不適切なごみの焼却を防止する。
	測定所や環境測定者等による定期的なモニタリング、各種実態調査により、大気環境の状況及び発生源の状況を適切に監視する。

## 5. 自然環境の保全

<b>施策・事業の内容</b>	
①多様な自然環境の保全（生物多様性の保全）	
	環境保護地区を指定する。
	法律等で指定されている自然公園等の適切な管理を行う。
	緑地の造成や多自然型の河川整備の推進により、野生動植物の生息・生育環境を創造する。
	自然環境としての農地を保全する。
	海岸や干潟の保全を図り、沿岸植物や海鳥等の生息・生育環境を保全する。
	地域の貴重な自然や、地域由来の生物多様性、希少野生生物種が生息できる環境を保全する。
	自然環境に配慮した開発・整備等を行う。
	市街地における樹木・樹林を保全する。
	野生生物の種やその個体数、分布状況等自然環境の総合的な調査を行い、定期的なモニタリングを実施する。
	野生生物種の個体数、分布状況等の調査及びモニタリング結果をデータベース化し、公表する。
②自然環境の復元、創造	
指標：住民1人当たりの都市公園面積／緑地率／緑被率／ビオトープの数 等	
	学校、公共用地等におけるビオトープの創造を推進する。 →指標：ビオトープの数
	生物多様性を考慮した多自然型工法による水辺環境を整備する。
	親水施設、親水空間の整備を推進する。
	都市公園の整備を推進する。 →指標：住民一人当たりの都市公園面積
	都市公園以外の緑地等の整備を推進する。 →指標：緑地率または緑被率
	公共用地等（道路、河川、学校等）及び民有地（住宅地、工場地域、商業地域等）、市街地の緑化を推進する。 →指標：緑地率または緑被率

## 6. その他の環境保全・創造に向けた取組

<b>施策・事業の内容</b>	
①土壌汚染の防止	
指標：土壌の環境基準の適合状況 等	
	工場・事業場等に対して、有害物質の使用、保管に関する指導を行うとともに、土壌汚染が発見された場合、調査及び対策の指導を行う。
②生活環境の保全（騒音、振動、悪臭等）	
指標：騒音、振動、悪臭の環境基準の適合状況 等	
	主要幹線道路沿い等で自動車騒音を定期的に測定する。
	自動車騒音対策として、自動車交通対策（大気環境保全の自動車排ガス等の移動発生源対策で掲げた取組）を実施する。
	工場・事業場の騒音・振動対策として、関係法令に基づく規制、指導の徹底を図る。
	建設作業場の騒音・振動対策として、関係法令に基づく規制、指導の徹底を図るとともに、低騒音型の建設機械や工法の採用等の指導、助言を行う。
	悪臭苦情等に対しては、適切に対応、指導する。
③有害化学物質への対応	
	環境中の有害化学物質（ダイオキシン類、水質汚濁物質、土壌汚染等）の濃度の監視体制を整備する。
	定期的な調査を実施し、正確に汚染状況を把握する。
	工場・事業場等における化学物質の適正使用、漏洩防止等の適正管理について規制、指導の徹底を図る。
	事業者には化学物質排出移動登録制度（PRTR 制度）の規制、指導の徹底を図る。
	工場・事業場で保管されている PCB やそれを含む製品等が適正に管理及び処理されるように指導を行う。
	化学物質の有害性に関する最新の情報を収集するための体制を整備する。

## 7. 住民、事業者への啓発、協働（事業として）

<b>施策・事業の内容</b>	
①環境と調和した事業活動の促進	
指標：エコアクション21等の認証取得事業所数／環境保全融資制度の利用事業者数／エコショップ等の制度の認定事業所数 等	
	事業者による自主的な環境配慮の取組（省資源、省エネルギー、廃棄物の減量、資源化等）を支援する。
	事業者のエコアクション21等の環境管理システムの導入を支援する。 →指標：エコアクション21等の認証取得事業所数
	公害防止管理ガイドライン（環境省）を踏まえた行政指導を推進し、事業者の実効性のある環境管理を推進する。
	中小企業が行う公害防止施設の設置やエコアクション21等の取得に対し、融資制度等による金融上の支援を行う。 →指標：環境保全融資制度の利用事業者数
	エコショップやエコビジネス等の環境産業の振興・育成のための支援を行う。

	→指標：エコショップ等の制度の認定事業所数
	環境会計システムの導入を推進する。
	環境に配慮した農業の普及を推進する。
	エコツーリズムを推進する。
②環境教育・環境学習の推進	
指標：子どもエコクラブの数及び会員数／環境学習会の実施回数／学校における環境教育の時間数 等	
	地域住民及び事業者が必要とする環境情報を、入手しやすくわかりやすい形で適宜提供する。
	地域住民や事業者等、対象者の関心や知識レベル等に応じた、環境に関する講演会や研修会、シンポジウムを開催する。 →指標：講演会、研修会等の開催数
	学校教育の場において、自然観察や地域における環境保全活動への参加、調査活動への参加等の体験学習の実施により、環境教育の充実を図る。
	環境教育に関する情報提供や、環境教育・学習に関する教材の開発等、環境教育の実施を支援する。 →指標：学校における環境教育の実施時間数
	ごみ減量・リサイクルに関する環境学習・環境教育の充実を図る。
	出前講座等環境学習の機会を提供する。 →指標：出前講座の実施回数
	人材育成のための講座、研修会の実施により、環境保全活動を推進するリーダーを育成し、登録制度等を設けて効果的に活用する。 →リーダーの登録数
	環境教育を円滑に進めるため、環境情報の収集・提供、住民等の交流や情報交換の場としての学習拠点を整備する。
③住民、事業者の参加と協働	
	地域住民等による様々な環境保全運動、活動等を支援する。 例；地域の一斉清掃、河川敷等の環境美化運動、公園等の自主管理、自治会等による資源回収、フリーマーケットの開催、花一杯運動等の緑化活動、河川の水質等の監視、調査 等
	住民、事業者、民間団体、行政等の各主体が協働するための仕組みをつくる。
	行政の計画の策定、施策の実施に住民、事業者、民間団体等を参加させる。

### ◇住民、事業者への啓発（自主的な取組）

担当部署	取組内容
市長室等	市長等の挨拶文等による環境啓発を行う。
市長室等	年間走行距離が長く、市民への啓発効果が高い市長車等にハイブリット車を導入する。
広報	環境関連記事の掲載による普及啓発を行う。
福祉	老人クラブ等の地域活動において、環境への配慮を啓発する。
福祉	子育てサロンの利用者へ環境への配慮を啓発する。
共通	啓発事業用物品等について環境に配慮した製品等を積極的に採用する。併せて、説明文を添付する等して意識啓発を行う。

### [環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等]

詳細な解説、実際に事業者で取り組まれている事例紹介等の情報ウェブサイトや環境関連の団体等のウェブサイトは数多くあります。そういったものの一部ではありますが、下記に環境に配慮した事業活動に関連する主な団体等の URL を記載しますので、参考にしてください。

### [全般]

- 環境省：<http://www.env.go.jp/>
- 経済産業省：<http://www.meti.go.jp/>
- 資源エネルギー庁：<http://www.enecho.meti.go.jp/>
- 国土交通省：<http://www.mlit.go.jp/>
- 農林水産省：<http://www.maff.go.jp/>

### [エネルギー関連]

- （財）省エネルギーセンター：<http://www.eccj.or.jp/>
- （独）新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）：<http://www.nedo.go.jp/>
- （財）新エネルギー財団（NEF）：<http://www.nef.or.jp/>
- （公財）地球環境センター：<http://gec.jp/jp/index.html>
- 経済産業省近畿経済産業局エネルギービジネスプラットフォーム関西：  
<http://www.kansai.meti.go.jp/3-9enetai/jirei-seeds/index.html>

### [廃棄物・リサイクル関連]

- （財）クリーン・ジャパン・センター：<http://www.cjc.or.jp/>
- （財）産業廃棄物処理事業振興財団：<http://www.sanpainet.or.jp/>
- （公財）日本容器包装リサイクル協会：<http://www.jcpra.or.jp/>

### [化学物質関連]

- PRTR インフォメーション広場（環境省）：  
<http://www.env.go.jp/chemi/prtr/risk0.html>
- （独）製品評価技術基盤機構：<http://www.prtr.nite.go.jp/prtr/prtr.html>
- （社）産業環境管理協会：[http://www.jemai.or.jp/CACHE/index\\_index.cfm](http://www.jemai.or.jp/CACHE/index_index.cfm)

### [グリーン購入関連]

- グリーン購入ネットワーク：<http://www.gpn.jp/>
- （財）日本環境協会エコマーク事務局：<http://www.ecomark.jp/>
- エコ・リサイクル資材ナビ：<http://recycle.kensetu-navi.com/>
- 環境ラベル等データベース（環境省）：  
<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/index.html>
- （財）運輸低公害車普及機構：[http://www.levo.or.jp/home\\_j.html](http://www.levo.or.jp/home_j.html)



[エコドライブ関連]

○エコドライブ普及促進協議会：<http://www.ecodrive.jp/>

[環境関連法規等]

○環境法令データベース（環境省）：<http://www.env.go.jp/hourei/>

## 参考 1 主な環境関連法規

第3章環境経営システムの要求事項である、環境関連法規等の取りまとめにあたっては、どのような法律の、どのような内容を遵守する必要があるかを具体的に明らかにする必要があります。適用される事業者の条件や具体的な要件については、政令、省令等で定めている場合もあることから、それらの内容についても把握し取りまとめます。さらに、地域の地方自治体の条例についても把握する必要があります。

事業者が遵守しなければならない法規の内容としては、

- ①一般的に全ての事業者が遵守することが求められるもの(多くの法律では「事業者の責務」として規定されている努力義務。遵守しないことに対する罰則規定はなく、一般に訓示規定と呼ばれる。)
- ②一定の基準の遵守を求めるもの(例：排水等の排出基準の遵守)
- ③施設や設備、責任者や管理者の選任、届出を求めるもの(例：エネルギー管理員の選任と届出)
- ④計画の策定や届出、実績等の報告を求めるもの(例：エネルギー使用量の定期報告)
- ⑤一定の行為を求めるもの(例：産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付)等があり、①以外については、多くの場合、遵守しなかった場合の罰則規定が設けられています。

なお、環境関連法規の内容については、環境省ウェブサイト内にある法令・告示・通達に関するページ(「環境法令データベース」<http://www.env.go.jp/hourei/>)を用いて検索することができます。

次に、主な法律を例示しますが、これらの他に事業者が遵守しなければならない環境関連法規等は数多くあり、適切な対応が必要です。

### ■一般的な責務・努力義務を定めている主な法律

- ・環境基本法
- ・循環型社会形成推進基本法
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律(温対法)
- ・生物多様性基本法
- ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)
- ・環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)
- ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律(環境保全活動・環境教育推進法)
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律(環境配慮契約法)

## ■ 遵守しない場合、罰則規定がある主な法律

- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）
- ・ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法
- ・ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）
- ・ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）
- ・ 特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）
- ・ 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）
- ・ 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）
- ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）
- ・ 水質汚濁防止法（水濁法）
- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律
- ・ 下水道法
- ・ 浄化槽法
- ・ 大気汚染防止法（大防法）
- ・ 騒音規制法
- ・ 振動規制法
- ・ 悪臭防止法
- ・ エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）
- ・ 特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）
- ・ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）
- ・ ダイオキシン類対策特別措置法
- ・ 高圧ガス保安法
- ・ 毒物及び劇物取締法
- ・ 消防法
- ・ 労働安全衛生法

## ■ 一般的な努力義務を定めている主な法律の概要

### ○ 環境基本法

環境の保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策の基本となる事項を定めている。地方公共団体は環境保全施策の実施等が責務となっている\*。また、事業者の責務として下記について述べている。

- ・ ばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止
- ・ 事業活動に係る製品等が廃棄物となった場合の対応
- ・ 事業活動において、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料を使う等、環境負荷を低減させるように努めること
- ・ 環境への負荷の低減、環境保全に努め、国または地方公共団体に協力すること

※詳しくは環境基本法第七条参照

## ○循環型社会形成推進基本法

環境基本法の基本理念にのっとり、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる事項を定めており、廃棄物・リサイクル対策に関して、環境基本法の示す理念の実現に寄与することをねらっている。

地方公共団体は循環資源の適正な措置、循環資源に関わる施策の策定及び実施が責務となっている<sup>※1</sup>。また、廃棄物の排出事業者が自らの責任においてその排出したものについて適正な循環的な利用または処分すること、拡大生産者責任として生産者がある製品の耐久性の向上、設計の工夫、材質や成分の表示等を行うこと、一定の製品について引取り、引渡しまたは循環的な利用を行うこと等が事業者の責務<sup>※2</sup>となっている。

※1 詳しくは循環型社会形成推進基本法第十条参照

※2 詳しくは循環型社会形成推進基本法第十一条参照

## ○地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）

1997年12月に開かれた第3回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議；COP3）で採択された京都議定書を受け、国・地方公共団体・事業者・国民が一体となり地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めている。温室効果ガス<sup>※</sup>の排出抑制等に努め、国及び地方公共団体の施策に協力することが事業者の責務となっている。また、地方公共団体においては、実行計画の策定、それに基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表しなければならない。

※詳しくは地球温暖化対策の推進に関する法律第二条及び参考2用語の説明を参照。

## ○生物多様性基本法

環境基本法の理念にのっとり、生物の多様性<sup>※1</sup>の保全及び持続可能な利用についての基本原則を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者等の責務を規定している。また、国及び地方公共団体の施策について規定している<sup>※2</sup>。

※1 詳しくは生物多様性基本法第二条参照

※2 詳しくは生物多様性基本法第十四～二十七条参照

## ○国等による環境物品等の調達に関する法律（グリーン購入法）

国、独立行政法人及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、情報の提供その他必要な事項を定めている。本法律の適用を受ける事業者は毎年度調達目標、調達の推進に関する事項を含めた方針を作成・公表、方針に基づいた調達を推進、調達実績を取りまとめ・公表、環境大臣への通知を求められる。事業者にはできる限り環境物品等を選択するよう努めるものとなっており、いわゆる一般的な責務<sup>※1</sup>が課されている。また、地方公共団体は毎年度環境物品等の調達方針の作成、当該年度の環境物品等及び調達の目標の策定並びに方針に基づく調達を行うことが努力義務となっている<sup>※2</sup>。

※1 詳しくはグリーン購入法第五条参照

※2 詳しくはグリーン購入法第十条参照

### ○環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）

事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保することを目的としている。

地方公共団体は、環境配慮等の状況の公表、環境に配慮した事業活動の促進のための施策の推進が責務となっている※1。また、事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めること、他の事業者に対し、投資その他の行為をするにあたっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めること、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨その他のその製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供を行うように努めるものとすることが求められている※2。

※1 詳しくは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第三条参照

※2 詳しくは環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律第四条及び十二条参照

### ○環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）

持続可能な社会を構築するため、環境保全の意欲の増進及び環境教育※1の推進に必要な事項を定めている。国民、民間団体等は、環境保全活動及び環境教育を自ら進んで行うよう努めるとともに、他の者の行う環境保全活動及び環境教育に協力するよう努めるものとする<sup>ことが求められている。</sup>

また、地方公共団体は、環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する施策の策定及び実施が責務となっている※2。

※1 詳しくは環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第四条参照

※2 詳しくは環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律第六条参照

### ○国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（環境配慮契約法）

国及び独立行政法人等が排出する温室効果ガス等の削減を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築するため、電気の供給、自動車の購入・賃貸借、船舶の調達、ESCO事業による省エネ改修、庁舎等建築物の設計等の契約の際、一定の競争性を確保しつつ、価格に加えて環境性能を含めて評価し、最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者と契約を行うよう努めるものとする<sup>ことが求め</sup>

られている。また、温室効果ガス排出削減を考慮した契約を推進するための基本方針を作成し、方針に基づいた契約を進めること、毎会計年度終了後に契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するよう努める<sup>※</sup>ことも求められている。

※詳しくは国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第八条及び十一条参照

## ■ 遵守しない場合、罰則規定がある主な法律の概要

### ○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）

廃棄物の抑制、適正な処理、生活環境の清潔、公衆衛生の向上等を目的として、廃棄物の定義を明確にしているのをはじめ、自治体や排出者の処理責任について規定している他、廃棄物処理業や処理施設に対する規制等について定めている。

多くの事業者（排出者）は収集運搬業者、処理業者に委託し、その責任を果たすことになり、事業者の産業廃棄物が運搬されるまでの保管基準、収集運搬業者・処理業者との委託基準（産業廃棄物管理票の交付等）等の遵守が求められる。

また、特定の処理施設の事故時における地方公共団体の措置及び立入検査<sup>※</sup>等についても規定されている。

※詳しくは廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十九条及び二十一条二参照

### ○ 資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）

使用済み物品及び副産物の発生抑制のための原材料使用の合理化、再生資源・再生部品の利用、使用済み物及び副産物の再生資源・再生部品としての利用促進、表示による分別回収の促進等の点について、政令で指定する業種及び製品について判断基準を定め、事業者・消費者・公共団体の責務を規定している。政令で指定された業種及び製品<sup>※</sup>は、①特定省資源業種、②特定再利用業種、③指定省資源化製品、④指定再利用促進製品、⑤指定表示製品、⑥指定再資源化製品、⑦指定副産物である。

※詳しくは資源の有効な利用の促進に関する法律第十～三十六条参照

### ○ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）

対象となる容器を製造・利用する事業者、対象となる包装を利用する事業者は特定事業者として再商品化義務が生じる。特定事業者は3つに区分され、それぞれ再商品化の義務を負っている（①特定容器利用事業者<sup>※1</sup>、②特定容器製造事業者<sup>※2</sup>、③特定包装利用事業者<sup>※3</sup>）。なお、一定の小規模事業者<sup>※4</sup>は適用除外となる。

※1 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条参照

※2 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十二条参照

※3 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条参照

※4 詳しくは容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第二条11項参照

### ○特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）

事業者及び消費者が特定家庭用機器<sup>※1</sup>（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・乾燥機）廃棄物を排出する際の収集・運搬料金と再商品化等に必要なりサイクル料の支払<sup>※2</sup>、小売業者による引取<sup>※3</sup>及び製造業者等（製造業者、輸入業者）による再商品化等（リサイクル）の義務付け<sup>※4</sup>等を定めている。

※1 詳しくは特定家庭用機器再商品化法施行令第一条参照

※2 詳しくは特定家庭用機器再商品化法第六条参照

※3 詳しくは特定家庭用機器再商品化法第九条参照

※4 詳しくは特定家庭用機器再商品化法第十八条参照

### ○食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（食品リサイクル法）

食品関連事業者<sup>※1</sup>（食品の製造・加工業者、食品の卸売・小売業者、飲食店業その他食事の提供を伴う事業者）は、毎年度、個々の事業者毎に算出される再生利用等の実施率の達成が求められる。また、食品廃棄物等の前年度発生量が100トン以上の事業者（食品廃棄物等多量発生事業者）は、毎年度主務大臣に食品廃棄物等の発生量や食品循環資源の再生利用等の状況を報告する義務<sup>※2</sup>がある。

※1 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第二条4項参照

※2 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第九条参照

### ○建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）

一定規模以上の建築物等に関する建設工事（対象建設工事）について、対象建設工事受注者または自主施工者は一定の技術基準に従い、当該建築物等に使用されている特定建設資材を分別解体等により現場で分別する義務を負い<sup>※1</sup>、分別解体等に伴って生じた特定建設資材廃棄物を再資源化しなければならない<sup>※2</sup>。

※1 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第九条参照

※2 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第十六条参照

### ○使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）

自動車製造業者等に対し、自らが製造または輸入した自動車が使用済となった場合、その自動車から発生するフロン類、エアバッグ及びシュレッターダストを引き取り、リサイクル（フロン類については破壊）を適正に行うよう義務付けており、それらの処理にかかる費用を再資源化等預託金として自動車所有者が負担するよう規定している<sup>※</sup>。

※詳しくは使用済自動車の再資源化等に関する法律第七十三条参照

### ○水質汚濁防止法（水濁法）

工場・事業場からの公共用水域への排出、及び地下水への浸透を規制している。法で定められた特定施設<sup>※1</sup>を設置し、工場・事業場から排出される水の放流先が公共用水域（河川等）の場合に適用され、設置の届出、測定・記録及び排水基準の遵守が求められる。特定施設を設置している事業者が事故を起こした際の地方公共団体

の措置及び立入検査<sup>※2</sup>等についても規定されている。

※1 詳しくは水質汚濁防止法施行令第一条参照

※2 詳しくは水質汚濁防止法第十四条二及び二十二条参照

## ○下水道法

下水道を、公共下水道、流域下水道、都市下水路の3種に区別し、それぞれの設置・管理の基準等を定めている。法で定められた特定施設<sup>※</sup>を設置し、工場・事業場から排出される水の放流先が下水道の場合に適用され、公共下水道の使用開始時期または水量・水質の変更があった場合の届出、設置の届出、水質の測定及び水質基準の遵守が求められる。

※詳しくは水質汚濁防止法施行令第一条、ダイオキシン類対策特別措置法施行令第一条参照

## ○大気汚染防止法（大防法）

工場や事業場から排出または飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等を定め、規制している。法で定められたばい煙発生施設等<sup>※1</sup>を設置している事業者は、設置の届出、測定・記録、硫黄酸化物、ばいじん、有害物質について定められている規制基準の遵守が求められる。ばい煙発生施設等を設置している事業者が事故を起こした際の地方公共団体の措置及び立入検査<sup>※2</sup>等についても規定されている。

※1 詳しくは大気汚染防止法施行令第二条参照

※2 詳しくは大気汚染防止法第十七条及び二十六条参照

## ○騒音規制法

環境基本法において設定されている環境基準の達成を目標に、工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を定めている。法で定められた指定の地域<sup>※1</sup>に特定施設<sup>※2</sup>を設置する場合に、設置の届出と規制基準の遵守が求められる。

※1 都道府県知事が生活環境を保全する必要があると認める地域を指定する。都道府県の告示や条例で確認

※2 詳しくは騒音規制法施行令第一条参照

## ○振動規制法

工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を定めている。法で定められた指定の地域<sup>※1</sup>に特定施設<sup>※2</sup>を設置する場合に、設置の届出と規制基準の遵守が求められる。

※1 都道府県知事が生活環境を保全する必要があると認める地域を指定（都道府県の告示や条例で確認）

※2 詳しくは振動規制法施行令第一条参照



## ○悪臭防止法

工場その他の事業場の事業活動で発生する悪臭物質の排出について必要な規制を定めている。法で定める規制地域<sup>※1</sup>内で事業活動に伴い悪臭物質を排出（漏出含む）する事業場が適用を受け、悪臭物質の種類毎に定められている規制基準の遵守が求められる。なお、事業場等には測定、届出の義務はなく、測定するのは地方自治体である。また、規制地域内に事業場を設置している事業者が事故を起こした際の地方公共団体の措置及び立入検査<sup>※2</sup>等についても規定されている。

※1 詳しくは悪臭防止法第三条参照

※2 詳しくは悪臭防止法第十条及び二十条参照

## ○エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）

工場、輸送、建築物及び機械器具についてのエネルギーの使用の合理化に関する措置やその他エネルギーの使用の合理化を総合的に進めるために必要な措置を定めている。事業者は前年度におけるエネルギー使用量（原油換算値）を把握し、個別の工場や事業場等事業所単位で把握したエネルギー使用量の合計が1,500kL/年以上の場合には、特定事業者<sup>※1</sup>または特定連鎖化事業者<sup>※2</sup>として指定を受ける。指定を受けた事業者は、エネルギー管理統括者<sup>※3</sup>、エネルギー管理企画推進者<sup>※4</sup>をそれぞれ1名選任・届出するとともに、中長期的な計画書の作成及び定期の報告が求められる。さらに第一種エネルギー管理指定工場<sup>※5</sup>等または第二種エネルギー管理指定工場<sup>※6</sup>等を有している場合には、当該工場・事業場ごとにエネルギー管理者<sup>※7</sup>またはエネルギー管理員<sup>※8</sup>を選任し、届出を行う。

※1 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条参照

※2 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第十九条参照

※3 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条二参照

※4 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条三参照

※5 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第七条四参照

※6 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第十七条参照

※7 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第八条参照

※8 詳しくはエネルギーの使用の合理化に関する法律第十三条参照

## ○特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）

事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防ぐことを目的としており、PRTR制度（化学物質排出移動量届出制度）<sup>※1</sup>とMSDS（化学物質等安全データシート）<sup>※2</sup>の交付の義務付けの2本柱から成り立っている。

※1 Pollutant Release and Transfer Register の略。参考2用語の説明を参照。

※2 Material Safety Data Sheet の略。参考2用語の説明を参照。

## ○ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類に関して、人が生涯にわたって継続的に摂取しても健康に影響を及ぼすおそれがない一日当たりの摂取量（耐容一日摂取量；TDI）<sup>※1</sup>及び大気汚染・水質汚濁（水底の底質含む）・土壌に係る環境基準<sup>※2</sup>を定めている。また、規制の対象となる施設を特定施設<sup>※3</sup>とし、施設毎に排出基準を定めており、特定施設を設置しようとしている事業者は届出が必要となる<sup>※4</sup>。大気基準適用施設又は水質基準適用施設を設置している事業者は排出水を年に1回以上測定を行い、その結果を報告しなければならない<sup>※5</sup>。また、特定施設を設置している事業者が事故を起こした際の地方公共団体の措置及び立入検査<sup>※6</sup>についても規定されている。

※1 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第六条参照

※2 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第七条及び環境庁告示 68号（ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁及び土壌汚染に係る環境基準について）参照

※3 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第二条2項参照

※4 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第十二条参照

※5 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第二十八条参照

※6 詳しくはダイオキシン類対策特別措置法第二十三条及び三十四条参照

## ○高圧ガス保安法

高圧ガスによる災害を防止するため、高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動その他の取扱及び消費並びに容器の製造及び取扱を規制するとともに、高圧ガス保安協会による高圧ガスの保安に関する自主的な活動の促進を目的としており、高圧ガスの製造、貯蔵、消費等の各段階において規制を定めている他、地方公共団体における公共安全のための緊急措置<sup>※1</sup>及び立入検査の権限<sup>※2</sup>等についても定めている。

※1 詳しくは高圧ガス保安法第三十九条参照

※2 詳しくは高圧ガス保安法第六十二条参照

## ○毒物及び劇物取締法（毒劇法）

毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取締を行うことを目的に、毒物又は劇物を販売又は授与の目的で製造又は輸入する者、並びに毒物又は劇物の販売を行う者についてそれぞれ登録することを義務付けている<sup>※1</sup>。また、毒物又は劇物を製造、貯蔵するための設備や取扱（貯蔵方法、表示、譲渡手続等）の他、地方公共団体における立入検査の権限<sup>※2</sup>等についても定めている。

※1 詳しくは毒物及び劇物取締法第三条参照

※2 詳しくは毒物及び劇物取締法第十七条参照

## ○消防法

火災を予防、警戒及び鎮圧し、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、火災又は地震等の災害に因る被害を軽減するために、危険物<sup>※1</sup>の貯蔵・取扱及び運搬に関する基準、事故時の措置等の他、危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所

の位置、構造及び設備<sup>※2</sup>について規定している。

また、貯蔵所等の危険物の流出事故発生時に応急措置を講ずべきことを命ずること<sup>※3</sup>や指定数量以上の危険物を貯蔵、取り扱っている所有者等に対しての資料提出・報告、貯蔵所等への立入検査、関係者への質問<sup>※4</sup>等の地方公共団体における権限を規定している。

※1 詳しくは消防法第二条7項参照  
※2 詳しくは消防法第十～十六条参照  
※3 詳しくは消防法第十六条三参照  
※4 詳しくは消防法第十六条五参照

### ○労働安全衛生法

職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成の促進を目的に、危険・健康障害防止のための義務、衛生管理者、総括安全衛生管理者等の選任・届出等を規定している他、地方公共団体における立入検査<sup>※</sup>等の権限についても定めている。

※詳しくは労働安全衛生法第九十一条及び九十四条参照

## 参考2 用語の説明

### はじめに

#### 温室効果ガス（1頁）：

大気中の二酸化炭素やメタン等のガスは太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがある。これらのガスを温室効果ガスという。温室効果ガスのうち、京都議定書における削減約束の対象物質は、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、HFC類、PFC類、六ふっ化硫黄の6種類。

#### 21世紀環境立国戦略（2頁）：

21世紀環境立国戦略は、2008年に洞爺湖サミットが開催される等、環境問題についての大きな節目の年であることを踏まえ、国内外をあげて取り組むべき環境政策の方向性を明示し、今後の世界の枠組みづくりへ我が国として貢献するための指針として、2007年6月に閣議決定された。

#### 認証・登録（3頁）

エコアクション21認証・登録制度等の制度における「認証 (Certification)」とは、製品、プロセス、サービスが特定の要求事項（基準・標準・規定）に適合していること、つまり「適合性」を第三者が文書で保証する手続きを指す。エコアクション21やISO9001、ISO14001のようなシステム規格への適合性を保証する場合、システム以外の認証と区別するため、「審査登録 (Registration)」という用語を使うこともある。

#### 環境経営（3頁）：

従来の規制対応を中心とした環境保全だけでなく、環境への配慮を企業経営に統合すること。

#### 環境基本計画（3頁）：

環境基本計画は、環境基本法第十五条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めるもの。環境大臣が、中央環境審議会の意見を聴いて案を作成し、閣議決定を経て告示される。

現在の第三次環境基本計画は、2006年（平成18年）4月に閣議決定された。今後の環境政策の展開の方向として、環境と経済の好循環に加えて、社会的な側面も一体的な向上を目指す「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」等を提示している。今後展開する取組として「市場において環境の価値が積極的に評価される仕組みづくり」「環境保全の人づくり・地域づくりの推進」等を決定している。計画の効果的な推進のための枠組みとして、計画の進捗状況を具体的な数値で明らかにするため、重点分野での具体的な指標・目標、総合的な環境指標を設定している。

#### 環境コミュニケーション（3頁）：

環境コミュニケーションとは、持続可能な社会の構築に向けて、利害関係者間のパー

トナーシップを確立するために、環境負荷や環境保全活動等に関する情報を提供し、利害関係者との対話を通じて、互いの理解と納得を深めていくこと。なお、環境コミュニケーションは環境報告よりも広範なもので、環境報告書は環境コミュニケーションのツールの一つ。

ISO14063 (JIS Q14063) (環境マネジメントー環境コミュニケーションー指針及びその事例) では、環境コミュニケーションを「環境に関する課題、側面及びパフォーマンスについて理解の共有を促進するために、情報を提供及び入手し、並びに内部及び外部の利害関係者の対話にかかわる、組織が実行するプロセス」と定義している。

## 第1章 エコアクション2.1 地方公共団体向けガイドライン2009年版の概要

### 継続的改善 (6頁) :

事業者が環境方針に基づき、全体的な環境への取組結果の改善、向上を達成するために、環境への取組と環境経営システムを向上させる繰り返しのプロセス。

### 環境負荷 (7頁) :

環境基本法では、「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものと定義されている。一般に資源・エネルギーの消費、温室効果ガスの排出、廃棄物の排出、環境汚染物質(大気汚染物質、水質汚濁物質等)の排出、自然生態系の破壊、改変が環境負荷と考えられる。

### グリーン購入 (7頁) :

製品やサービスを購入する際に、できる限り環境への負荷が少ないものを優先的に購入すること。環境への負荷を極力少なくし、資源・エネルギーの循環的利用を促進していくためには、自らの事業エリア内における取組のみならず、原材料、部品、製品、サービス(以下、「製品・サービス等」という。)の購入先、いわゆる事業エリアの上流側での取組を積極的に働きかけていくことが必要であり、そのための重要な手法として、環境負荷低減に資する製品・サービス等の優先的購入(グリーン購入・調達)がある。

### 化学物質 (4頁) :

科学的には、元素や元素が結合したものを化学物質という。そのため、自然界のものも、人工的に作り出されたものも全てが化学物質となる。ただし、本ガイドラインでは、化学物質の適正な使用及び管理の観点から、人の健康を損なうおそれ(発がん性、変異原性、感作性等)または動植物の生息もしくは生育に支障を及ぼすおそれ(生態毒性)があるものとし、自主的に管理する必要がある化学物質を原則としてPRTR制度対象物質とする。

## 第2章 エコアクション2.1の認証・登録制度の概要

### 利害関係者 (12頁) :

直接的または間接的に利害関係がある組織や個人をいう。「ステークホルダー」ともいう。企業の利害関係者としては、顧客・消費者、株主・投資家、取引先、従業員、NPO、地域住民、行政組織等がある。

#### 判定委員会（12頁）：

エコアクション2.1地域事務局に設置される地域判定委員会は、地域の環境保全活動、消費者活動等に関わる方、事業者の環境への取組等に関する専門家や学識者等の多様な人により構成され、審査人より送付された審査報告書、その他の関係書類等により、受審事業者の認証・登録の可否を判定する。中央事務局判定委員会は、事業者の環境への取組等に関する専門家や学識者によって構成され、中央事務局は、必要と判断した場合、中央事務局判定委員会を開催して地域判定委員会の結果を審議し、認証・登録の可否を最終的に判定する。受審事業者は、地域事務局の判定委員会の判定結果について異議がある場合は、中央事務局判定委員会に異議を申し立てることができる。

#### 内部監査（15頁）：

エコアクション2.1ガイドラインで規定する要求事項、事業者自身が定めた環境への取組及び環境経営システムの監査基準が満たされている程度を判定するために、監査のための資料（証拠）を収集し、それを客観的に評価するための仕組み。内部監査は、組織内部の者が行うが、監査の公平性、客観性を保つために、監査の対象となる活動から独立した者が行う。自らが責任を持つ活動は監査対象とならない。

#### 環境管理責任者（15頁）：

組織の代表者に任命され、代表者に代わって、ガイドラインで規定する要求事項に従い、環境への取組及び環境経営システムを構築、運用、維持する責任を負うとともに、必要な権限を有する者。代表者の見直しに際し、改善のための提案を含め、環境への取組と環境経営システムの状況を報告する。

### 第3章 環境経営システム

#### ISO14001（19頁）：

正式名称は、ISO14001（JIS Q 14001）（環境マネジメントシステム－要求事項及び利用の手引）。いわゆるPDCAサイクルによる環境マネジメントシステムを構築・運用することにより、システムの継続的改善を図ることを基本としている。

#### PRTR制度（22頁）：

Pollutant Release and Transfer Register（化学物質排出移動量届出制度）。人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすおそれのある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれて事業所の外に移動する量を事業者が自ら把握し、国に報告を行い、国は事業者からの報告や統計資料等を用いた推計に基づき、対象化学物質の環境への排出量等を把握、集計し、公表する仕組みをいう。日本では1999年、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）」により制度化された。

#### 生物多様性国家戦略（28頁）：

生物多様性条約第六条に規定されている生物多様性の保全と持続的利用のための国家

的戦略あるいは計画のことで、締約国はその状況と能力に応じて作成することとされている。この戦略では、生物多様性の保全、持続可能な利用、普及啓発に関する措置、研究の推進、国際協力等多方面にわたる施策・計画が定められ、関連する部門での生物多様性保全、持続可能な利用への取組も求められる。日本では、1995年10月に、政府の生物多様性保全の取組指針として「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で「生物多様性国家戦略」を決定し、2002年3月には、「新・生物多様性国家戦略」を決定した。

#### **生物多様性民間参画ガイドライン（29頁）：**

事業者は消費者も含めた様々な主体と連携して、生物多様性の保全と持続可能な利用に積極的に取り組み、生物多様性に配慮した製品やサービスを提供することを通じて消費者のライフスタイルの転換を促す等、自然共生社会、持続可能な社会の実現に向けて貢献していくことが期待されている。このような考えのもと、事業者の自主的な活動の指針として、生物多様性民間参画ガイドラインが策定された。

○生物多様性ホームページ：<http://www.biodic.go.jp/biodiversity/>

○生物多様性民間参画ガイドライン報道発表資料：

<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=11485>

#### **公害防止管理者（35頁）：**

公害防止関係法により、規制水準の遵守を義務付けられることになった工場の多くは、十分な公害防止体制（人的組織）を整えていないのが実情であったため、1971年6月、工場内に公害防止に関する専門的知識を有する人的組織の設置を義務付けた「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」が制定され、この法律の施行により、公害防止管理者制度が発足した。

特定工場とは、同法において公害防止組織の設置（公害防止管理者の選任）が義務付けられている工場のことで、対象となる業種は事業内容が、製造業（物品の加工業を含む）、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業のいずれかに属しており、「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律施行令」で定める、ばい煙発生施設、特定粉じん発生施設、一般粉じん発生施設、汚水排出施設、騒音発生施設、振動発生施設及びダイオキシン類発生施設のいずれかの施設を設置している工場。

法律が定める公害防止組織は、基本的には「一定規模以上の特定工場」と「その他の特定工場」に大別され、次の三つの職種で構成される。

- ・公害防止統括者：工場の公害防止に関する業務を統括・管理する役割を担い、資格は不要。
- ・公害防止主任管理者：公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する役割を担い、資格を必要とする。
- ・公害防止管理者：公害発生施設または公害防止施設の運転、維持、管理、燃料、原材料の検査等を行う役割を担い、資格を必要とする。

#### **エネルギー管理士（35頁）：**

「エネルギーの使用の合理化に関する法律（省エネ法）」により、規定量以上のエネルギーを使用する工場は、第一種エネルギー管理指定工場に指定されている。このうち

製造業、鉱業、電気供給業、ガス供給業及び熱供給業の5業種は、エネルギーの使用量に応じてエネルギー管理士の免状の交付を受けている人のうちから1人ないし4人のエネルギー管理者を選任しなければならない（前述5業種以外の業種についてはエネルギー管理員の選任）。エネルギー管理者は、エネルギーの使用の合理化に関して、エネルギーを消費する設備の維持、エネルギーの使用の方法の改善及び監視、その他経済産業省令で定めるエネルギー管理の業務を行う（省エネ法第十一条）。

#### **特別管理産業廃棄物管理責任者（35頁）：**

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）では、「爆発性、毒性、感染性その他の人の健康または生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する廃棄物」を特別管理廃棄物として規定し、必要な処理基準を設け、通常の廃棄物よりも厳しい規制を行っている。事業活動に伴い特別管理産業廃棄物を生ずる事業場を設置している事業者は、特別管理産業廃棄物の処理に関する業務を適切に行わせるため、事業場ごとに、一定の要件を満たす者から「特別管理産業廃棄物管理責任者」を選任しなければならない。特別管理産業廃棄物管理責任者の果たすべき役割は、当該責任者が置かれた事業場における特別管理産業廃棄物に係る管理全般にわたる業務を廃棄物処理法に基づき適正に遂行することであり、例えば、特別管理産業廃棄物の排出状況の把握、特別管理産業廃棄物処理計画の立案、適正な処理の確保（保管状況の確認、委託業者の選定や適正な委託の実施、マニフェストの交付、保管等）を行う。

#### **危険物取扱者（35頁）：**

消防法に基づき、一定数量以上の危険物を貯蔵し、または取り扱う化学工場、ガソリンスタンド、石油貯蔵タンク、タンクローリー等の施設には、危険物を取り扱うために必ず危険物取扱者を置かなければならない。甲種危険物取扱者は全類の危険物、乙種危険物取扱者は指定の類の危険物について、取り扱いと定期点検、保安の監督ができる。丙種危険物取扱者は、特定の危険物（ガソリン、灯油、軽油、重油等）に限り、取り扱いと定期点検ができる。化学工場やガソリンスタンド等で、危険物の取り扱い作業に従事している危険物取扱者は、危険物の取り扱い作業の保安に関する新しい知識、技能の習得のため、3年以内毎に、都道府県知事が行う講習を受けなければならない。

#### **内部コミュニケーション（35頁）：**

内部コミュニケーションは、環境への取組及び環境経営システムを効果的に実施するために重要で、事業者内部の情報伝達、情報報告、及びそのための協議、会議等のことである。内部コミュニケーションの方法には、定例の作業グループ会議、ニュースレター、掲示板等が考えられる。

## **第5章 環境への負荷の自己チェックの手引き**

#### **マテリアルバランス（46頁）：**

事業活動に投入された資源・エネルギー量（インプット）と、製造された製品・サービスの生産・販売量、廃棄物・温室効果ガス・排水・化学物質等の環境負荷発生量（アウトプット）を、分かりやすく対比させてまとめたものがマテリアルバランス、そのイ



ンプットからアウトプットまでの流れを取りまとめたものがマテリアルフロー。

#### 二酸化炭素の排出係数（48頁）：

各種の燃料等を燃焼させた場合、どの程度の量の二酸化炭素が排出されるかを計算するための係数。二酸化炭素量を表わす方法として、炭素換算（t-C）と、二酸化炭素基準（t-CO<sub>2</sub>）の2種類がある。「二酸化炭素基準（t-CO<sub>2</sub>）」とは、二酸化炭素の実際の質量のことであり、一方、「炭素換算（t-C）」とは二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の内の炭素分（C）の質量のことで、12t-Cが44t-CO<sub>2</sub>の関係にある。

#### 環境効率指標（49頁）：

環境効率という概念は、1992年にWBCSD（持続可能な発展のための世界経済人会議）により提唱されたもので、「製品もしくはサービスの価値／環境影響」で表わされる。資源の効率的活用を通じ、環境影響や環境負荷の低減を目指すための指標である。環境負荷量1単位当たりの付加価値や売上高等の値が用いられることが多い。分子・分母が形式上逆になる「原単位」についても、ここでは環境効率指標の中にも含めている。環境効率には企業全体のコーポレートレベルだけでなく、製品や事業所等のセグメントレベルのものもある。

なお、資源生産性の向上と環境負荷の軽減を図り、持続可能な社会の実現を目標とする「ファクター」という概念がある。これは、基準となる環境効率を分母とし、目標とすべき環境効率や評価すべき環境効率を分子とするもので、環境効率が何倍上昇したのかを示す指標である。地球規模での持続可能な発展のため、ファクター4やファクター10等が提唱されている。

### 別表1 環境への負荷の自己チェックシート

#### 新エネルギー（57頁）：

「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（新エネルギー法）」において、「新エネルギー利用等」として規定された、技術的に実用化段階に達しつつあるが、経済性の面での制約から普及が十分でないもので、石油代替エネルギーの導入を図るために特に必要なものをいう。具体的には、大きく3つに分かれる。再生可能エネルギー（風力発電、太陽光発電、太陽熱利用等。ただし水力発電は除く）、リサイクルエネルギー（廃棄物発電、廃棄物熱利用等）、従来型エネルギーの新利用形態（燃料電池、天然ガスコージェネレーション等）。

#### MSDS（62頁）：

Material Safety Data Sheet（化学物質安全性データシート）。特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（化管法）は、化学物質による環境の汚染の未然防止に関する国民の関心が急速に高まっていること、有害性が判明している化学物質について、人体等への悪影響との因果関係の判明の程度にかかわらず、事業者による管理活動を改善・強化し環境の保全を図るための、新たな枠組みの整備を図る必要があることから制定された法律で、人の健康を損なうおそれがある等の性状があり、環境中に存在する物質を選定（政令指定）している。この法律において、事業者

が対象化学物質の譲渡等を行うに際し、相手方に対して当該化学物質の性状及び取扱に関する情報を、MSDSとして交付することを義務付けている。

## 別表2 環境への取組の自己チェックリスト

### コージェネレーションシステム (69頁) :

Co-Generation-System。「Co (ともに)」と「Generation (発生する)」の合成語で、エンジン、タービン、燃料電池の発電の際に出る排熱を回収して蒸気やお湯をつくり、冷暖房や給湯等に利用するシステム。一つのエネルギー源から電気と熱を合わせて供給することから「熱電併給」とも呼ばれる。

### COP (69頁) :

Coefficient of Performance (成績係数)。エアコン、冷凍機、ヒートポンプ等のエネルギー消費効率を表す指標で、消費電力1kW当たりの冷却能力または加熱能力を表した値である。この値が大きいほど効率がよいことを示す。

### 再生材料 (78頁) :

使用された後に廃棄された製品の全部若しくは一部または製品の製造工程の廃棄ルートから発生する端材若しくは不良品を再生利用したものをいう。ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。

### エコドライブ (82頁) :

自動車の運転の際、運行方法を改善させ、それにより燃費を改善させること。エコドライブにより、燃費改善により二酸化炭素排出量の削減につながる他、ガソリン代節約にもつながる。